

第4期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和3(2021)年度

第10期川崎市男女平等推進審議会

ヒアリング結果報告書

令和4(2022)年12月

川崎市

はじめに

平成11（1999）年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」第14条において、地方公共団体は男女共同参画社会の実現に向けて、地域の現状を踏まえた施策に取り組むことが求められており、近年は、あらゆる分野における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進が必要となっています。

川崎市では、平成13（2001）年に、「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行し、平成16（2004）年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。また、平成30（2018）年3月には「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第4期行動計画」という。)を、令和4（2022）年3月には「第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第5期行動計画」という。)を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第9条に基づく年次報告書として、第4期行動計画の計画期間の最終年度となる令和3（2021）年度における施策事業の実施状況や今後の課題、また、川崎市男女平等推進審議会が行動計画のさらなる推進に向けて実施したヒアリング調査の結果（評価と提言など）について取りまとめたものです。

「男女平等のまち・かわさき」の実現のためには、行政がこうした実施状況や課題を踏まえて取組を進めていくことはもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、連携して取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

令和4（2022）年12月

目 次

I 第4期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書 令和3(2021)年度

1	第4期川崎市男女平等推進行動計画 体系図	1	ページ
2	第4期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について	3	ページ
3	令和3(2021)年度進捗状況調査	18	ページ
	(1) 調査概要	18	ページ
	(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について	19	ページ
	(3) 各局本部(室)区男女共同参画推進員による評価について	21	ページ
4	個別事業の進捗状況について	24	ページ

II 第10期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

1	趣旨	81	ページ
2	令和4(2022)年度のテーマ	81	ページ
3	実施概要	81	ページ
4	結果の取扱い	81	ページ
5	ヒアリング結果による評価と提言	82	ページ
6	ヒアリング結果概要	88	ページ
7	川崎市男女平等推進審議会について	106	ページ

【参考資料】

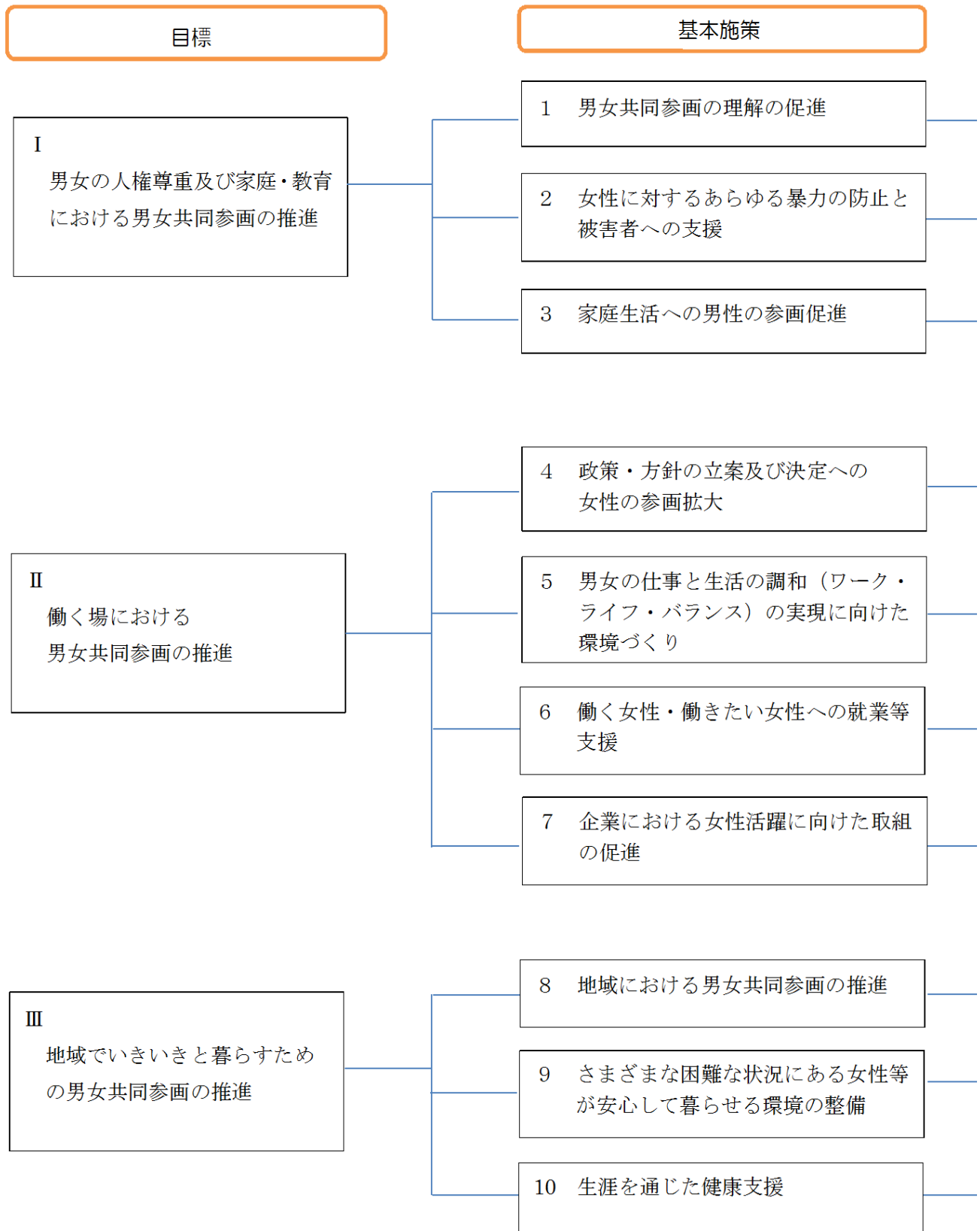
令和3（2021）年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕 111 ページ

令和3（2021）年度男女共同参画推進員による評価シート
〔様式2〕 112 ページ

男女平等かわさき条例 113 ページ

I 第4期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
令和3(2021)年度

1 第4期川崎市男女平等推進行動計画 体系図



施 策

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (4) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
- (5) メディア・リテラシーの向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進
- (6) 市職員の意識改革
- (7) 男女平等推進のための統計の実施及び公表

- (8) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進
- (9) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (10) さまざまなハラスメントの防止と被害者支援の推進
- (11) 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進

- (12) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- (13) 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進
- (14) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- (15) 審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (16) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (17) 企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進

- (18) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (19) 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進
- (20) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進
- (21) 長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- (22) 仕事と生活の両立に向けた住環境づくり
- (23) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (24) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援
- (25) 女性の参画分野の拡大支援
- (26) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (27) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (28) 職場における男女共同参画に関する理解の促進
- (29) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

- (30) 女性の活躍推進に向けた企業への啓発
- (31) 企業の女性活躍推進に関する取組の支援
- (32) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大

- (33) 地域活動における男女共同参画の促進
- (34) 男女共同参画センターの取組の推進
- (35) 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進
- (36) 男性が地域活動に参画できる環境づくり
- (37) 地域における子どもの自己形成や社会参画の促進
- (38) 防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大

- (39) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援
- (40) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援
- (41) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (42) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進
- (43) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- (44) ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進
- (45) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

- (46) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (47) 妊娠・出産などに関する健康支援
- (48) 性差医療の推進
- (49) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (50) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進
- (51) こころと体の健康に関する相談事業の推進

2 第4期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

I-1

各事業の所管課による自己評価（26ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標Iにおける令和3（2021）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策1「男女共同参画の理解の促進」）

近年、男女共同参画社会の形成に向けては、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識の解消と併せて、誰もが性に関する「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」があることへの理解を促進していくことが重要だと言われています。このため、令和3年度の「男女平等かわさきフォーラム」（令和4年2月19日開催）では、坂東眞理子さんを講師にお迎えし、「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を超えて」をテーマに講演を行いました。会場での聴講と録画配信で開催し、延べ373人が参加しました。講演後のアンケートでは、回答者の約9割がフォーラムの内容を普段の生活でも実践したいと回答し、特に子育てや職場で意識改革を進めたいという意見が寄せられました。さらに、市内44団体で構成される「男女共同参画ネットワーク」の全体会議では（令和4年3月18日開催）、「アンコンシャス・バイアスを知ろう！～誰もが輝ける組織となるためのヒント～」をテーマに、職場におけるアンコンシャス・バイアスへの対処法をグループ・ワークを通じて学ぶ講演会を実施し、ネットワークの会員や市職員が参加しました。性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮できるよう、今後も引き続き啓発を推進していきます。

（基本施策2「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大開始以降、全国的にDV被害の増加・深刻化が顕在化しています。「女性のための総合相談」においても、相談件数は令和2年度の328件から、令和3年度は783件と増加傾向にあります。相談件数が増加した背景には、相談体制等の見直しや、DV相談に関する相談員間の認識の共有、感染症の影響の長期化に伴うDVの深刻化及び相談行動を促進する社会認識の変化などが考えられます。こうした相談を通じた支援と併せて、男女共同参画センターは自助グループ支援や、編み物をしながら参加者が気軽に交流できる場である「ニットカフェ」などの居場所づくり事業にも取り組んでいます。引き続き相談窓口の周知を行うとともに、地域でDV被害者が安心して暮らしていけるよう、居場所づくりや見守り支援が求められています。

毎年11月12日から11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間となっています。国では令和2年度から性犯罪・性暴力対策の強化に取り組んでおり、令和3年度のテーマは、「性暴力を、なくそう」でした。このテーマを受けて、川崎市男女共同参画センターでは20代の若年層を対象に、「第三者（傍観者）介入ワークショップ」を実施し、日々の生活の中で直面するハラスメントや性暴力に対して、どのように周囲が関与し防止に向けたアクションをとれるかを学ぶ講座を実施しました。引き続き、デートDVや性暴力の被害者及び加害者を生み出さないための予防対策を推進していきます。

（基本施策3「家庭生活への男性の参画促進」）

平成28年度に開設した「男性のための電話相談」の相談件数は増加傾向にあり、令和3年度の相談件数は243件となりました。こうした背景に、新型コロナウイルス感染症の影響下で、ストレスや孤独感を深める人の増加、男性相談に対する認識の拡大、相談員の対応力の向上、一定数のリピーターの固定化が挙げられます。相談内容としては、暴力被害及び暴力加害に関する相談件数が増加しており、特に加害抑止に向けて、電話相談の中でどのように関わることができかが課題となっています。

I-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標Iに係る数値等をまとめました。

※内容は令和3年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和4年4月1日現在のものです。

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

(1) メディア等での情報発信

- ・新聞、ラジオ（FMかわさき等）、タウン誌、インターネット、男女共同参画センター発行の情報誌「すくらむ」（年3回、各4,000部作成）など、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施しました。
- ・第4期行動計画や年次報告書等を市ホームページ内の男女平等施策のページにて公表しました。
- ・家庭、職場、地域等における女性の活躍推進に関する事業や取組をとりまとめた「かわさき女性応援ページ」を市ホームページで公開し、適宜情報を更新しました。
- ・男女共同参画センターのホームページにより、施設紹介、講座・イベントの案内や相談・支援等についての情報提供を実施しました。

ホームページアクセス件数

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
川崎市男女平等施策の ホームページ	20,916件	29,159件	34,426件
男女共同参画センターの ホームページ	106,442件	93,653件	110,148件

【市民文化局人権・男女共同参画室】

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度～令和3(2021)年度事業報告書】

●川崎市男女平等施策のページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

・かわさき女性応援ページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-8-0-0-0-0-0-0-0.html>)

●男女共同参画センター（すくらむ21）のホームページ

(<https://www.scrum21.or.jp/>)

すくらむ21

検索

(2) 市の広報資料における表現の点検

- ・市が作成する様々な刊行物が、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるよう、庁内の男女共同参画推進連絡会議において、「公的広報の作成に関する表現の手引」（以下「手引」という。）を配布し、事例を交えながら各局本部(室)区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。
- ・広報広聴主管会議において、各局本部(室)区の担当者に対し、手引に基づいた広報の実施について周知しました。
- ・広報物作成を業者に委託する場合も行政が作成する場合と同様に、「手引」に沿って作成するよう委託業者に説明し、依頼するよう周知を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(1) 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の推進

DV防止対策や被害者支援を具体的に推進するために策定した「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、裁判所、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、DV被害者支援の状況の情報提供や意見交換等を行い、効果的な被害者支援に向けて、緊密かつ円滑な連携に努めました。なお、平成28(2016)年度から裁判所がオブザーバーとして参加しています。

【こども未来局】

(2) DV相談対応件数 (DV被害者相談)

	DV相談支援センター（総合相談窓口）における相談件数	区役所におけるDV相談件数	男女共同参画センター相談事業におけるDV相談件数	人権オンブズパーソンにおけるDV相談件数	DV相談対応総件数
平成29(2017)年度	249件	952件	311件	24件	1,536件
平成30(2018)年度	403件	2,388件	283件	14件	3,088件
令和元(2019)年度	464件	3,885件	336件	13件	4,698件
令和2(2020)年度	718件	4,773件	328件	14件	5,833件
令和3(2021)年度	595件	5,259件	810件	22件	6,686件

※平成30年度に相談件数の把握方法を内閣府の報告用統計に合わせたこと等をうけ、区役所における相談対応件数が前年度に比べ大幅に増加しています。

【こども未来局】

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護件数

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
一時保護件数	34件	16件	32件	35件	28件

【こども未来局】

(4) 緊急一時保護施設への財政支援の状況

市内でDV被害者等のための一時保護施設を運営する民間団体が安定的・継続的に活動できるよう、1施設当たり750万円の補助を行いました。

【こども未来局】

(5) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計
平成29(2017)年度	4,731件	111件	4,842件
平成30(2018)年度	4,558件	112件	4,670件
令和元(2019)年度	4,769件	95件	4,864件
令和2(2020)年度	5,179件	120件	5,299件
令和3(2021)年度	2,511件	162件	2,673件

※令和3年度は頻回者対応の実施、統計における無言電話件数の除外、相談体制の見直し等を行ったことを受け、相談件数が前年度比で減少しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度～令和3(2021)年度事業報告書】

(6) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、支援物資の募集を団体・事業等に行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計1,430点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通じて、DV被害者の方へ提供しました。

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
支援物資数	2,952点	3,052点	1,273点	1,916点	1,430点

※令和元(2019)年度から支援団体が特に必要とする支援品目に限定して募集する方式に変更したため、支援物資数が減少しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度～令和3(2021)年度事業報告書】

(7) DVをなくすための啓発活動

DV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」のパンフレットに広報を掲載したほか、若年層を対象にデートDVを予防・啓発することを目的として、デートDV予防啓発講座を市内の中学校、高等学校、大学等で計11回実施し661名の参加がありました。

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、市ホームページに専用コンテンツを掲載するほか、区役所番号表示システムや広報コーナーなどで、DV防止に向けた展示・広報を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策3 家庭生活への男性の参加促進

(1) 男女共同参画センターにおける男性のための電話相談事業相談件数

男女共同参画センターでは、平成28(2016)年度より男性相談員による男性のための電話相談事業を実施しています。相談窓口の周知に当たっては、広報チラシ及び広報用相談カードの配布先を増やし、必要な方に情報が届くよう広報に努めました。

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
相談件数	103件	133件	187件	233件	243件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度～令和3年(2021)年度事業報告書】

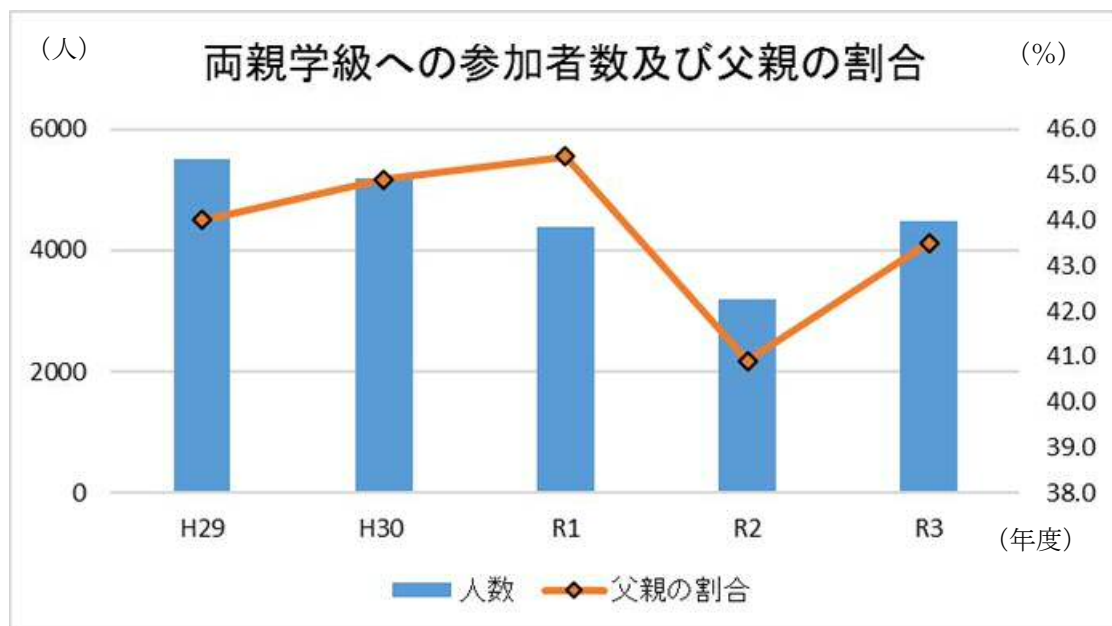
(2) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
開設回数		118回	106回	92回	150回	162回
開設延日数		270日	258日	228日	201日	192日
参加者数	総数	5,196人	5,513人	4,387人	3,188人	4,486人
	うち男性	2,333人	2,426人	1,993人	1,297人	1,950人
受講者延べ数		8,992人	8,656人	7,577人	3,609人	4,803人

※令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施回数と参加者数が減少しています。

【こども未来局こども保健福祉課】



II-1

各事業の所管課による自己評価（42ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標IIにおける令和3（2021）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標II 働く場における男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策4「政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大」）

審議会等委員に占める女性の割合については、令和3年度までに40%となるよう取組を進めてきましたが、令和3年6月現在の数値は31.2%となり、目標達成に至りませんでした。こうした状況の課題把握のため、令和4年3月に審議会所管部署にアンケート調査を実施し、女性委員の確保が難しい要因、女性委員の確保に向けた各部署の取組、人権・男女共同参画室からの働きかけとして効果的だと思われる取組について把握しました。本市の審議会等の女性参加比率は政令都市の中でも低位にとどまっており、アンケート結果を踏まえ、実効性のある取組を検討・実施していきます。

（基本施策5「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり」）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コロナ禍に即した子育て支援やワーク・ライフ・バランスに向けた取組が必要となっています。各区役所で実施する子育てグループの交流会や子育てサロンは、感染予防対策をしながら対面での開催を行うとともに、一部ハイブリッド方式やオンライン方式も導入し、子育て中の親の支援や育児に関する情報提供・共有を行いました。コロナ禍で子育て中の家庭が孤立しないよう、引き続き交流会や子育てサロンを開催し、交流機会の提供を推進していきます。

（基本施策6「働く女性・働きたい女性への就業等支援」）

川崎市では、「特定創業支援事業」（各事業に定められた修了条件を満たした場合、法人設立時の登録免許税の減額、信用保証枠の拡大等の支援を受けることができる）の一環として、女性起業家ビギナーズ向け「起業プラン作成支援講座」を実施しています。多様な働き方が注目される中、副業や創業に向けた補助金に対する関心も高まっており令和3年度は、女性のための起業・経営相談への相談希望者が4月から前年度に比べ多い傾向が見られました。このため、川崎市産業振興財団の協力を得て、同年度中に税理士相談の拡充を行いました。また、創業・融資無料相談会、起業家向け無料相談会については、川崎市信用保証協会や日本政策金融公庫川崎支店の協力を得て、当初予定していた回数を上回る回数を実施しました。今後も女性起業希望者・起業家の多様なニーズに応えた講座や相談事業を推進していきます。

（基本施策7「企業における女性活躍に向けた取組の促進」）

川崎市男女共同参画センターでは、市内企業における女性従業員の定着や女性リーダーの養成・増加に向けた連続講座を平成28年度から実施しています。5回中4回以上参加のあった事業所には「女性活躍推進事業者 認定証」を交付しており、令和3年度は22の市内事業所が認定証の交付を受けました。認定証については、女性活躍に取り組む市内中小企業を認証する「かわさき☆えるぼし」認証制度における評価項目の一つにもなっており、講座の受講が女性活躍に関心の高い企業間のネットワークづくりの機会にもなっています。

II-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標IIに係る数値等をまとめました。

※内容は令和3年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和4年4月1日現在のものです。

基本施策4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

(1) 川崎市における審議会等への女性の参加比率

数値目標：①審議会等委員の女性比率が令和3(2021)年度までに、40%となるよう目指す。
②女性委員ゼロの審議会等をなくす。

(各年6月1日現在)

	審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性委員の参加比率①	女性委員ゼロの審議会等の数②	委員がほぼ同数で構成されている審議会等の割合
平成29 (2017)年度	271	3,192人	1,017人	31.9%	24	34.7%
平成30 (2018)年度	284	3,110人	956人	30.7%	20	35.9%
令和元 (2019)年度	282	3,022人	943人	31.2%	21	36.9%
令和2 (2020)年度	286	3,046人	946人	31.1%	19	38.5%
令和3 (2021)年度	270	2,930人	914人	31.2%	22	36.3%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 市役所における女性の管理職登用等状況

①市の役付職員に占める女性比率

数値目標：令和3(2021)年度までに、課長級30%を目標とする。

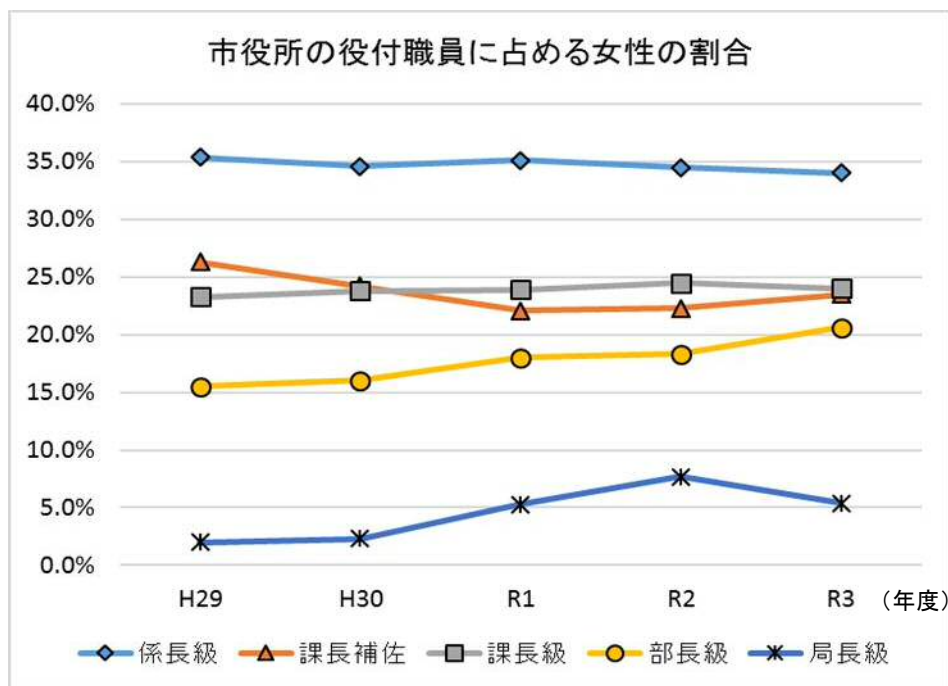
(各年4月1日現在)

	新規採用職員に占める女性割合	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
平成29 (2017)年度	50.4%	42.4%	35.4%	26.3%	23.3%	15.5%	2.0%
平成30 (2018)年度	54.3%	42.5%	34.6%	24.2%	23.8%	16.0%	2.3%
令和元 (2019)年度	49.7%	42.6%	35.1%	22.1%	23.9%	18.0%	5.3%
令和2 (2020)年度	49.9%	42.9%	34.5%	22.3%	24.5%	18.3%	7.7%
令和3 (2021)年度	52.7%	43.3%	34.0%	23.5%	24.0%	20.6%	5.4%

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100

平成29(2017)年度数値から県費から市費に移行した教職員分を含みます。

【新規採用職員に占める女性の割合 出典：川崎市職員の人事に関する統計報告平成28(2016)年～令和3(2021)年、女性職員比率・管理職登用状況：総務企画局人事課】

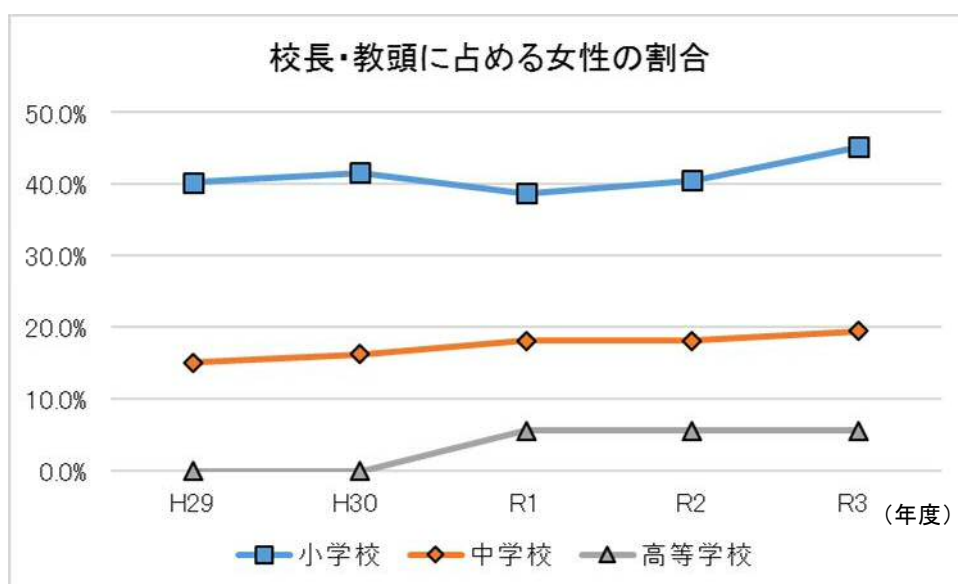


(3) 学校教員及び校長・教頭等に占める女性の割合

(各年4月1日現在)

	女性教員 比率	小学校		中学校		高等学校	
		校長	教頭・副校長	校長	教頭・副校長	校長	教頭・副校長
平成29 (2017)年度	—	28.3%	52.2%	15.4%	14.8%	0.0%	0.0%
平成30 (2018)年度	59.2%	33.6%	49.6%	11.5%	21.1%	0.0%	0.0%
令和元 (2019)年度	59.2%	32.4%	45.2%	13.4%	23.1%	0.0%	11.1%
令和2 (2020)年度	59.0%	33.3%	47.8%	13.5%	21.1%	0.0%	0.0%
令和3 (2021)年度	59.2%	39.5%	50.9%	17.3%	19.2%	0.0%	0.0%

【教育委員会教職員人事課】



(4) 川崎市内の民間企業・事業所の管理職に占める女性の割合

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
管理職に占める女性の割合	5.2%	6.5%	6.8%	10.9%	—

※令和3年度は該当する数値の把握なし

【出典 平成28(2016)～令和2(2020)年度版 川崎市労働白書】

(5) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」(すくらむネット21)における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(参加44団体)を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・令和3(2021)年度は「固定的性別役割分担意識(アンコンシャス・バイアス)の解消」を年間のテーマに設定し、テーマに基づき、情報収集や発信、フォーラムや全体会議での講演会の開催を行いました。
- ・男女共同参画かわさきフォーラムは、昭和女子大学理事長・総長である坂東眞理子さんを講師としてお招きし、「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を超えて」をテーマに、講演をしていただきました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、録画配信という形式で実施しました。
- ・全体会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面とオンラインのハイブリッドで実施しました。

参加団体(44団体) 令和4(2022)年4月現在

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| (1) 川崎商工会議所 | (23) 専修大学 |
| (2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会 | (24) 日本映画大学 |
| (3) 川崎工業振興倶楽部 | (25) 日本ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (4) 川崎市工業団体連合会 | (26) ガールスカウト川崎市連絡会 |
| (5) セレサ川崎農業協同組合 | (27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟 |
| (6) 国際ソロプチミスト川崎 | (28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団 |
| (7) 国際ソロプチミスト川崎一百合 | (29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 |
| (8) 公益社団法人 川崎市医師会 | (30) 川崎市レクリエーション連盟 |
| (9) 公益社団法人 川崎市病院協会 | (31) 川崎地域連合 |
| (10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会 | (32) 川崎市全町内会連合会 |
| (11) 公益社団法人 川崎市獣医師会 | (33) 川崎市PTA連絡協議会 |
| (12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会 | (34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 |
| (13) 公益社団法人 川崎市看護協会 | (35) 川崎人権擁護委員協議会 |
| (14) 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
川崎支部 | (36) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会 | (37) 川崎市地域女性連絡協議会 |
| (16) 川崎市理容協議会 | (38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 |
| (17) 川崎市美容連絡協議会 | (39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| (18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 | (40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 |
| (19) 川崎市立小学校長会 | (41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター |
| (20) 川崎市立中学校長会 | (42) 川崎市総合文化団体連絡会 |
| (21) 川崎市立高等学校長会 | (43) 昭和音楽大学 |
| (22) 川崎市特別支援学校長会 | (44) 田園調布学園大学 |

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

(1) 子育て支援施設の概況

- ・川崎市の令和3（2021）年4月1日現在の保育所数（小規模含む。）は520か所です。在籍児童数は3万5,493人と、前年度比で4%増加しました。
- ・市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が一定の基準に基づき認定し運営費等の助成を行う川崎認定保育園（平成25（2013）年4月から開始）、低年齢児（0～2歳児）を対象とした小規模のおなかま保育室、地域保育園などがあります。
- ・小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内の全ての公立小学校に設置しています。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
保育所の概況	施設数	387	420	452	484	520
	在籍人員	27,762人	29,826人	32,765人	34,092人	35,493人
	待機者	0人	18人	14人	12人	0人
わくわくプラザの利用状況	設置数	113	113	114	114	114
	在校児童数	72,682人	73,458人	74,009人	73,681人	73,789人
	登録児童数	36,106人	35,895人	36,703人	26,665人	24,956人
	登録率	49.7%	48.9%	49.6%	36.1%	33.8%

【保育所の概況：川崎市統計書令和3（2021）年度版
わくわくプラザの利用状況：こども未来局青少年支援室】

(2) ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合

数値目標：令和3（2021）年度までに、75%以上を目指す。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合		68.0%	70.0%	74.0%	76.8%	79.1%

【出典 平成29（2017）～令和3（2021）年度版 川崎市労働白書】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

		20% 未満	20- 29%	30- 39%	40- 49%	50- 59%	60- 69%	70- 79%	80% 以上	無回答
事業所 (n=869)		12.4%	5.9%	16.6%	8.3%	15.9%	11.0%	9.4%	17.4%	3.2%

※調査事業所数に占める割合

【出典 令和3（2021）年度版 川崎市労働白書】

(4) 市役所における男性の育児休業取得状況

数値目標：令和3(2021)年度までに、配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合10%を目指す。

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
割合 (人)	5.6%	7.1%	10.3%	17.8%	28.3%

※(算出方法) = 育児休業を取得した男性職員数 / 子の誕生を迎えた男性職員数

【総務企画局人事課】

(5) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
平均取得 日数	男性14.2日 女性13.1日	男性15.0日 女性13.2日	男性15.4日 女性14.6日	男性14.4日 女性13.7日	男性14.7日 女性13.2日

【総務企画局人事課】

(6) 市役所における男女別介護休業取得者の人数

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
男性	3人	0人	4人	4人	2人
女性	2人	3人	4人	3人	7人

【総務企画局人事課】

(7) 市役所職員の時間外勤務状況：年間480時間を超える時間外勤務者数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
男性	506人	375人	613人	667人
女性	108人	110人	208人	257人

【総務企画局人事課】

基本施策6 働く女性・働きたい女性への就業等支援

(1) キャリアサポートかわさきにおける女性年間就業者決定者数

数値目標：令和3(2021)年度までに、「キャリアサポートかわさき」における女性年間就業決定者数が275人以上になるよう目指す。

	平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和2 (2020)年度		令和3 (2021)年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
登録者数	362人	604人	347人	676人	347人	460人	425人	459人
就労決定者数	179人	311人	176人	327人	176人	236人	175人	200人

【経済労働局労働雇用部】

(2) 男女共同参画センターでの女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

- ・就業支援講座として、非正規シングル女性のためのキャリア講座(計2回)、育児休業からの復帰女性キャリア講座(計1回)、次の一步を踏み出す女性のためのパソコン講座(計6回)を開催しました。
- ・女性のための再就職等キャリア・就業相談は、毎週1回土曜日に開催し、延51人の相談を受けました。よりよい再就職・転職に向けて、キャリアの整理や履歴書・職務経歴書の書き方や、社会保険・雇用保険等に関する情報提供、採用試験への準備などについて相談支援を実施しました。
- ・今年度から、就職や就業継続を希望する女性を対象に「働きはじめる、働き続ける女性のためのカフェ」を開催し、グループ相談の機会も設定しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和2(2020)年度事業報告書】

基本施策7 企業における女性活躍に向けた取組の促進

(1) 「かわさき☆えるぼし」認証企業数

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
新規認証企業数	24社	19社	18社	26社
総認証企業数	24社	43社	59社	83社

※平成30年度認証制度創設。認証期間は令和3年度から2年間から3年間に変更

【市民文化局人権・男女共同参画室】

Ⅲ－１

各事業の所管課による自己評価（６４ページ～「４ 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第４期行動計画の目標Ⅲにおける令和３（２０２１）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策８「地域における男女共同参画の推進」）

川崎市男女共同参画センターでは、施設内のホールを活用した「シネマ&トーク」を令和３年度は２回開催しました。１回目は、父親の子育て参画に向けて、夏休み期間中に親子で気軽に参加できるイベントとして、親子上映会「ムーミン谷の彗星」を行いました。２回目は、３月８日の国際女性デー関連イベントとして、ドキュメンタリー映画「おおよそ７０表現する女たちから ２１世紀をゆく そよさんへ」を上映し、映画の企画者によるスペシャルトークも実施しました。地域に根差した男女共同参画センターが、市民にとって身近に男女共同参画を学ぶ場になるよう、引き続く幅広い年齢層を対象に、多様なニーズや関心に応えた講座やイベントを推進していきます。

（基本施策９「さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備」）

新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化する中で、DV相談件数の増加や女性自殺者数の増加が顕在化しており、困難や不安を抱える女性への支援が課題となっています。川崎市では、令和３年度地域女性活躍交付金を活用して相談機能の拡充を行い、川崎市男女共同参画センターではフリーダイヤルによる電話相談を実施するとともに、区役所、社会福祉協議会、ハローワーク、川崎市男女共同参画センターにおいて生理用品と相談窓口一覧を同封した「つながりサポート品」の配布を行いました。また、困難を抱える女性の実態把握に向け、「非正規シングル女性に対する影響調査」を実施しました。調査結果から、コロナ禍でシングル女性（無配偶（未婚・非婚・離別・死別）の女性）は、仕事・収入・家計・心身の健康など、様々な面で影響を受けていること、苦しい状況にある人ほど相談できる相手が少ないこと、また支援ニーズがあり実際に支援や制度の存在を認識している場合でも、支援を利用するには至らないことがあることを把握しました。事業や調査結果を踏まえ、わかりやすい情報提供や課題整理に寄り添った支援などを検討していきます。

（基本施策１０「生涯を通じた健康支援」）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、経済的な理由で生理用品を購入できないという「生理の貧困」問題が顕在化し、女性の健康や尊厳に係る問題として取組が求められています。川崎市では上記のとおり、「地域女性活躍交付金」を使用して、令和３年１０月から生理用品の配布を実施するとともに、民間企業との連携により、幸区役所、市立看護短期大学等の女性個室トイレにおける生理用ナプキンの無料配布サービスを開始しました。また、生理用品が必要な児童生徒に対して市立学校の保健室等で渡すとともに、日頃の対話等から児童生徒の健康状況や課題等を把握し、必要な保健指導や支援を実施しています。身近な公共施設や学校における生理用品の提供を通じ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が維持・促進される環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

Ⅲ-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標Ⅲに係る数値等をまとめました。

※内容は令和3年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和4年4月1日現在のものです。

基本施策8 地域における男女共同参画の推進

(1) 町内会・自治会の会長に占める女性の割合

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
女性の割合	10.2%	8.8%	9.6%	9.7%	9.1%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) PTA会長に占める女性の割合

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
女性の割合	12.2%	10.5%	13.0%	12.9%	10.5%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(3) 消防団員に占める女性の割合

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
女性の割合	7.4%	10.3%	11.0%	11.9%	11.9%

【出典 平成29年～令和3年消防年報】

(4) 男女共同参画センターの施設利用状況

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
利用件数	5,001件	5,403件	5,016件	3,430件	4,453件
利用者数	150,836人	159,345人	133,825人	57,017人	85,339人

※令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設利用の自粛要請期間等が利用件数及び利用者数に影響しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度～令和3(2021)年度事業報告書】

(5) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
講座・研修数		104	122	183	133	113
開催回数		175回	184回	268回	221回	—
参加者延べ人数	女性	1,280人	2,410人	3,571人	1,652人	3,405人
	男性	335人	448人	875人	428人	180人

※令和3年度より講座数はコマ数としてカウントする方式に変更しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度～令和3(2021)年度事業報告書】

(6) 男女共同参画センターにおける出前講座及び研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関連する講座や研修を地域の事業所や学校等で実施しました。令和3(2021)年度は、学校でのいのちの安全教育や防災講座、事業所でハラスメント予防講座等を実施しました。

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
出前講座及び 研修件数	15件	14件	20件	4件	8件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和3(2021)年度事業報告書】

基本施策9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 自立や就労に課題を抱える若年者を対象とした支援

- ・厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える15歳から39歳までの若年者を対象に、キャリアコンサルタント等による個別相談や「働く」ことに対する不安や悩みを解消していくことを目指したセミナーなど事業を実施しました。

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
登録者数	男性 190人	男性 197人	男性 137人	男性 92人	男性 109人
	女性 139人	女性 157人	女性 121人	女性 68人	女性 84人
進路 決定者数	男性 95人	男性 107人	男性 78人	男性 63人	男性 36人
	女性 77人	女性 122人	女性 74人	女性 52人	女性 37人

【経済労働局労働雇用部】

基本施策10 生涯を通じた健康支援

(1) がん検診等の受診率

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
子宮がん*	23.9%	23.3%	24.1%	24.4%	15.1%
乳がん	19.0%	18.1%	19.5%	19.2%	11.8%
骨粗しょう症	4.0%	4.7%	4.7%	4.7%	4.9%

※子宮がん検診は基本的には頸部の細胞診ですが、医師が必要と認めた場合にのみ体部の細胞診も実施しており、頸部と体部合わせて子宮がん検診の受診率を算出しています。令和3年度より、子宮がん検診、乳がん検診の受診率算出方法における対象の範囲を変更したことにより、受診率が減少しています。

【健康福祉局保健医療政策部】

3 令和3(2021)年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、条例第9条(*)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検及び評価し、その結果を広く市民や事業者公表するとともに、施策へ反映していくための資料とすることを目的としています。

* 第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第4期川崎市男女平等推進行動計画」に掲げる事業を所管する全局本部(室)区

2 調査期間

令和4(2022)年2月24日～令和4(2022)年3月25日

3 調査方法

- ① 令和3(2021)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕(111ページ参照)

内 容：各事業の所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画や課題について点検し、令和3年度における施策事業の達成度を5段階で自己評価しました。

達成度(数値目標がない場合)

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
- B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
- C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
- D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
- E 事業を実施していない

※“目標”とは、行動計画に位置付けられた3つの目標を指します

達成度(数値目標がある場合)

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

調査結果：概要19ページ～20ページ、個別24ページ～79ページ

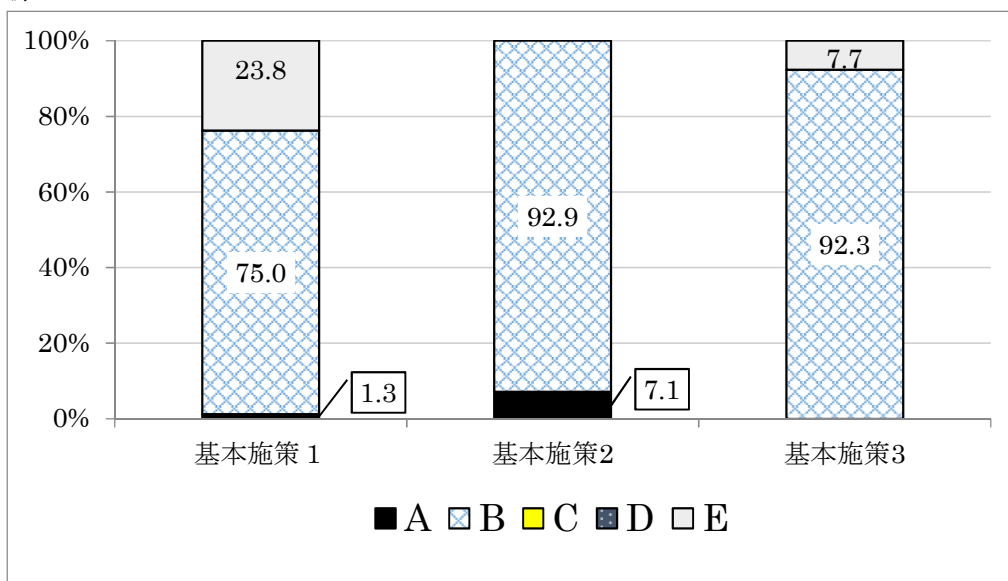
- ② 令和3(2021)年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式2〕(112ページ参照)

内 容：各局本部(室)区の男女共同参画推進員による局内事業の確認と点検
調査結果：21ページ～23ページ

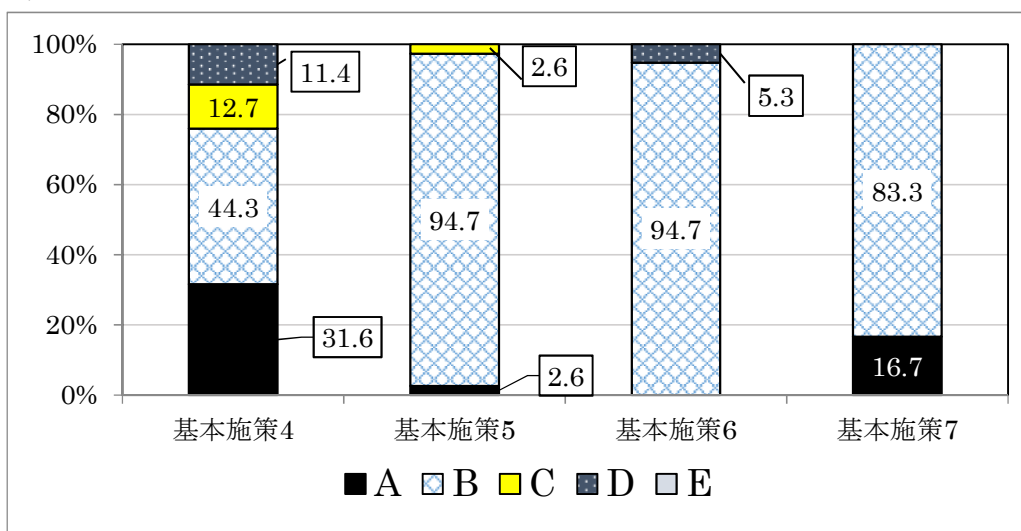
(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について

各所管課による事業の達成度を5段階で自己評価した結果を、基本施策ごとに、グラフにまとめました。

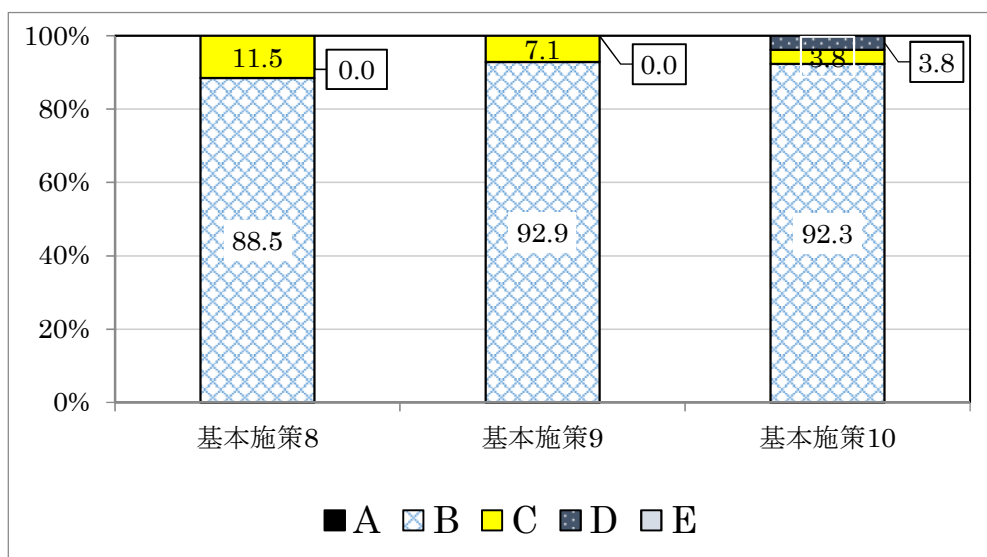
目標Ⅰ



目標Ⅱ



目標Ⅲ



所管課による各事業の進捗状況の自己評価（一覧）

		施策内容	事業数	達成度（％）				
				A	B	C	D	E
目標Ⅰ	基本施策 1	男女共同参画の理解の促進	18	1.3	75.0	0	0	23.8
	基本施策 2	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	13	7.1	92.9	0	0	0
	基本施策 3	家庭生活への男性の参画促進	6		92.3	0	0	7.7
目標Ⅱ	基本施策 4	政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	10	31.6	44.3	12.7	11.4	0
	基本施策 5	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり	20	2.6	94.7	2.6	0	0
	基本施策 6	働く女性・働きたい女性への就業等支援	14		94.7	0	5.3	0
	基本施策 7	企業における女性活躍に向けた取組の促進	8	16.7	83.3	0	0	0
目標Ⅲ	基本施策 8	地域における男女共同参画の推進	12	0	88.5	11.5	0	0
	基本施策 9	さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備	14	0	90.5	7.1	2.4	0
	基本施策 10	生涯を通じた健康支援	10	0	84.6	11.5	3.8	0

※達成度（％）は「該当の達成度を選択した所管課の数÷令和3（2021）年度に当該事業が存在した所管課の数」で算出しています。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

※達成度（％）は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100％にならない場合があります。

※基本施策1におけるEは、該当事業がないという理由によりEとしているため、個別事業の一覧表には掲載していません。

達成度をみると、全体でBが多くなっており、計画どおり目標に向けて事業を推進していることが分かります。

一方で、数値目標がある施策や、新型コロナウイルスの影響を受けた事業では、CやDが見られます。

(3) 各局本部（室）区男女共同参画推進員による評価について

今回の調査において、各局本部（室）区男女共同参画推進員に行動計画にある局本部（室）区内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進に向け配慮した取組や、性別により異なる課題やニーズを把握した取組等を「様式2」（112ページ）により報告を受けました。

以下はその調査結果の抜粋になります。

【目標Ⅰ：男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・企画課において毎年度作成している「かわさき子育てガイドブック」発行にあたり、性別にとらわれず男女平等の視点を踏まえた表現に留意して作成した。【こども未来局】
- ・広報物の作成にあたり、職種のイメージが男女どちらかに偏って発信されないか、あらためて確認し、男女両方を配置した看護職員募集パンフレットの増刷を行った。【病院局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・認知症家族会の実態把握と運営支援を男性の参加促進に配慮し実施した。【川崎区役所】
- ・固定的な役割意識にとらわれない男女平等の視点で介護教室等を開催できた。【麻生区役所】
- ・大学や専門学校等における採用説明会及び関係機関が実施する女性活躍推進イベントの際に、採用広報を工夫し展開した。【消防局】
- ・教育文化会館・市民館において「家庭・地域教育学級」の実施にあたっては、男女が共同して子育てする視点を持つことを意識して行った。【教育委員会事務局】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・今年度実施したアンケート調査においては、性別の把握が必要なものについては、性的マイノリティに配慮しつつ、性別データを把握できるよう実施した。【複数局回答】
- ・人事行政の適正な運営のため、採用・昇任・勤続年数等における男女比率を把握した。【人事委員会】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・「会計事務ニュースレター」は会計事務についての広報であり、男女平等の視点に配慮する内容ではないが、掲載するイラストについて手引に沿うよう配慮し7月、9月、12月及び3月の年4回発行した。【会計室】
- ・事務局内で性的マイノリティ連絡支援会議を設置し、多様な性について理解を深め、学校支援の在り方について検討した。【教育委員会事務局】
- ・「議会かわさき」の作成にあたっては、川崎市スポーツパートナーである富士通レッドウェーブの選手を紙面に起用するなど、男女に偏りなく読みやすく、わかりやすい広報を心がけた。【議会局】

【目標Ⅱ：働く場における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・審議会等の委員を選任する際、推薦を依頼する団体に働きかけるなど、女性比率の向上に努めた【複数局回答】
- ・女性委員ゼロの審議会がゼロとなり目標を達成し、男女双方の意見がより反映されるよう取り組んだ【こども未来局】
- ・審議会等や会議では、男女双方が意思決定できるような取組を行った。また、交通局車体利用広告デザイン審査委員会では、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。【交通局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立な立場から相談を受けることに配慮した。【経済労働局】
- ・多胎児の会、高齢初産の会、地域サロンなどを開催するにあたり、母子手帳交付時や新生児訪問時など幅広く周知し、父母及び地域の様々な人が参加できるよう呼びかけた。【多摩区役所】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・働き方についてのアンケート調査を実施し、性別により異なる課題やニーズを把握した。【総務企画局】
- ・審議会等の委員について、専門分野に女性研究者が少ない等の課題を把握した。【環境局】
- ・係長昇任選考に関するアンケート調査を実施し、昇任意欲等について男女別区分で把握した。【人事委員会事務局】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・働き方・仕事の進め方改革や、テレワークの一層の推進など、多様な働き方の推進に取り組んだ。【総務企画局】
- ・令和3年8月に若手技術者・女性技術者表彰を実施した。本年度については4名の女性技術者を表彰した。【財政局】
- ・介護に関する講演会の実施に関し、男女共に参加できる内容・講師等の選定及び広報を工夫したことで、参加者28名のうち男性11名の参加があった。【中原区役所】

【目標Ⅲ：地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・避難所等における女性視点の重要性を啓発すると共に、「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」等、男女共同参画センターの事業についても周知することを狙った。【麻生区役所】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営にあたり、女性の入所できる施設には女性職員を配置するなど、入所者が快適に過ごせるようにした。【健康福祉局】
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策を周知しながら、体操・ウォーキンググループや閉じこもり予防を目的とした56の自主グループ活動の支援を実施した。男性ボランティアが中心に活躍されているグループもあり、男性の地域活動参加のきっかけとなっている。【幸区役所】
- ・平日の子育て事業では、参加しにくい父親に向けて作成した資料を活用し、家庭で共有できるように配慮した。【高津区役所】
- ・合同避難所運営会議において、男女ともに発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。【宮前区役所】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・「キャリアサポートかわさき」等の事業を実施する中で、性別により異なる課題があることを把握した。【経済労働局】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・各事業において、男女共同参画の視点に基づいた配慮等を行い、実施及び啓発することで女性の参加が増加した。【中原区役所】

4 個別事業の進捗状況について

記入例

★数値目標がない事業の達成度
 A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
 B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
 C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
 D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
 E 事業を実施していない
 ※男女平等推進行動計画の目標については、調査票の中の目標、基本施策、施策及びその趣旨の記載を参照し

数値目標がない事業

事業番号	事業	事業概要	令和3(2021)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進				男女平等推進行動計画の目標						
1 男女共同参画の理解の促進				目標の達成に向けた基本施策						
(1)人権教育・啓発の推進				基本施策の達成に向けた施策と施策の概要						
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。										
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施	・「男女平等推進週間」に合わせ、広報用チラシの作成・配架、市ホームページの特設コンテンツの作成・公開、区役所広報コーナーでの展示などを行い、男女平等推進の周知を行った。	H30(2018)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施した。	2	次年度も引き続き、「男女平等推進週間」に合わせて、啓発の取組を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

★今後の方向性
 1 充実
 2 現状維持
 3 縮小
 4 終了
 5 その他(事業の見直し等)

数値目標がある事業(事業番号:38、39、42、62、66、72)

II 働く場における男女共同参画の推進										
4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大										
(15)審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進										
審議会等委員に占める女性の割合について調査を実施し現状を把握するとともに、推薦団体への働きかけなど目標値達成に向けて取り組みます。										
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	事前協議、参加状況調査、プラスワンキャンペーン等取組実施	・令和3年度の数値は31.2%となり、前年度の31.1%から0.1ポイント増加した。 ・改選の多い年度末に、女性候補者確保に向けた手法の情報提供を行った。	H30(2018)	C	前年度から比率が0.1ポイント減少し、目標達成まで8.2ポイントの開きがある。	1	女性参加促進に関する好事例の情報提供や、事前協議時期の検討を行い、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	C					
				R3(2021)	C					

★数値目標がある事業の達成度
 A 目標値が達成された
 B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
 C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
 D 目標値達成まで10%以上の開きがある

事業番号	事業	事業概要	令和3(2021)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署	
				年度	達成度	達成度を選択した理由					
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進											
1 男女共同参画の理解の促進											
(1)人権教育・啓発の推進											
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。											
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市男女共同参画センター、幸区役所、麻生区役所、広報コーナーにて男女平等施策に係る展示を行った。 ・広報用チラシを作成し、市内公用施設等で配架した。 ・市HP上で「男女平等推進週間」コンテンツを作成し、掲載した。 	H30(2018)	B	男女平等推進週間にあわせて配布した広報用チラシについては、男女共同参画の視点に配慮してイラストを作成した。	2	引き続き、男女平等推進週間に啓発を行い、市民が男女共同参画について考える機会を提供することを目指す。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
2	男女平等についての理解を効果的に深めるために、さまざまな機会や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市内公共施設における広報や、市HPを活用した広報	<ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設で、男女共同参画センター主催講座の広報チラシの配架や、「男女平等推進週間」広報チラシ等の配架を行い、男女平等施策の周知を図った。 ・「男女平等推進週間」や「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ、啓発ページを市HPに掲載した。 	H30(2018)	B	様々な機会を捉え広報を実施することで、男女平等の理解促進に繋がった。	2	引き続き、市内公共施設における広報チラシの配架や市HPを活用した広報を行い、幅広い市民への理解促進に努めていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
3	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	男女共同参画センターによる研修・講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等暴力防止関連講座として、離婚をテーマとした法律講座、「女性のための離婚の法律講座」を開催を実施し、延33人の参加があった。 	H30(2018)	B	離婚に悩む者にとって正しい法律知識を系統立てて得ることができる講座は重要であるという観点から、基本的な法律知識を学べる講座を実施した。	2	引き続き、市民を対象にした講座を実施することで、生活の困難課題を乗り越える気付きや課題を理解し、次の行動につながる学びの場を提供することを目指す。次年度は回数を2回→3回に増やして開催する。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
			男女共同参画かわさきフォーラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・すくらむネット21と共催で、坂東眞理子さんを講師に、「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を越えて」をテーマに、会場での聴講と録画配信で男女共同参画かわさきフォーラムを開催し、373人が参加した。 	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症にも配慮し、会場聴講と録画配信の2つの方法で参加者の拡大を図った。	2	令和4年度も引き続き、フォーラムの開催を通じ、男女共同参画社会の理解の促進に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
					R1(2019)	B					
					R2(2020)	B					
					R3(2021)	B					
(2)男女共同参画に関する生涯学習の推進											
男女平等に関する学習機会を提供します。											
4	市民・市民グループが男女共同参画の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	男女共同参画センター協働事業、情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター協働事業：計3市民団体等の事業を採択し、講座やイベントを実施した。 ・インターンシップ：インターンシップ延べ197名を受け入れ、事業の企画・運営等を通じて、大学生のライフキャリア支援を行った。 	H30(2018)	B	市民グループ・団体からの提案に基づき、協働で講座等を行うことで、団体の活動支援及び地域に根差した男女共同参画の推進に繋がった。	2	引き続き協働事業などを通じた市民団体等への支援、及びインターンシップ生の受け入れなどを行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						

5	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」講座の実施、及び情報提供の実施(学習環境整備事業)	教育文化会館・市民館において、「平和人権・男女平等推進学習」講座を実施し、情報提供を行った。	H30(2018)	B	平和人権・男女平等についての理解を深めるための学習機会の提供を行った。	2	次年度も引き続き、教育文化会館・市民館における、「平和人権・男女平等推進学習」講座や情報提供の実施を通じて、男女平等に関する学習の機会を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					
6	男女平等推進学習や、家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修への講師紹介や出前講座を行います。	市民館での男女平等推進学習担当者会議に男女共同参画センター職員が講師として参加するなど、出前講座を計16回(参加延べ人数586人)の出前講座を行った。	H30(2018)	B	センターへの来館以外にも、地域に出向くことで広く情報提供を行えた。また、センターの知名度向上にも寄与した。	2	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等や男女共同参画に関する講座への講師派遣や紹介を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					
	市民館等におけるPTA家庭教育学級等への講師紹介、及び男女共同参画センターと連携した事業の実施	市民館等における男女平等推進事業や家庭・地域教育学級で男女共同参画センター職員が講師を行ったほか、PTA家庭教育学級等への講師紹介などの支援を行った。	H30(2018)	B	男女平等についての理解を深めるための学習機会の提供を行った。	2	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等や男女共同参画に関する講座への講師派遣や紹介を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					
(3)就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進									
一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等を推進する教育を実施します。									
7	小学校の児童・教員等に向けた教材を活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の作成・配布	H30(2018)	B	計画どおり市内小学3年生を対象に、男女平等教育参考資料を作成、配布した。	2	引き続き、男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、男女平等に対する意識啓発を図る。また、教員を対象としたアンケート結果を踏まえ、内容の検討・調整を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					
	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の活用	人権尊重教育推進担当者研修において、男女平等教育参考資料の周知と活用を呼びかけた。	H30(2018)	B	計画どおり市内小学3年生を対象に、男女平等教育参考資料の周知を行った。	2	引き続き研修会等を通して啓発をしていく。	教育委員会事務局	教育政策室 人権・多文化共生教育
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					
男女共同参画の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	園長会議等における人権研修の実施、及び保護者や地域への周知啓発	各公立保育園の保護者会や職員会議で人権、子どもの権利についての話題を取り上げ、理解を深めた。また、階層別研修やキャリアアップ研修の子育て支援・保護者支援分野で研修を実施し、保育園職員の虐待予防に関する知識を深めた。	H30(2018)	B	職員の研修及び保護者・子どもへの周知啓発を実施した。	2	引き続き保護者会、会議、職員研修等を通じて子どもの人権及び権利の擁護について周知・啓発を推進する。	こども未来局	運営管理課
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					
男女共同参画の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	研修等を通じた教職員への周知啓発	人権尊重教育推進担当者研修(179名)やライフステージに応じた教職員研修(初任者研修(219名)・2校目異動者研修(259名)・中堅教諭等資質向上研修(207名)、15年経験者研修(153名)、教頭研修(188名)、校長研修(174名))において、子どもの権利学習をもとに、男女を問わず一人一人の個性や能力を発揮できる学校教育の重要性について啓発を図った。	H30(2018)	B	引き続き男女どちらの意見に偏らないよう配慮しながら周知啓発を実施した。	2	引き続き研修会等を通して周知を図る。	教育委員会事務局	教育政策室 人権・多文化共生教育
			R1(2019)	B					
			R2(2020)	B					
			R3(2021)	B					

(4)若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進										
各人の生き方、能力、適性を考慮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し社会参画できるようにするための支援を行います。										
9	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う若者たちを支援します。	思春期の保健向上を目指した健康教育(健全母子育成事業)の実施	地域みまもり支援センターにおいて思春期保健に関わる個別相談を実施するとともに、市内の小中高校や関係機関と連携し、思春期保健に関わる集団健康教育を効果的に実施した。	H30(2018)	B	学校保健等と連携し、性を中心とする思春期教育を実施した。また、若年妊娠等個別の相談に対応した。	2	今後も学校保健等と連携し、思春期教育を実施する。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
10	男女共同参画の意義やワークライフ・バランスについての理解促進等も含めたキャリア教育の体系的・効果的な推進を図ります。	「キャリア在り方生き方教育」の推進	・「キャリア在り方生き方教育」の推進のため、全市担当者説明会を1回、全市研修会を2回、研究推進校情報交換会を3回開催し、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を深めた。 ・女子生徒のサイエンス分野のキャリア形成を促すための機会を設けた。	H30(2018)	B	・子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教員の理解を研修を通して深めた。 ・家事や職業的に役割分担等の偏りが無いように配慮して作成したキャリア在り方生き方ノートの配布を継続した。 ・男女共同参画につながる目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を含む持続可能な開発目標について、教職員、保護者の理解・啓発を図った。 ・女子生徒向けに情報サイエンス分野のキャリア形成を促すためのGoogle研修「Mind the Gap」を実施した。	2	・引き続き「キャリア在り方生き方教育推進事業」を実施し、研修等で、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教職員の理解を深めていく。	教育委員会事務局	教育政策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
11	男女共同参画の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	男女共同参画センターにおけるインターンシップ実施、及び職場体験の受け入れ	・男女共同参画センターにおいて、インターンシップ延べ197名を受け入れ、事業の企画・運営等を通じて、大学生のライフキャリア支援を行った。	H30(2018)	B	インターンシップ、職業体験の受入を通じ、実践経験の場を提供した。	2	引き続き、インターンシップ生等を受け入れ、男女共同参画センターでの事業実施等を通じて、就業体験、学習機会の提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(5)メディア・リテラシー^{※1}の向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進
^{※1} メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のこと

様々な情報を読み解き、適切に発信する能力を身に付けるための教育を実施するとともに、性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を実施します。

12	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じた市民及び事業者の活動を支援します。	男女共同参画センターでの講座実施、及び情報提供事業の実施(情報提供室の充実等)	・男女共同参画センターの情報提供室を男女共同参画に関する書籍の閲覧、パソコン・インターネットも利用できる環境として無料で開放した。 ・市民交流室で毎月テーマを決めて男女共同参画に関する書籍を配架し閲覧や貸出を行った。 ・すくらむ21インフォメーション、メールマガジン、情報誌「すくらむ」などを発行し、男女共同参画に関する情報提供を行った。	H30(2018)	B	男女共同参画に関するメディア・リテラシーの向上のため、男女共同参画に関する書籍の閲覧やパソコン・インターネットの利用環境の提供、情報誌などを通じて、利用者等に情報提供を行った。	2	無料の学習スペースを提供するとともに、情報誌の発行や男女共同参画に関する書籍の紹介等を行い、情報提供に努め、市民及び事業者の活動を支援する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

13	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権を尊重し、適切に発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	教育の情報化推進事業(児童生徒の情報活用能力育成に向けた取組の推進)	・「川崎市版情報活用能力チェックリストGIGA2021年度版」を活用し児童生徒が自らの情報活用能力を自己評価できるようにした。 ・小中学校において、メディアリテラシーの向上に係る情報活用能力の育成について周知を行った。 ・教育情報化推進モデル校において情報教育を推進し、1人1台分の端末の活用とその効果や指導上の留意点等についての研究に取り組んだ。	H30(2018)	B	かわさきGIGAスクール構想における1人1台端末の活用事例や指導方法の情報提供を行った。情報活用能力(情報モラルを含む)の育成等の研究及び研修を行った。これからの時代には男女を問わず情報活用能力の育成が重要であると周知を図った。	2	引き続き、情報活用能力(情報モラルを含む)の育成に向けた研究・研修を進める。特にかわさきGIGAスクール構想の推進と併せて、児童生徒の情報モラルを高めるための教職員、保護者への研修、啓発等の事業を継続していく。	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター		
			R1(2019)	B								
			R2(2020)	B								
			R3(2021)	B								
14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	「公的広報の作成に関する表現の手引」の作成、及び趣旨周知	6月28日に開催した「川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議」で手引を配布し、男女共同参画推進員を通じて、庁内各課において手引を活用し男女共同参画の視点に立った資料等作成が行えるよう周知した。 ・書面会議として開催された「広報広聴主管会議」において、手引の配布及び活用について周知した。	H30(2018)	B	手引の配布・周知を行うことで、公的資料作成における男女共同参画の視点への配慮に向けた啓発に繋がった。	2	手引の内容を社会情勢等の変化に合わせて適宜見直しを行い、よりの確に男女共同参画の視点に立った資料等作成が行えるようにする。	市民文化局	人権・男女共同参画室		
											R1(2019)	B
											R2(2020)	B
											R3(2021)	B
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点に配慮し事業を実施した。「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：引き続き、放送事業において、男女平等推進などの観点から不適切な表現等がないように事業を実施した。併せて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を実施した。	H30(2018)	B	多くの市民へ発信する情報に男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を実施した。また、紙面や広報番組の中で、男女平等関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して実施した。 【男女平等に配慮した点】 「かわさき市政だより」：記事作成の際には手引を活用するなど、男女平等に配慮して事業を実施した。 「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：台本作成及び番組放送等の際には、手引を活用するなど、男女平等に配慮して事業を実施した。	2	「かわさき市政だより」：引き続き市の広報について男女平等推進の視点に配慮し事業を実施していく。「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：男女平等などに充分配慮し、効果的な情報発信を実施していく。併せて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を実施していく。	総務企画局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)→シティブロモーション推進室			
										R1(2019)	B	
										R2(2020)	B	
										R3(2021)	B	
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」について局内に周知するとともに、男女共同参画の視点に配慮されているか確認し、不適切な点があれば見直しを要請した。	H30(2018)	B	性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を概ね実施したため。	2	引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を行うため、「手引」の周知等を行い、職員への意識啓発を行っていく。	財政局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
										R1(2019)	B	
										R2(2020)	B	
										R3(2021)	B	
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内に手引を配付し、広報資料の作成の際にそれを活用するよう周知を図った。	H30(2018)	B	男女平等の視点を取り入れた内容表現に配慮するよう周知し、意識啓発を図った。	2	引き続き、各所属が男女平等の視点を常に意識して広報資料の作成に取り組めるよう、庶務課から継続して働きかけていく。	市民文化局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)				
									R1(2019)	B		
									R2(2020)	B		
									R3(2021)	B		

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報広聴主管課として、局内の広報物に対し「公的広報の作成に関する表現の手引」の視点を持った確認を行った。	H30(2018)	B	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施する。	経済労働局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務課)・企画課	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
		手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内で「公的広報の作成に関する表現の手引」について周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮した広報資料を担当所属において作成した。	H30(2018)	B	手引の周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮して広報資料を作成した。	2	引き続き局内で手引の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していく。	環境局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を各課へ周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を適切に実施した。	2	次年度も引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報を行う。	健康福祉局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「かわさき子育てガイドブック」等のこども未来局が発行した刊行物については、性別にとらわれず、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	H30(2018)	B	ほぼ目標どおり実施できた。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施する。	こども未来局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局部所長会議等で男女共同参画に係る資料を配布するなど、局内への浸透を図った。	H30(2018)	B	局内会議等で、男女共同参画に係る資料を配布し、局内の理解を深め、男女共同参画の視点に配慮した広報を行った。	2	今後も引き続き、手引きを参考に継続して男女共同参画の視点に配慮し、局内への浸透を図る。	まちづくり局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	局内掲示板への登録などを活用し、男女参画の視点に配慮した広報を行うよう周知した。広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を各課へ周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	局内掲示板への登録などを活用し、男女参画の視点に配慮した広報を行うよう周知した。	2	今後も引き続き、手引きなどを活用し、併せて局内の職員へ周知を図る。	建設緑政局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底するよう周知し、男女平等の視点に立った表現で広報資料等を作成するよう配慮した。	H30(2018)	B	男女平等の視点に立った表現で広報資料等の作成を行った。	2	今後も引き続き手引等を活用し、男女共同参画の視点に配慮した広報活動を行うよう周知徹底していく。	港湾局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	本部署内において手引の周知を図るとともに、前年度に引き続き男女平等の視点に配慮した広報資料の作成・発行を行った。	H30(2018)	B	臨海部紹介パンフレットや「臨海部PR動画」の作成に際しては、内容やイラスト・映像について男女の露出をほぼ等しくするなど、男女平等に配慮し、性差を感じさせないよう配慮した。	2	今後も引き続き、広報資料の作成・発行に当たっては、手引等を活用しながら、男女平等の視点に配慮していく。	臨海部国際戦略本部(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)			
		R1(2019)	B								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「会計事務ニュースレター」は会計事務についての広報であり、男女平等の視点に配慮する内容ではないが、掲載するイラストについて手引に沿うよう配慮し、7月、9月、12月及び3月の年4回発行した。	H30(2018)	B	掲載イラストが、男女どちらかに偏らないように配慮した。	2	引き続き、「会計事務ニュースレター」の発行にあたっては、手引を活用し、掲載するイラストの視点に配慮していく。	会計室(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成に当たり、手引を活用し、男女平等の視点に配慮した。	H30(2018)	B	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成に当たっては、手引を活用し、男女平等の視点に配慮した表現になるように随時確認を行った。	2	引き続き、市政だよりや各種広報資料の作成に当たっては、手引を活用し、男女平等の視点に配慮する。	川崎区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(企画課)	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮するよう必要に応じて回覧により広報を実施した。	H30(2018)	B	手引きの活用のみならず、男女共同参画の視点に係る通知等を各課へ周知した。	2	引き続き実施していく。	幸区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
R1(2019)			B							
R2(2020)			B							
R3(2021)			B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引を活用し、男女平等の視点に配慮した広報を実施した	H30(2018)	B	各所属へ手引を周知し、手引に基づく表現での広報資料作成を依頼することにより男女共同参画の視点に配慮した	2	手引に基づき配慮した表現による刊行物の作成、発刊、広報を引き続き行う	中原区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	各課へ手引の周知を行い男女共同参画の視点に配慮した。	H30(2018)	B	広報資料作成にあたり、手引の活用を行うよう各課へ周知した。	2	今後も引き続き、各課へ手引の周知を行い、男女共同参画の視点に配慮した広報をしていく。	高津区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	H30(2018)	B	機会を捉え、所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	2	引き続き所管課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	宮前区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮した広報を実施する。	多摩区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	手引の活用について各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	広報資料の作成にあたり手引を活用するよう各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施するよう区役所各課に周知していく。	麻生区役所(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	年4回新聞折り込み等により広報紙を配布した。	H30(2018)	B	昨年度と同程度の男女平等の配慮を図ることができた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮し、年4回の広報紙及び広報に係る資料の作成を継続して行う。	上下水道局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	交通局報、報道発表・ポスター等の広報資料において、男女平等の視点に立った資料の作成を行った。	H30(2018)	B	資料作成の周知及び広報資料の点検を行い、概ね達成できている。	2	昨年度に引き続き、手引の内容及び男女平等推進の視点に配慮した資料作成を周知したうえで、広報資料の点検を行う。	交通局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	看護師募集用のパンフレット増刷について、表紙の男女2名の看護師が並んだデザインを掲載するなど、「公的広報の作成に関する表現の手引」等を踏まえて、男女共同参画の視点に配慮した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮して、広報資料を作成した。	2	次年度も引き続き、広報資料作成時には「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用するなど、男女共同参画の視点に配慮して作成する。	病院局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
R2(2020)			B							
R3(2021)			B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	各機関に発信する情報及び刊行物等は、常に男女平等推進の視点に配慮しているかを検証した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮して、広報資料を作成した。	2	次年度も引き続き、広報資料作成時には「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用するなど、男女共同参画の視点に配慮して作成する。	消防局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	広報資料の作成にあたり、男女共同参画の視点に配慮した。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報の実施を推進する。	市民オンブズマン事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「教育だよりかわさき」の作成については、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	H30(2018)	B	広報誌の作成にあたっては、男女平等の視点で行うよう配慮した。	2	次年度も引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、広報誌を作成していく。	教育委員会事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)・教育政策室		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	H30(2018)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮していく。	選挙管理委員会事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	管理職会議等で男女共同参画の視点に係る資料を配布し、局内への周知を図った。	H30(2018)	B	局内へ男女共同参画の視点に係る資料を周知することで、職員の理解を深めた。	2	次年度も引き続き、局内へ男女共同参画の視点に係る資料等を周知し、男女平等参画の視点に配慮する。	監査事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」について局内に周知するとともに、刊行物の作成にあたっては、差別的表現がないよう配慮をおこなった。	H30(2018)	B	差別的表現がないよう、男女共同参画の視点に配慮して作成した。	2	引き続き、刊行物の作成にあたっては、手引を活用し、男女平等推進の視点に配慮していく。	人事委員会事務局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	手引きの活用による男女共同参画の視点に配慮した広報の実施	市議会広報紙「議会かわさき」、ポスター等の作成にあたっては、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮し、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図った。	H30(2018)	B	市議会広報紙「議会かわさき」、ポスター等の作成にあたっては、前年度に引き続き、格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮しながら作成を行った。	2	引き続き、偏りや固定的なイメージにとらわれず文章表現、写真、挿絵等に格差や差別的な表現がないようジェンダーフリーの視点で配慮するとともに、「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。	議会局(広報資料作成局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

(6)市職員の意識改革

男女共同参画の視点に配慮して施策事業を推進するために、市職員を対象とした研修等を実施します。

15	男女平等及び男女平等推進施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	階層別研修の実施	階層別研修で男女平等推進等に関する研修を行った。 修了者数：新規採用職員研修(408人)、採用2年目職員研修(276人)、採用3年目職員研修(209人)、中堅職員研修(223人)、新任係長研修(207人)、新任課長研修(121人)、任期付職員研修(20人) (上記研修は全てeラーニング研修) 技能・業務職員研修(6人)	H30(2018)	B	階層別研修で男女平等の理解を深めるための研修を実施することができた。	2	引き続き階層別研修において、男女平等推進等に関する研修を実施する。	総務企画局	人材育成課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	研修等への講師派遣	・各職種別・役職別研修等において、研修主催課の要望に応じて講師派遣を行い。男女平等施策を含む人権全般をテーマにした講義を実施した。 ・全職員を対象に新たに「アンコンシャス・バイアス」についてのeラーニング資料を公開した。 ・令和4年3月18日に、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つとなっている「アンコンシャス・バイアス」について、清家三佳子氏を講師としてワークショップを行った(職員とかわさき男女共同参画ネットワーク所属団体委員が参加)。	H30(2018)	B	通常の階層別研修だけではなく、今年度は近年注目が集まっている「アンコンシャス・バイアス」についてeラーニングやワークショップによる研修を実施することで、市職員の人権意識の向上に努めることができた。	2	引き続き、庁内外への研修等への講師派遣や研修実施を通じ、ジェンダー平等や男女共同参画社会への理解促進を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	A						
			R3(2021)	A						
	社会教育施設職員への研修の実施	男女平等などの人権に関する理解を深める職員研修を実施した。	H30(2018)	B	男女平等などの人権についての理解を深めるための研修を実施した。	2	次年度も引き続き、社会教育施設職員への研修を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
16	男女共同参画の視点に配慮して事業を推進するために、ポジティブ・アクションへの理解を促進します。	会議や研修を通じた理解促進	・6月28日に開催した「川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議」で、ポジティブ・アクションの説明を行った。 ・各事業担当部署から事業における男女共同参画の視点への配慮について問い合わせがあった際は説明を行った。	H30(2018)	B	男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、積極的に是正策を実施する必要性について、市職員の理解促進を行った。	2	引き続き、会議等の場において、ポジティブ・アクションへの理解促進に向けた説明を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(7)男女平等推進のための統計の実施及び公表

性別により課題やニーズが異なる場合があることに留意し効果的に事業を推進するため、アンケートの実施やデータ把握に努めます。

17	男女平等の理解を深め施策を効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	男女平等に関する市民アンケートの実施(男女共同参画センター調査研究事業)	平成30年度実施のアンケート結果を基に作成した「データでみるかわさき男女共同参画2020」を、川崎市男女共同参画センターのホームページに公開するとともに、市民への配布を行った。	H30(2018)	B	アンケート調査結果を広く市民に周知することで、市民が男女共同参画について理解を深めるきっかけとなるよう、努めた。	2	市民向けの啓発資料として、引き続きデータブックの配布・周知を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます。	男女比率の把握、及び公表	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表した。	H30(2018)	B	統計結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、必要に応じて性別データの把握及び公表に努める。	総務企画局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ→統計情報課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	男女比率の把握、及び公表	市民向けアンケート調査の実施にあたっては、男女共同参画の視点に配慮してアンケートを実施し、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30(2018)	B	必要に応じて適切に実施した。	2	引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、アンケート調査等を実施していく。	市民文化局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	男女比率の把握、及び公表	統計調査の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	H30(2018)	E	統計調査の実施にあたり、必要に応じて性別の項目を設けた。	2	次年度も統計調査実施時に、性別の項目設置を検討する。	経済労働局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	男女比率の把握、及び公表	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行った。	H30(2018)	B	男女比率の把握し、公表に向けて適切に実施した。	2	次年度も引き続き必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行う。	健康福祉局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
男女比率の把握、及び公表	各種調査を行うにあたり、ジェンダー統計の観点に配慮し実施した	H30(2018)	B	調査を実施するにあたり、配慮を行うながら性別データの把握に努めた。	2	調査に関し、引き続き、ジェンダー統計の観点を配慮し、必要に応じて性別項目を設け、課題やニーズを把握していく	中原区役所(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ		
		R1(2019)	E							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
男女比率の把握、及び公表	WEB及び広報物を通じ、市バスお客様アンケート調査を実施した。	H30(2018)	B	市バスお客様アンケート調査は、統計上、男女比率を把握する必要がないことから、性別記載欄を設けていない。	2	お客様アンケート調査を引続き実施し、市バスに対するお客様満足度の把握に努める。	交通局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
男女比率の把握、及び公表	統計調査やアンケートの実施にあたり、性別データについても把握ができるよう努めた。	H30(2018)	B	統計調査やアンケート結果において、男女平等の視点から現状の把握及び分析を行った。	2	継続して把握、分析を実施していくとともに、必要に応じて、各部署間で共有し、男女平等に留意した事業推進に役立てる。	消防局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます。	男女比率の把握、及び公表	5月1日調査期日の「市立学校統計調査」において、男女別の児童・生徒数を把握し、公表している。	H30(2018)	B	調査結果を市ホームページで広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、調査を実施していく。	教育委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ・教育政策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	男女比率の把握、及び公表	人事行政の適正な運営のため、採用・昇任・勤続年数等における男女比率を調査した。	H30(2018)	B	調査結果をもとに、川崎市職員の人事に関する統計報告を作成した。	2	引き続き、適正な調査のもと、統計報告を作成する。	人事委員会事務局(統計資料作成局)	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所属課)で取りまとめ	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(8)男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

女性や男性の様々な悩みや人権侵害に関する相談事業を実施するとともに、性同一性障害に関する相談支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。

19	女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。	男女共同参画センター女性総合相談	ハローウィメンズ110番(電話・面接相談)において、電話相談2511件、面接相談162件、年間合計2673件の相談があった。さらに、内閣府の交付金を活用して相談事業の拡充を図り、相談員研修、無料電話相談(12~1月)、生理用品の配布を実施した。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症の影響をけた女性へ対応するため新たな事業を実施することができた。	2	支援につながりにくい女性に寄り添うなど、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	A					
20	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。	男女共同参画センター男性相談	「男性のための電話相談」を実施し、243件の相談があった。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、前年度を上回る相談件数があった。	2	研修等を通じ、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
21	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	人権オンブズマン制度	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行い、関係機関等と連携して適切に対応した。	H30(2018)	B	男女平等に関わる人権侵害について、適切に対応した。	2	次年度も引き続き、男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行い、関係機関等と連携して適切な対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
22	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します	性同一性障害に関する相談支援の実施(児童相談所)	性同一性障害に悩む児童に対し、学校と連携して支援した。	H30(2018)	B	子ども自身の性同一性障害の悩みに対する適切な助言等の支援を行ったため。	2	性同一性障害の児童が、相談に繋がりにくくなるよう、引き続き学校等の関係機関との連携強化を進めていく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	性同一性障害に関する相談支援の実施	性別不合の方の一般精神保健相談窓口として、本人及び家族からの相談を5件対応した。	H30(2018)	B	性別不合の方の一般精神保健相談を実施した。	2	16歳以上を対象とした性別不合の方の一般精神保健相談を継続実施していく。	健康福祉局	総合リハビリテーション推進センターこころの健康課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
性同一性障害に関する相談支援の実施(教育相談センター・室)	・市立中学校と高等学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校への学校巡回カウンセラーの派遣や、相談室における来所相談を行い、子どもが置かれている様々な状況に応じた支援を行った。	H30(2018)	B	児童生徒、保護者等に、専門性を生かした相談活動を行い、必要に応じて学校等と連携しながら支援を行った。	2	引き続き、学校等との連携を充実していけるよう、取組を推進していく。	教育委員会事務局	教育相談センター		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

23	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	相談窓口の周知広報	女性相談及び男性相談の電話番号・相談日等を記載したカードを作成し、市内公共施設、民間事業者、高校定時制等に配架し、窓口の広報を行った。また、チラシなどの広報物にはQRコードを記載した。また、交付金を活用し、様々な女性の相談に対応している相談窓口一覧を作成し、生理用品とともに市内約20か所で配布した。	H30(2018)	B	相談カードの配布を通じて、相談事業の周知を実施した。	2	引き続き、相談事業の周知を図るため、配架先の開拓に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	A					
	制度等の周知広報	市HP、年度報告書、市政だよりでの広報や広報コーナー、区役所ロビー等でのパネル展示、PR動画放映、各種イベントでの相談カードの配布を行った。各種広報物を見直し、より分かりやすい広報パンフレットを作成し配布したほか、パネル製作を行った。また、男女共同参画センターと連携し実施している高校生対象ワークショップを開催したほか、関係機関等との会議を通じ制度周知に努めた。	H30(2018)	B	男女平等の人権侵害に関する相談窓口等の周知広報に向け、様々な取組を実施した。	1	次年度も引き続き、市HP、年度報告書、市政だより等での広報のほか、区役所等でのパネル展示や各種イベントでの広報物の配布、男女共同参画センターと連携した広報活動等の実施や、関係機関等との会議を活用した制度の周知に努める。また、人権オンブズパーソン制度の運営開始から20年を迎えることから、より効果的な広報による制度周知を実施する。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

(9)ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者への支援とDV防止に向けた取組を進めます。

24	DV防止・被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	DV防止・被害者支援基本計画の推進	・令和2年2月に策定した「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、取組を推進した。 ・計画の進捗状況については、2月に庁内調査を実施した。	H30(2018)	B	計画に基づき進捗管理を行うことで、目標どおりの取組を行うことができた。	2	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV防止・被害者支援の取組を推進していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	A					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	DV防止・被害者支援基本計画に基づく被害者支援の推進	①川崎市DV相談支援センターを中心に相談を行い、被害者の人権擁護及び自立のための支援を行った。②DV被害者支援のため、神奈川県や民間シェルター等への緊急一時保護を実施するとともに、民間団体の運営等への支援を行った。さらに、一時保護の受け入れや支援の拡充を目的に居室を確保できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、臨時地方創成交付金から補助金を交付した(単年度)。③「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき施策を推進した。④従来の紙媒体でなく、令和2年度に作成したDV防止や相談窓口の広報啓発動画を用いて、川崎駅アゼリアビジョン、JR南武線トレインチャンネル、区役所窓口番号表示システム等を活用した広報啓発活動を行った。	H30(2018)	B	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV被害者への支援を行うとともに、様々な媒体を活用した相談機関の広報を行うなど、ほぼ目標どおり実施できたため。	2	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV被害者の人権を擁護し、川崎市DV相談支援センターを中心に関係機関等と連携しながらDV被害者への支援を推進していく。また、DV被害者がより多く相談窓口につながるようなことができるよう、引き続き広報動画を用いて、川崎市HPやSNS、アゼリアビジョン、JR南武線トレインチャンネル等を活用した広報啓発活動を行う。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

25	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	啓発物品の作成や配布、DVIに対する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口やパープルリボンプロジェクトを広報するファイルを配布した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ広報コーナーなどで展示・広報を行った。 ・成人の日を祝うつどのパンフレットにデートDV予防啓発広報を掲載した。 	H30(2018)	B	啓発品の配布や、啓発広報文の掲載によって、DV支援相談窓口の周知や予防啓発に繋がった。	2	引き続き、啓発品の配布を通じた、DV予防や窓口の周知を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
26	ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	デートDV予防啓発ワークショップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層向けにデートDV予防啓発ワークショップを実施し、計9回、580名(大学生355人、中学生225人)を対象とし、の参加があった。また、総合教育センターの教員研修で1回実施し、62名の参加があった。 ・市民オンブズマン事務局と連携し高校でデートDVワークショップを1回実施し、19名の参加があった。 	H30(2018)	B	デートDV予防啓発ワークショップを通じて啓発を実施し、被害等の防止を図った。	2	引き続きデートDV予防啓発ワークショップの実施を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
		関係機関を対象とした被害者支援等に関する研修の実施	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者支援等に関する研修を実施し、53名の参加があった。	H30(2018)	B	研修を実施することにより、DV被害者を支援する関係機関の理解を深め、被害者支援を推進したため。	2	DV被害者に対し、関係機関が連携して取り組めるよう、引き続き研修を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(10)様々なハラスメントの防止と被害者支援の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた取組とともに、相談支援を行います。

27	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ防止に向けた男女共同参画センターによる情報提供	女性のための総合相談でセクハラ・パワハラなどの相談も受けている。 ・市内事業所にハラスメント予防について出前講座を実施した。	H30(2018)	B	男女共同参画センターで情報提供や相談支援を行った。	2	機会を捉え、ハラスメント防止に向けた情報提供を行っている。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による防止に向けた広報	「かわさき労働情報」において、性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事を掲載した。 ・「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ・パワハラについての記事を掲載した。	H30(2018)	B	ハラスメントの防止と被害者への支援に向けた取組を実施した。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「かわさき労働情報」において、性別を理由にする差別等について相談できる窓口の案内記事等を掲載する。 ・引き続き、「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ・パワハラについての記事を掲載する。 	経済労働局	労働雇用部	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	労働相談	市内2か所で実施している常設の労働相談のほかに、神奈川県と共催で月1回の弁護士相談・夜間労働相談・年6回の街頭労働相談を開催し、職場で起きたセクハラの問題についても相談を受けた。	H30(2018)	B	街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立的な立場から相談を受けることに配慮した。	2	引き続き労働相談業務を継続する。	経済労働局	労働雇用部	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

28	ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	男女共同参画センターによる企業等への出前講座	令和3年度は、団体等への出前講座・研修においてハラスメント研修を3回実施した。	H30 (2018)	B	団体等の依頼に基づき、出前講座を行うことで、啓発に繋がった。	2	出前講座等は依頼に基づき、実施していくとともに、ニーズ把握をしながら講座等の企画を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	企業向けLGBTセミナーの実施	オンライン配信による連続講座として、①令和4年1月31～2月14日、②令和4年2月28日～3月14日にそれぞれオンライン配信を行った。申込者数については以下のとおりである。①85人②88人	H30 (2018)	B	企業実務に詳しい講師を選定し多様な性やハラスメントに関して、企業関係者に理解を深めてもらうことができた。	2	次年度以降もオンライン配信を活用していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室(人権班)	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
29	市職員に対しハラスメントの防止に向けた研修等を行うとともに、相談窓口での相談対応を実施します。	階層別研修	階層別研修でハラスメント等に関する研修を行った。修了者数：新規採用職員研修(408人)、採用2年目職員研修(276人)、採用3年目職員研修(209人)、中堅職員研修(223人)、新任係長研修(207人)、新任課長研修(121人)、任期付職員研修(20人)(上記研修は全てeラーニング研修)技能・業務職員研修(6人)	H30 (2018)	B	統計結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、必要に応じて性別データの把握及び公表に努める。	総務企画局	人材育成課
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	「要綱」の周知、相談窓口の周知及び対応の実施	・新規採用職員研修や階層別研修などの機会を通じて、ハラスメントに関する情勢や相談窓口等についての周知を行った。 ・相談窓口では、担当職員による一般相談及び弁護士による専門相談を実施した。 ・法改正等を踏まえ、要綱及びリーフレットの改正を行った。	H30 (2018)	B	ハラスメント防止対策に関する法改正に対応するため、要綱等の改正を行い、相談窓口やハラスメントに関する情勢等についても周知を行った。また、係長級以上の職員を対象に、ハラスメント防止対策研修を開催した。相談窓口では、相談者個々の状況に応じて、事実関係の調査や問題の解決に向けた対応を行った。	2	引き続き、各種研修等を通じてハラスメントの防止に向けた取組を実施するとともに、相談窓口では、相談者個々の状況に応じて適切に対応していく。	総務企画局	人事課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
(11)性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進										
防止に向けた取組を進めるとともに、関係機関と連携した被害者支援を行います。										
30	性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	ポスター掲示等による啓発	内閣府や神奈川県が作成したJKビジネスや人身取引防止に向けたポスター及びリーフレットを、市内各施設で掲示・配架した。	H30 (2018)	B	ポスター等の掲示を行うことで、女性に対する暴力被害の啓発に繋がった。	2	引き続き、内閣府が作成する広報物等を市内各施設で配架し、性暴力や売買春根絶に向けた啓発を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	犯罪被害者等支援相談の実施	神奈川県と連携し、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の周知を図るとともに、犯罪被害者等支援相談を実施し、各種犯罪被害者に対し、専門の相談員が面接や電話等により各種支援施策の情報提供を行った。	H30 (2018)	B	関係機関と連携した被害者等支援を実施した。	1	次年度から川崎市犯罪被害者等支援条例が施行され、相談体制や広報啓発の拡充を図っていく。	市民文化局	地域安全推進課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						

30	性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	女性保護事業の実施	川崎市DV相談支援センターを中心に性暴力等を受けた被害者の相談支援に応じ、安全確保が必要な被害者には関係機関と連携して一時保護を行った。	H30 (2018)	B	被害女性の訴えを確認しながら、女性の立場に立った支援を行ったため。	2	引き続き関係機関と連携しながら、被害女性の支援をしていく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	児童虐待防止推進月間を中心とした児童虐待の防止、早期発見に向けた普及啓発活動の実施	新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種イベントが縮小されたが、11月の児童虐待防止月間を中心に、虐待のないまちづくりを推進するため、啓発ポスターの掲示等に加え、新型コロナウイルス感染症対策を講じたフットサル大会の開催、市社協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報の拡充などの取組を行った。	H30 (2018)	B	従来からの広報啓発手法に加え、SNS等の電子メディアによる広報を新たに実施するなど効果的な普及啓発を実施した。	2	より効果的な広報啓発に努め、引き続き普及啓発活動を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	関係機関と連携した児童相談所における虐待相談・通告への対応	児童相談所における相談・通告に対して迅速かつ適切に対応した。また、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関と連携しながら児童及び保護者を支援した。	H30 (2018)	B	関係機関と連携を図りながら、適切な対応と相談支援に努めた。	2	児童虐待の早期発見と早期対応のため、引き続き関係機関と連携していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	人権オンブズパーソン制度(子どもに対する性暴力等被害相談への対応)	子どもからの相談に対し、関係機関等と連携して、迅速・適切に対応した。	H30 (2018)	B	子どもに関わる人権侵害について、適切に対応した。	2	次年度も引き続き、子どもからの相談に対し、関係機関等と連携して、適切な対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	小・中学生を対象とした「CAP子どもワークショップ」の実施	説明資料を配付し、担当者に事業の趣旨を伝えた。また、子どもの権利学習(CAPプログラム)子どもワークショップを小学校23校、中学校2校、3777名の児童生徒に対して新型コロナウイルスの影響がある中でも、権利の大切さを教え、安全・安心について理解を深めることができるよう実施した。	H30 (2018)	B	平成28年度から中学校も実施対象にしている。令和2年度2校、令和3年度2校で実施した。学年の実態に応じたプログラム(中学校1年生と2、3年生では実施内容が異なる)の実施が定着しつつある。新たな課題でもあるデートDVについても、2校実施した。	2	CAPプログラムについては実施方法を見直し、より学校で取り組みやすくなるよう改善を図りながら実施する。またデートDVのプログラムについては、今後も事業の趣旨、効果的な実施方法を伝え、啓発を図る。	教育委員会事務局	教育政策室 人権・多文化共生教育	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
区・教育担当を中心とした性暴力被害を含めたさまざまな問題への適切な支援の実施	各区に配置した区・教育担当を中心に、関係機関と連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに情報共有を行うとともに、その状況に応じて適切に支援を行った。	H30 (2018)	B	区・教育担当が中心となり、状況や必要に応じて学校、区役所、児童相談所、警察等、関係機関が連携して対応し、適切に支援した。	2	今後も、各区・教育担当を中心に関係機関が連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに対応し、適切に支援するよう努めていく。	教育委員会事務局	指導課		
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)	B							

3 家庭生活への男性の参画促進										
(12)男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進										
意識啓発や相談事業等を通じて、男女共同参画について男性の理解の促進を図ります。										
32	長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性が家庭生活や地域活動に参画できる多様な働き方・生き方について啓発を進めます。	男性向け啓発事業 男女共同参画センターにおける男性向け事業(講座等)の実施	男性のための子育て支援講座として、親子でくつろぐコンサート1回115人、高津区役所とコラボした高津区パパ会4回33名、川崎フロンターレとの連携イベント「何パパチャート@とどろき競技場」1回200名の参加があった。	H30(2018)	B	・講座開催を通じて、男性の家庭生活参加促進について参加者に周知ができた。	2	引き続き、男性が働き方や生き方について気付きを得る場の提供を実施する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
33	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。	男女共同参画センター男性相談	再掲目標 I 事業番号20					市民文化局	人権・男女共同参画室	
(13)家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進										
男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。										
34	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	男女共同参画センターのイクメン研究所	・男性の育児参画のため、イクメン研究所ジャーナル(年2回)を発行した他、イクメン研究所ジャーナルweb版にて連載でコラムを掲載した。また、親子でくつろぐコンサート、高津区パパ会、川崎フロンターレとの連携イベント「何パパチャート@とどろき競技場」などを実施した。	H30(2018)	B	男性の家庭や地域活動への参画に向け幅広く周知ができた。	2	引き続き、イクメン研究所メンバー増員に向けた取組も行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	男女共同参画センターの男性向け事業の男性が参加しやすい企画・実施	・男女共同参画センターが主催するイクメン研究所において、高津区役所とコラボした高津区パパ会を計4回開催し、延べ計33名の参加があった。	H30(2018)	B	男性向け講座の実施を通じ、男性の家事・子育て等への主体的な参加を促進した。	2	引き続き、男性の家庭・地域参加に向けた講座を開催する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
35	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	両親学級の土曜日、日曜日の開催 川崎市父子手帳の配布	・各区において初産婦とそのパートナー等を対象に両親学級を実施した。 ・平日に区で開催する両親学級に参加できない方を対象に、川崎市看護協会において年8回(土曜日)、川崎市助産師会において年12回(日曜日)両親学級を実施した。区・市看護協会・市助産師会ともに新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインでも実施した。 ・母子健康手帳交付時に、妊産婦のメンタルヘルスや父親の積極的な育児参加の普及啓発のため父子手帳等を配布した。	H30(2018)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施した。	2	・次年度も引き続き両親学級を開催するとともに、就労している妊婦や父親のニーズを踏まえ、休日の開催を継続する。 ・次年度も引き続き父親が妊娠・出産・育児に関心を持てるよう父子手帳の配布を行う。	こども未来局	こども保健福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	男女共同参画の視点から、市・区における様々な機会を活用して男性にも参加を促すよう、積極的に広報を行った。	H30(2018)	B	男女共同参画の視点から、適切に実施することができた。	2	今後も、誰もが参加しやすい講座の開催に向け、取組を推進する。	健康福祉局	健康増進課(R4より健康増進担当)
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
		男性の参加促進に配慮した、認知症家族介護教室の実施	認知症家族会の実態把握と運営支援を男性の参加促進に配慮し実施した。認知症カフェの立ち上げと運営支援を地域包括支援センターと協働で男性の参加促進に配慮しながら実施した。	H30(2018)	B	コロナ禍で活動が制限される中、活動継続のための支援が実施できた。	2	コロナの中で活動できるよう認知症家族会や認知症カフェの運営支援を継続実施する。	川崎区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	E					
				R3(2021)	B					

36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	・新型コロナウイルス感染症予防対策を周知しながら、体操・ウォーキンググループや閉じこもり予防を目的とした56の自主グループ活動の支援を実施した。男性ボランティアが中心に活躍されているグループもあり、男性の地域活動参加のきっかけとなっている。	H30(2018)	B	自主グループ活動は女性の参加者やボランティアが多い傾向ではあるが、男性ボランティアも共に参加する会もあり、男性参加の促進に繋がっている。	2	引き続き実施する。	幸区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	認知症講演会は参加者28名のうち11名が男性、介護者の会は4回実施し、延べ参加者22名のうち9名の男性の参加があった。	H30(2018)	B	男女ともに参加しやすい講師の選定・内容・広報を検討した。	2	介護に困っている区民が、男女ともに参加しやすい講演会等を目指し、関係する機関・団体と協力・連携して実施する。	中原区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	家族介護者支援講演会を実施した。	H30(2018)	B	男女共に参加があり、自主活動をする区内介護者の会の参加へと繋がるきっかけとなった。また、グループワークを通じ介護者同士交流が図れた。参加募集に際しては男女共に幅広く参加できるようチラシ配布や市政だよりを活用し広報をした。	2	今年度同様に講演会を実施し男女共に幅広く参加できるよう広報する。	高津区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	介護教室については、新型コロナウイルス感染症に関する状況を鑑み、実施を見送った。	H30(2018)	B	事業を実施していないため。	5	感染症対策を講じつつ、男女の区別なく教室等に参加できるよう広報や事業内容を検討し取り組む。	宮前区役所	地域支援課	
			R1(2019)	A						
			R2(2020)	E						
R3(2021)			E							
男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	コロナ禍であったが感染防止対策を行い、認知症介護教室を3日間1コースで7月から8月にかけて開催した。参加者は毎回平均21名の参加あり。	H30(2018)	B	男女ともに参加があり、アンケートの結果も好評だった。	2	男女平等参加促進に向けた情報提供や、運営を継続的に実施していく。	多摩区役所	地域支援課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	座談会を年6回開催した。介護者及びボランティアとの交流により、精神的負担の軽減ができた。また介護者が具体的なケアの方法や最新の情報が得られた。	H30(2018)	B	男女平等の視点に立ち、介護教室を実施することができた。	2	今後も固定的な役割意識にとらわれない男女平等の視点で実施していく。男女共に幅広く参加できるよう広報する。	麻生区役所	地域支援課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

(14)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

37	男性の子育て参加の促進など男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進します。	家庭教育支援事業の推進	教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」の実施にあたっては、男性の子育て参加の促進など男女共同参画の視点に立った事業を推進した。	H30(2018)	B	男女共同参画の意義を理解促進するための事業を実施した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

事業番号	事業	事業概要	令和3(2021)年度実績			年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)		今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
			年度	達成度	達成度を選択した理由	年度	達成度				
II 働く場における男女共同参画の推進											
4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大											
(15)審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進											
審議会等委員に占める女性の割合について調査を実施し現状を把握するとともに、推薦団体への働きかけなど目標達成に向けて取り組みます。											
38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	事前協議、参加状況調査、プラスワンキャンペーン等取組実施	・新規設置及び改選を行う審議会所管対象課と事前協議を行い女性参加促進を働きかけた。 ・全審議会等を対象にした参加状況調査を実施し、現状把握及び課題の検討を行った。 ・改選を行う審議会等を対象に女性候補者確保に向けた手法の情報提供を行った。 ・局長会議、庶務課長会議において各局に審議会等の女性の比率向上に向けた取組を依頼した。	H30(2018)	C	令和3年度女性比率は31.2%と、令和2年度の31.1%から0.1ポイント増となっているが、目標値の40%までにはまだ開きがある。	1	令和4年度からの第5期男女平等推進行動計画においても女性の参加比率40%の目標数値を掲げ、各局に比率向上に向けた働きかけを促進していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	C						
				R3(2021)	C						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：18.9%		H30(2018)	D	令和3年度18.9%であり、前年度と比較すると数値は0.3%低下していることから、引き続き取組を推進していく必要がある。	1	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していく。	総務企画局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	D						
				R3(2021)	D						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：32.0%		H30(2018)	D	令和3年度は32.0%となり、前年度から0.2%向上した。依然として目標値の40%まで8.0%開いているが、改善が進んでいる。	1	改選の際に女性比率が向上するよう事前協議を通じて働きかける。	財政局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：36.9%		H30(2018)	C	令和2年度は37.1%であり、前年度から比率が0.2%減少した。	1	委員を選任する際には、男女比に配慮し、女性比率の向上に努めるよう、局内各課に周知していく。	市民文化局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	C						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：27.2%	本市人権・男女共同参画室からの情報に基づき、局内各課へ情報提供を行った。	H30(2018)	D	情報提供し比率向上に向け働きかけ、前年同程度であったが、目標値まで10%以上の開きがあるため。	1	局内各課に対し、審議会等における委員選任時の女性比率を向上するよう働きかけていく。また、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行っていく。	経済労働局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	D						
				R3(2021)	D						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：24.4%		H30(2018)	D	前年度に引き続き、目標達成にまだ開きがある。	2	委員改選のタイミングを活用し、引き続き、女性委員の選任依頼を行っていく。	環境局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
				R1(2019)	D						
				R2(2020)	D						
				R3(2021)	D						

38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：33.7% 前年度から0.6ポイント向上した。 審議会等の新規設置及び改選の際は、審議会等所管課と事前協議を実施した。	H30(2018)	C	前年度が0.6ポイント向上したものの、目標達成まで6.3ポイントの開きがある。	2	助成参加促進に関する事例の情報提供や事前協議の時期の検討を行い、比率向上に向けた取組を引続き行う。	健康福祉局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	C						
			R3(2021)	B						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：37.5%	H30(2018)	B	目標を下回った。	2	女性委員の選出について配慮を行うよう指導を行っていく。	こども未来局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	A						
			R2(2020)	A						
			R3(2021)	C						
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：24.8%	H30(2018)	B	前年度から比率が4.5ポイント減少し、目標達成まで15.2ポイントの開きがある。	1	職に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	まちづくり局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1(2019)	B						
R2(2020)			D							
R3(2021)			D							
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：30.6%	H30(2018)	D	前年度から比率が1.1ポイント下降し、目標達成には開きがある。	2	委員改選のタイミングを活用し、引き続き、女性委員の選任依頼を行っていく。	建設緑政局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	D							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	C							
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：11.1%	H30(2018)	D	目標達成まで大きな開きがある。	1	引き続きさらなる女性委員の比率向上に努める。	港湾局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	D							
		R2(2020)	D							
		R3(2021)	D							
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：0%	H30(2018)	E	扇島地区の土地利用に関しては、臨海部ビジョンの「30年後の川崎臨海部の目指す将来像」との整合性を踏まえて検討が必要となることから、臨海部ビジョンの策定に携わった委員を選定しており、その後も委員の追加や変更の機会が無かったため。	2	懇談会の議題に沿って、現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。	臨海部国際戦略本部(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	E							
		R2(2020)	D							
		R3(2021)	D							
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：31.3%	H30(2018)	D	前年度から女性比率が1.0%低下した。	1	引き続き、女性比率の向上に努めていく。	川崎市役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	D							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	C							
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：62.5%	H30(2018)	A	昨年度に続き、目標の達成に加え、半数に達している状態としている。	2	引き続き、実施していく。	幸区役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	A							
		R2(2020)	A							
		R3(2021)	A							
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：47.6%	H30(2018)	A	男女共同参画の視点に基づく配慮について所管課に働きかけを行い、女性委員の参加比率向上に努め、前年度28.3%から今年度は19.3%増加し、目標40%を上回った。	1	女性委員の参加比率向上に向けて、川崎市男女平等推進行動計画を周知するとともに、女性の比率が維持、または、向上するよう審議会を所管する所管課へ働きかけを行う。	中原区役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1(2019)	D							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	A							

38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：43.1%	H30 (2018)	D	2	審議会等の委員の選任にあたっては、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知し、比率向上に配慮する。	高津区役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	A					
			R2 (2020)	A					
			R3 (2021)	A					
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：46.2%	H30 (2018)	C	2	引き続き審議会等において、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知・共有していく。	宮前区役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	C					
			R2 (2020)	B					
			R3 (2021)	A					
	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：52.2%	H30 (2018)	D	2	引き続き、女性参加促進に関する好事例の情報提供や、事前協議会時期の検討を行い、比率向上に向けた取組を行う。	多摩区役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	D					
R2 (2020)			D						
R3 (2021)			A						
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：40.9%	H30 (2018)	A	2	改選の際に女性比率が向上するよう各課に働きかけていく。	麻生区役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	A						
		R2 (2020)	A						
		R3 (2021)	A						
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：41.2%	H30 (2018)	B	2	引き続き審議会等委員選任時には、男女共同参画に関する視点を持ち、女性参加促進の取り組みを続けていく。	上下水道局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	B						
		R2 (2020)	B						
		R3 (2021)	A						
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：42.9%	H30 (2018)	A	2	今後も比率を下げることなく、女性参加促進の取り組みを続けていく。	交通局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	A						
		R2 (2020)	A						
		R3 (2021)	A						
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率(前年度と同比率) 令和3年度：33.9% ①川崎市立病院運営委員会 16.7%(1/6名) ②川崎市立多摩病院運営協議会 60.0%(3/5名) ③川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会 25.0%(3/12名)	H30 (2018)	D	2	引き続き、男女比に配慮し、各団体へ女性委員の推薦を依頼していく。	病院局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	D						
		R2 (2020)	D						
		R3 (2021)	B						
審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：4.9%	H30 (2018)	D	2	引き続き、比率を下げることなく、各審議会等へ女性委員の推薦を依頼していく。	消防局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
		R1 (2019)	D						
		R2 (2020)	D						
		R3 (2021)	D						

38	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和3(2021)年度までに40%となるようめざします。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：50%	H30 (2018)	A	令和3年度までの目標である「40%」を既に達成している。	2	今後も女性参加促進の取組を続けていく。	市民オンブズマン事務局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						
		審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：32.9%	H30 (2018)	C	審議会等委員選任時には、各団体に女性委員の推薦について配慮していただくよう依頼する。	2	引き続き比率向上に向けた取組を行う。	教育委員会事務局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	C						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	C						
		審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和3年度：26.7%	H30 (2018)	C	今年度は委員の改選がないため、女性委員の人数は変わらなかった。	1	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りがなく、当該団体から委員を選出いただく際に、いかにして女性比率の向上を図るかが課題である。	選挙管理委員会事務局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	C						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)	D						
39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会等の所管部署への働きかけの実施	・「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」実施及び報告の際は、女性委員ゼロの審議会等をなくするという目標について周知を図った。 ・女性委員がゼロの審議会等の事前協議では、目標を再確認し早期の解消を働きかけた。	H30 (2018)	D	令和3年度女性委員ゼロの審議会の数は、前年度19から3増加し22となった。	1	女性委員ゼロの審議会等の解消に向け、全庁的な会議など機会をとらえて周知していく。ゼロとなっている審議会等については、改選の際に解消できるよう事前協議を通じて働きかける。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	D					
				R2 (2020)	D					
				R3 (2021)	D					
		女性委員ゼロの審議会をなくするための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会が0件であり、目標を達成している。	2	この状況を維持できるように、引き続き審議会を所管する所属に要請していく。	総務企画局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						
		女性委員ゼロの審議会をなくするための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	B	女性委員ゼロの審議会が無い。	1	引き続き、審議会等の委員改選の際には事前協議を通じて女性比率向上を働きかける。	財政局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						
女性委員ゼロの審議会をなくするための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：1	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会が1のため。	1	引き続き、委員を選任する際は女性委員の選出について配慮するよう局内各課に周知し、目標達成に向けて努める。	市民文化局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
	R1 (2019)	A								
	R2 (2020)	B								
	R3 (2021)	B								
女性委員ゼロの審議会をなくするための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：1	H30 (2018)	B	情報提供し女性委員選任に向け働きかけたが、目標の達成に至らなかった。	1	局内各課に対し、審議会等における委員選任時の女性委員選任を働きかけていく。また、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行っていく。	経済労働局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)		
	R1 (2019)	C								
	R2 (2020)	B								
	R3 (2021)	B								

39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	C	女性委員ゼロの審議会数が、前年度から改善した。	2	学識経験者が少ない現状があるが、引き続き女性委員の選任に取り組む。	環境局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：8 女性委員ゼロの審議会をなくすための取組を各課へ周知した。	H30 (2018)	C	前年度より女性委員ゼロの審議会の数が2増加した。	2	次年度も引続き、女性委員ゼロの審議会をなくすために取組を推進する。	健康福祉局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1 (2019)	C					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)	C					
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	B	目標通り達成できた。	2	引き続き、女性委員の選出について配慮を行うよう指導を行っていく。	こども未来局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：4 審議会等委員を選任する際には、所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。	H30 (2018)	C	女性委員の参加向上を促したが、条件に合う委員がおらず、女性委員ゼロの審議会がなくなかった。	1	職に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	まちづくり局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	C						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)	C						
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：1	H30 (2018)	B	女性委員ゼロの審議会数が1つあり、目標達成には至らなかった。	2	学識経験者が少ない現状があるが、現委員にも働きかけながら女性委員の選任に取り組む。	建設緑政局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	C						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標が達成できたため。	2	引き続き女性委員がゼロの審議会が発生しないように努める。	港湾局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：2	H30 (2018)	E	扇島地区の土地利用に関しては、臨海部ビジョンの「30年後の川崎臨海部の目指す将来像」との整合性を踏まえて検討が必要となることから、臨海部ビジョンの策定に携わった委員を選定しており、その後も委員の追加や変更の機会が無かったため。	2	懇談会の議題に沿って、現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。	臨海部国際戦略本部(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	E						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	C						
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会が無いため、目標を達成している。	2	今後も現在の状態を継続していく。	川崎市役所(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						

39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標は達成している。	2	引き続き、実施していく。	幸区役所 (審議会等 所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会が設置されないよう審議会の所管課へ女性委員の選考を依頼した	1	審議会を所管する所 属課へ、女性委員が ゼロの審議会が設立 しないよう、引き続 き男女共同参画の視 点に基づいた配慮に ついて周知を行う	中原区役 所(審議会 等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標を達成している。	2	引き続き、実施していく。	高津区役 所(審議会 等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会はなかったため。	2	引き続き審議会等 において、男女共同 参画の視点を持って 取り組むよう各課に 周知・共有していく。	宮前区役 所(審議会 等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	前年度から女性委員ゼロの審議会の数が無くなり、目標達成した。	2	委員を選任する際は 女性委員の選出につ いて配慮するよう各 課に周知し、女性参 加促進の取組を続け ていく。	多摩区役 所(審議会 等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	A					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：1	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：1	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会数が1つあり、目標達成には至らなかった。	2	引き続き、改選の際 などに女性委員ゼロ の審議会とならない よう各課に働きかけ ていく。	麻生区役 所(審議会 等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	B					
	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	目標通り達成できたため。	2	引き続き審議会等委員選任時には、男女共同参画に関する視点を持ち、女性参加促進の取り組みを続けていく。	上下水道 局(審議会 等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	女性委員ゼロの審議会がゼロだけでなく、女性比率も高比率を維持できている。	2	今後も女性委員ゼロの状況をつくらないよう、女性参加促進の取り組みを続けていく。	交通局(審議会等所管局)	男女平等 推進員所 属課(庶務 担当課)	
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						

39	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	委員の改選を行ったところもあるが、女性の委員が1名以上入るよう調整した結果、女性委員ゼロの審議会は無く、目標を達成している。	2	引き続き、男女比に配慮し、各団体へ女性委員の推薦を依頼していく。	病院局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
				R1 (2019)	A					
				R2 (2020)	A					
				R3 (2021)	A					
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：3	H30 (2018)	C	職務の指定であったり、危険物やコンビナート関係で女性学識経験者が少ないことから、現状は変わっていない。	2	今後も女性委員ゼロの審議会の数を減らすよう、引き続き、女性参加促進の取組みに最大限努める。	消防局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	C						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)	C						
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	B	女性委員ゼロの審議会は無く、目標を達成している。	2	引き続き女性委員ゼロの審議会軒数0件を維持する。	市民オンブズマン事務局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：1	H30 (2018)	B	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会の調査部会が前年度同様、6名全員が男性で、女性委員が0である。	2	引き続き、目標達成に向けて努める。	教育委員会事務局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
		女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和3年度：0	H30 (2018)	A	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りが無いような団体構成を継続する。	2	明るい選挙推進協議会の推薦団体に偏りが無いよう団体構成しつつ、当該団体から委員を選出いただく際に、いかにして女性比率の向上を図るかが課題である。	選挙管理委員会事務局(審議会等所管局)	男女平等推進員所属課(庶務担当課)
			R1 (2019)	A						
			R2 (2020)	A						
			R3 (2021)	A						

(16)女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進

市役所において、女性職員のキャリア形成や働きやすい環境づくり、意欲向上に向けた取組を進めます。

40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	メンター制度の導入 ハラスメント防止に関する取組など	・女性のキャリア形成を支援する取組として、メンター制度の実施、女性活躍推進(職員向け)に関する研修、各局における局長級と女性職員とのオフサイトミーティングを実施した。	H30 (2018)	B	女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	メンター制度、先輩職員と若手職員との意見交換会、女性活躍推進に関する研修等の実施を継続する。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
		ハラスメント防止に関する取組など	引き続き自主考査等を通じてハラスメントへの意識の向上に取り組んだ。	H30 (2018)	B	ハラスメントについて改めて確認し、防止に向けた意識の改善を促せた。	2	引き続きハラスメント防止に努め、ハラスメントが起こらない土壌づくりを推進していく。	上下水道局	庶務課
	R1 (2019)			B						
	R2 (2020)			B						
	R3 (2021)			B						
		ハラスメント防止に関する取組など	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	H30 (2018)	B	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	2	引き続き、ハラスメント防止に係る啓発を行う。	交通局	庶務課
	R1 (2019)			B						
	R2 (2020)			B						
	R3 (2021)			B						

40	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	ハラスメント防止に関する取組など	ハラスメントに関する文書等の周知により、正しい知識と見解を深め、その防止に向けた職員の意識改善を図った。	H30 (2018)	B	様々なハラスメントについて、都度、局内で確認し、防止に向けた意識の改善を促すことができた。	2	引き続き、ハラスメント防止について、職員の意識改善を図っていく。	病院局	総務部庶務課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
		女性活躍推進に関する取組の実施	・局内研修において消防局長と女性消防職員との意見交換会を実施し、仕事と私生活の両面での視野を広げ、さらなる女性消防職員の意欲向上やキャリアアップに向けた支援を行った。 ・メンター制度を各職員に周知させ、メンター及びメンティの募集を行った。 ・育児休業から復帰した職員に対し、早急に面談を行い、本人の意向を確認して仕事と子育ての両立に向けて取り組んだ。	H30 (2018)	B	・女性消防職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向け、計画に基づいた取組みを実施した。	2	・局内研修において、継続的に研修を実施し、女性のキャリア形成や働きやすい環境作りを推進する。 ・メンター制度における、メンター及びメンティの募集を継続的に行い制度を実施する。	消防局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
		ハラスメント防止に関する取組など	職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立について、厳正な服務規律の確保、法律の遵守を行うとともに、良好な職場環境の維持及び醸成に全力を挙げて取り組むよう教育長名にて通知した。 併せて、管理職会議で議題としてとりあげた。	H30 (2018)	B	職場内での周知徹底を指示した。	2	引き続き、職員の服務規律の確保に向けて、働きかけを行っていく。	教育委員会事務局	庶務課
				R1 (2019)	B					
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	ハラスメント防止に関する取組など	・管理職会議及び課内会議でハラスメント防止に向けへ内容の周知を行った。 ・ハラスメント防止に関する研修の受講を積極的に推奨した。	H30 (2018)	B	・課内会議でのハラスメント防止の確認 ・各種ハラスメントについての理解が深まるよう、研修資料等の局内回覧の実施	2	引き続き局内への理解が深まるよう取り組む。	選挙管理委員会事務局	選挙課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	ハラスメント防止に関する取組など	・管理職会議でハラスメント防止に向けた話し合い等を行い、各課内へ内容の周知を行った。 ・ハラスメントに関連する研修への受講を積極的に促し、研修資料を局内へ回覧することで、ハラスメント防止に関する理解を深めた。	H30 (2018)	B	ハラスメント防止に関する局内への周知等を積極的に行った。	2	引き続き、局内への理解が深まるよう取り込む。	監査事務局	行政監査課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	ハラスメント防止に関する取組など	・「川崎市職員のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を周知した。 ・ハラスメントに関する研修や会議等の参加を積極的に促した。	H30 (2018)	B	ハラスメントに関する研修や会議の機会を周知した。	2	引き続き、研修や会議の機会を周知し、職員の理解が深まるよう努める。	人事委員会事務局	調査課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	ハラスメント防止に関する取組など	早朝管理職会議の場において、ハラスメントに関する新聞記事を活用して情報交換を行い、その防止に向けた意識啓発をした。	H30 (2018)	B	男女平等推進及び女性活躍推進の観点から取組を実施した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						

41	女性活躍推進特定事業主行動計画に基づき、職員の意欲・満足感を向上させるため、現状を把握・分析し、職員が適正に評価される制度の充実や管理職への研修を実施します。	職員向けアンケートの実施 管理職への研修意欲を向上させる評価制度の見直し検討など	職員向けアンケート（働き方についてのアンケート調査）を実施し、現状および課題を把握するとともに、管理・監督者向けに、研修を実施した。	H30 (2018)	B	職員の委嘱・満足感の向上に向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	引き続き、職員向けアンケート等による現状把握・課題の分析を行い、実効性のある取組を推進するとともに、管理職の意識啓発等を実施する。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
42	課長級職員に占める女性割合が、令和3年度までに30%になるようめざします。	数値目標 元県費職員分も含む	課長級職員に占める女性の割合 令和3年度数値：24.5% (令和4年4月1日時点)	H30 (2018)	B	取組により女性の割合は前年度より上昇し、過去最高の数値となったが、目標である30%の達成には至らなかった。	1	令和7年度（令和8年4月1日時点）までに課長級職員に占める女性割合が30%以上となるよう、係長及び主任に係る昇任制度の見直しや働き方・仕事の進め方改革を推進し、女性の登用に努めていく。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)	B					
43	小学校・中学校の校長、教頭に占める女性の割合の向上をめざすとともに、高等学校の校長、教頭については、女性がいない状況の早期解消に努めます。	H29 小学校：40% 中学校：15% 高校：0% 特支：70%	【校長・副校長・教頭の女性比率】令和3年度 小学校：45.2% 中学校：19.1% 高等学校：6.0% 特別支援学校：45.5%	H30 (2018)	C	前年度と比較して、全校種において女性比率が増加した。	2	目標値の達成を目指し、全校種において引き続き全職種において校長・副校長・教頭の女性登用に努めていく。	教育委員会事務局	教職員人事課
				R1 (2019)	C					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	管理・監督者による適切な指導、助言等を実施した。	H30 (2018)	B	昇任候補者となる人材の確保に向け、計画に基づいた取組を実施した。	1	引き続き管理・監督者による適切な指導、助言等の実施をする。また、外部派遣機関への職員の派遣を実施する。係長及び主任に係る昇任制度の見直しを推進する。	総務企画局	人事課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考の受験率向上に向け、管理職に対象者へ直接案内するよう周知した。	H30 (2018)	B	対象者へ積極的な受験を呼びかけるよう管理職へ周知した。また、係長職の女性比率を上げ、活躍している女性を身近で感じる機会が増えたことにより、女性の昇任への意識醸成を図れた。	2	引き続き、取組を継続して取り組んでいく。	上下水道局	庶務課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対して所属長から個別に案内する等、積極的な周知と勧奨を行った。	H30 (2018)	B	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対して所属長から個別に案内する等、積極的な周知と勧奨を行った。	2	引き続き、昇任選考受験に係る受験意識の醸成を図る。	交通局	庶務課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長選考受験について、積極的な周知・勧奨を行った。	H30 (2018)	B	対象者へ積極的な受験の周知・勧奨を行った。	2	引き続き、対象者に対し積極的に周知・勧奨を行い、女性の昇任への意識醸成を図っていく。	病院局	総務部庶務課		
		R1 (2019)	B							
		R2 (2020)	B							
		R3 (2021)	B							

44	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	採用試験(消防士)における女性の確保に向けた取組の実施 係長昇任選考受験率向上の取組	・学校関係機関における採用説明会(WEB方式含む)及び総務省消防庁と連携しながら採用広報を展開した。また、女性向けのWEB方式による消防就職説明会を実施した。 ・係長昇任選考受験資格者に対し、グルかわ便を活用して試験実施を周知した。また、局内における女性活躍推進研修の内容に昇任制度について消防局長との意見交換会を設けた。 ・県消防学校における女性活躍推進研修の情報について周知を行った。	H30(2018)	B	・採用試験(消防士)における女性の確保に向けた取組を計画に基づき実施した。 ・係長昇任選考受験率向上に向け、計画に基づき実施した結果、受験者確保につながった。 ・県消防学校における女性活躍推進研修に職員が参加した。	2	・継続的及び効果的な採用広報を展開し、女性確保のための説明会を開始することで女性の受験者確保に努める。 ・キャリア支援を含めた係長昇任選考受験資格者に対する周知を行う。 ・消防大学校及び県消防学校等が実施する研修等の情報について周知を行い、希望者に対して局内選考等により派遣する。	消防局	人事課
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	H30(2018)	B	対象者へ積極的な受験を呼びかけた。	2	引き続き、積極的な受験を図れるよう、働きかけを行っている。	教育委員会事務局	庶務課	
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	H30(2018)	B	令和3年度は、女性に係長昇任選考対象者がいなかったが、対象予定者へ積極的な受験を呼びかけた。	2	引き続き対象者に対し係長昇任選考の受験勧奨を行っていく。	選挙管理委員会事務局	選挙課	
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、管理職会議等を活用しつつ、対象者に対しては直接案内をする等、積極的な周知と勧奨を行った。	H30(2018)	B	積極的な周知と受験勧奨を行った。	2	引き続き、対象者に対して係長昇任選考を受験するよう適切な受験勧奨を行う。	監査事務局	行政監査課	
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組 子育て中の職員のキャリア形成支援(昇任選考時託児所設置など)	・庶務課長会議において、適切な受験勧奨を行うよう、各局等に依頼した。 ・係長昇任に関するアンケート調査を実施し、昇任意欲の把握を行った。 ・係長昇任選考第1次選考において、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置した。	H30(2018)	B	受験環境の整備を行った。	2	次年度も引き続き受験しやすい環境整備を図っていく。	人事委員会事務局	調査課 任用課	
	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	人事評価制度の中間フォローや評価時面談及び異動ヒアリング等の機会を捉え、今後のキャリアプランや異動希望理由等を確認しながら意見交換をし、適時・的確な現状把握と助言・指導等を行った。	H30(2018)	B	男女平等推進及び女性活躍推進の観点から取組を実施した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課	

(17)企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進										
活力ある社会の構築に向け、働く場における女性の登用推進への働きかけを行います。										
45	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	すくらむネット21における女性活躍に向けた情報提供・意見交換、フォーラムの実施など	運営会議において、年間のテーマを「固定的性別役割分担意識・アンコンシャス・バイアスの解消」に設定し、運営会議(3回)の場において情報提供や意見交換を行った。男女共同参画かわさきフォーラムを実施し、92名の参加があったほか、録画配信で281名の申込があった。全体会議は、会場とオンラインを併用して開催するとともに、第2部では「アンコンシャス・バイアス」に関するワークショップを実施した。	H30(2018)	B	年間テーマに沿って加盟団体間の情報の共有などを行い、ネットワークの活性化や男女共同参画の啓発を行った。	2	加盟団体への積極的な情報提供を行うとともに、講座等を開催することで意識醸成を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
46	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や育児・介護休業取得に関する課題やニーズを把握します。	「労働状況実態調査」の実施と結果を踏まえた取組の推進	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や、ワーク・ライフ・バランスに関連した育児・介護休業の取組に関する調査を実施した。	H30(2018)	B	「労働状況実態調査」を実施し、働く女性の課題やニーズを調査した。	2	引き続き、女性の就業・登用状況や、ワーク・ライフ・バランス、育児・介護休業の取組に関する調査を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
47	多様な働き方や管理職に占める女性割合の向上に関する取組を促進するために、情報提供や啓発を行います。	男女共同参画センター「連携・ネットワーク事業」における市内企業向け女性リーダー養成に向けた取組	女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、職業生活での女性活躍のための情報提供等を行い。延べ131名の参加があった。	H30(2018)	B	女性リーダー養成研修により、職業生活での女性の活躍に必要な知識や技術を提供するとともに、かわさき☆えるぼし」認証を目指す企業への情報提供・啓発につなげた。	2	引き続き、女性活躍推進やワークライフバランスに関わる市の施策等の情報提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	「かわさき労働情報」による情報提供	・「かわさき労働情報」において、生産性向上・働き方改革推進のための本市施策、セミナー等開催情報、有識者記事及び関連法に関する情報等を掲載した。	H30(2018)	B	多様な働き方や、女性活躍推進のため、各種情報提供や啓発を実施した。	2	引き続き、「かわさき労働情報」において働き方改革等に関する記事を掲載し、多様な働き方の周知を図る。	経済労働局	労働雇用部	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

5 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり

(18)子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実

男女が共に仕事や家庭に関する責任を担い、ワーク・ライフ・バランスの実現や、出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、待機児童解消などの子育て支援施策を推進します。

48	高まる保育需要に対し、待機児童解消に向けた継続的な取組や保育サービスの質の維持・向上に努めます。	保育受入枠の確保	・認可保育所の整備等 ・川崎認定保育園の活用等多様な手法による受入枠の確保	H30(2018)	B	出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、保育受入枠の拡充など待機児童の解消に向けた取組を推進した。	2	引き続き、出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、増加が見込まれる保育ニーズを的確に推計し、保育受入枠の確保を推進する。	こども未来局	保育対策課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	保育の質の維持・向上	・保育士確保対策の充実 ・保育士等の処遇改善の実施 ・公民保育所職員研修の実施	H30(2018)	B	保育の質の維持・向上に努め、保育を必要とする保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整備した。	2	引き続き、保育を必要とする保護者が安心して子どもを預けられる環境の整備を推進する。	こども未来局	保育対策課 ※ただし、「保育士等の処遇改善の実施」の担当部署は保育第1課、また、「公民保育所職員研修の実施」の担当部署は運営管理課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

48	高まる保育需要に対し、待機児童解消に向けた継続的な取組や保育サービスの質の維持・向上に努めます。	利用者への支援ときめ細やかな対応の充実	・申請前段階からの説明会の実施 ・平日夜間、土曜日の窓口開設 ・アフターフォローにおけるきめ細やかな相談支援	H30 (2018)	B	利用者に寄り添い、それぞれのニーズに応じた丁寧な支援を積極的に行った。	2	引き続き、男女共同参画の視点に配慮しながら、きめ細やかな利用者支援の取組を推進する。	こども未来局	保育対策課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
49	夜間保育、一時保育、休日保育等、多様な保育事業を充実します。	民間保育所の運営を支援し、民間活力を活かした多様な保育サービス(長時間延長保育、一時保育、休日保育等)の提供	働き方の多様な選択が可能となるよう、一時保育や朝・夕の時間帯における職員配置の要件緩和を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。	H30 (2018)	B	ほぼ目標どおり実施できた。	2	次年度も引き続き民間保育所の運営を支援し、多様な保育サービスの提供を推進していく。	こども未来局	保育第1課 企画課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
50	病児・病後児保育事業を実施し、その家族に対する支援を行います。	病児・病後児保育の実施により、平常時以外での預かり先の確保及び子育てと仕事の両立支援の充実	子どもの病気の際にも、安心して預けられるように、安定的な運営を行ったことで、保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。	H30 (2018)	B	ほぼ目標どおり実施できた。	2	次年度も引き続き安定的に運営できるよう事業を実施し、子育てと就労の両立支援の充実を図っていく。	こども未来局	保育第2課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
51	児童・生徒に対する放課後事業の充実に努めます。	こども文化センター事業 わくわくプラザ事業 子育て支援・わくわくプラザ事業	①引き続き児童福祉法に基づく児童厚生施設(児童館)として、地域児童の健全育成を目的に、各種事業・活動を指定管理者制度により実施した。 ②令和3年度は市立小学校全114校内で、やむを得ない事情で自宅に子どもを家庭で見守る方がいない家庭の児童を対象に、放課後の児童の安全な居場所を確保した。 ③わくわくプラザ終了時(18時)までに保護者の迎えが困難な場合、19時まで児童の居場所及び安全を確保した。	H30 (2018)	B	わくわくプラザでは学校の長期休業期間中の平日の朝の開室を午前8時からとする、利用時間の拡大によるサービス向上を継続したため。	2	①引き続き、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図る。 ②、③すべての小学生を対象に学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進する。	こども未来局	青少年支援室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
52	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	男女共同参画センター子育てほっとサロン、絵本の読み聞かせによる仲間づくり	・0歳児の親子のための「小さなお話し会」：計14回開催し、計161名の参加があった。	H30 (2018)	B	乳幼児連れでも参加しやすい、親子で参加できる機会を提供した。	2	引き続き、子育てをサポートするためのイベントの開催などを通じ、子育て中の女性を支援する事業を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	子育て支援の関係機関・団体と連携し、育児情報の提供や知識普及・育児相談等の実施	地域子育て支援センターや地域の子育てサロンでの講座等を8カ所延16回実施した。 コロナで休止中のサロンの状況確認や運営支援を実施した。	H30 (2018)	B	コロナ禍で活動が制限される中、活動継続のための支援が実施できた。	2	コロナの影響で、安定活動が困難な状況が続いているが、引き続き関係機関や団体と連携し、活動支援を実施する。	川崎区役所	地域支援課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						

52	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	子育てグループ支援等	<p><地域ケア推進課></p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援機関と子育てグループの交流会をこども総合支援ネットワーク会議の中でハイブリッド方式にて1回開催した。 子育て支援に関する区民向けの講演会について、コロナ禍に即した子育てに関する講演会を2回オンライン方式で開催した。 <p><地域支援課></p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で育児相談会やサロンを新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら開催した。 	H30(2018)	B	<p><地域ケア推進課></p> <p>コロナ禍においてもハイブリッド方式にて参加しやすい形で交流会を開催することができた。</p> <p><地域支援課></p> <p>感染症対策を取りながら住民主体の子育てサロンや赤ちゃん相談を継続して開催することができた。</p> <p>【男女平等に配慮した点】</p> <p>子育てに関する区民向け講演会について、男性も女性も関係なく関心を持つテーマ設定を行った。</p>	2	<p><地域ケア推進課></p> <p>コロナ禍においての効果的な事業実施について、引き続き検討を進め、実施につなげていく。</p> <p><地域支援課></p> <p>コロナ禍においても活動を継続できるよう支援していく。</p>	幸区役所	地域ケア推進課 地域支援課
	地域で活動している子育てグループの活動を支援するために、子育てグループ交流会やリーダー交流会を実施	既存のグループの活動を広く周知するために、オンラインによる交流会を開催したり、ホームページや子育てアプリを使っての広報を行った。またグループの活動の場において健康教育や育児相談を実施し、活動を支援した。	H30(2018)	B	支援を通じ、子育てグループの活動の活性化を図ることにより、地域での子どもや保護者等の活動の支援を実施した。	2	引き続き、子育てグループの活動支援を行うとともに、子育てグループ活動の活性化に向けた支援を行う	中原区役所	地域ケア推進課 地域支援課	
	子育てグループ支援等	地域子育て支援センターやサロン等に地区担当保健師等が出向けるよう調整し、フォローケース等の情報共有を図り支援した。	H30(2018)	B	地域子育て支援センターやサロン等身近で健康教育や個別の相談を行った。	2	地域包括支援システムの推進に向けて、地域全体での子育て支援への関わりを強化する。子育てに関する内容等家庭でも父親と共有できるような資料の活用を図っていく。	高津区役所	地域支援課	
	子育てグループ支援等	地域の子育てグループ関係者と情報共有し、活動状況の把握と子育て情報の提供を行った。また子育て中の女性が自分らしくいきいきと過ごせるよう健康に関する啓発を実施した。	H30(2018)	B	子育てグループ等の関係者と連携し、育児や女性の健康について情報提供を行った。	2	次年度も引き続きグループへの支援と女性への健康支援を実施する。	宮前区役所	地域支援課	
	子育てグループ支援等	多胎児の会、高齢初産の会、地域サロンなどを開催し、子育て中の女性の支援を行った。	H30(2018)	B	子育て中の女性のエンパワーメントを支援するため、計画していた事業を実施した。	2	次年度も引き続き、子育てグループ等の開催を通じ、支援を継続していく。	多摩区役所	地域支援課	
	子育てグループ支援等	子育てグループ等の支援を行うと共に、必要に応じ、子育て中の方への個別支援を行った。また、子育てグループ等の交流会をオンラインで実施し、コロナ禍での活動に関する情報の共有をした。	H30(2018)	B	子育てグループ等の支援や講座の開催を通じ、子育て中の方への継続的な育児支援ができた。	2	今後も継続的に子育てグループ等の支援を実施していく。	麻生区役所	地域支援課 地域ケア推進課	
	市民館等における保護者同士の交流機会の提供や情報提供	子育て中の保護者同士の交流を目的とした事業の実施や、情報提供を行った。	H30(2018)	B	子育て中の方々の交流機会の提供や情報提供の充実を図った。	2	引き続き、市民館等における保護者同士の交流機会の提供や情報提供を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	

53	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	男女共同参画センターの男性向け事業の男性が参加しやすい企画・実施	再掲目標 I 事業番号35				市民文化局	人権・男女共同参画室
		両親学級の土曜日、日曜日の開催 川崎市パパと子手帳の配布	再掲目標 I 事業番号35				こども未来局	こども保健福祉課

(19)高齢者福祉サービスの充実と利用の促進
 少子高齢化が進み、介護などにより男女ともに時間制約のある労働者の増加が見込まれることから、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、高齢者福祉サービスの充実等に努めます。

54	介護サービス基盤の整備や、利用しやすい介護サービスの充実及び普及を図ります。	かわさきいきいき長寿プランに基づく取組	介護サービス基盤の整備や、利用に向けた普及推進を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。	H30(2018)	B	介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えられるため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	2	引き続き、男女平等推進に配慮して施策を推進する。	健康福祉局	高齢者事業推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
55	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	再掲目標 I 事業番号36				健康福祉局	健康増進課(R4より健康増進担当)		
		男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	再掲目標 I 事業番号36				各区役所	地域支援担当		

(20)育児・介護休業制度などの定着と利用の促進
 男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、制度の定着と利用の促進を図ります。

56	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や育児・介護休業取得に関する課題やニーズを把握します。	「労働状況実態調査」の実施と結果を踏まえた取組の推進	再掲目標 II 事業番号46				経済労働局	労働雇用部		
57	育児・介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を行います。	講座・講演会、サロンの開催 講師紹介	・男女共同参画センターが主催するイクメン研究所において、高津区と連携し、高津区パパ会を計4回開催し、延べ計33名の参加があった。	H30(2018)	B	男性向け講座の実施を通じ、男性の家事・子育て等への主体的な参加を促進した。	2	引き続き、講演会やサロンの開催を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
		「かわさき労働情報」等での情報提供	育児・介護休業制度取得促進のため、関連法改正の情報や多様な働き方や柔軟な勤務形態の導入など「働き方改革」や「生産性向上」に関する情報を掲載した。	H30(2018)	B					
R1(2019)	B									
R2(2020)	B									
				R3(2021)	B					

(21)長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
 長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスについて周知・啓発を行います。

58	長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性が家庭生活や地域生活に参画できる多様な働き方・生き方について啓発を進めます。	男性向け啓発事業 男女共同参画センターにおける男性向け事業(講座等)の実施(育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ)	再掲目標 I 事業番号32				市民文化局	人権・男女共同参画室
----	--	---	---------------	--	--	--	-------	------------

59	企業における「働き方改革」の取組促進に向けた啓発活動を行います。	各種啓発セミナーの開催、事例集やパンフレット発行、インセンティブの付与	・市内中小企業の「働き方改革・生産性向上取組事例集」を発行した。 ・組織マネジメント・生産性向上支援事例に関するセミナー等を開催した。	H30(2018)	B	多様な働き方を実現するため、中小企業における「働き方改革・生産性向上取組事例集」を発行し、情報提供を行うとともに、セミナー等の開催による普及啓発も実施した。	2	引き続き、セミナー等の開催により、取組の普及啓発を図る。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
60	企業の働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する取組を支援します。	専門アドバイザー派遣、相談窓口	・市内事業主向けに「働き方改革相談窓口」を設置。テレワークの導入や法改正への対応、その他雇用全般に関する相談等、企業の働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援した。	H30(2018)	B	市内中小企業に対し、「働き方改革・生産性向上」に関する取組支援を行った。	2	専門家無料派遣相談を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	A					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
61	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	男女共同参画センター出前講座WLB講演会開催	市内中小企業事業所との連携・協働事業として、女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、延べ131名が参加した。また事業者への出前講座を5回実施し、109人が参加した。	H30(2018)	B	誰もが働き続けられる環境づくりのためにリーダーとしての心得やチームマネジメントなどを学び、参加者同士が話し合うなど実践的な取り組みを行った。	2	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け情報提供や講座等の開催を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	子育て世代向けのWLBの取組の推進	・九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報活動を行った。 ・子育て世帯の父母の両方を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを3回開催し、計43名の参加があった。	H30(2018)	B	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報を行った。また、子育て世帯の父母の両方を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを3回開催した。	2	今後も引き続き、子育て世帯の父母を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、広報活動やセミナーを開催し、仕事と家庭生活の両立の重要性について意識啓発を図る。	子ども未来局	企画課	
			R1(2019)	C						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	「かわさき労働情報」働くためのガイドブック等による情報提供	・「かわさき労働情報」においてワーク・ライフ・バランスの推進に向け、関連する法改正や、セミナー等の情報を掲載した。	H30(2018)	B	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等による情報提供を行う。	経済労働局	労働雇用部	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
62	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合を令和3(2021)年度までに75%以上になるようめざします。	数値目標	事業者の割合 令和3年度：79.1%	H30(2018)	B	市内中小企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの取組の支援を行い、前年度と比較して数値が向上、目標値を達成した。	2	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合を75%以上になるようめざす。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(22)仕事と生活の両立に向けた住環境づくり

63	仕事と生活が両立できる住環境づくりを進めます。	駅近居住、職住近接の促進 近居、同居の促進	子育て世帯が子育てしやすい住宅に居住するための環境づくりに取り組んだ。	H30(2018)	B	駅近居住や近居、同居の促進に向けた取組を民間事業者等と連携して実施した。	2	引き続き、駅近居住や近居、同居等の促進に向けた取組を民間事業者等と連携して進める。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(23)市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進										
多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき「職員の働く環境の整備と意識改革」や「多様な働き方の推進」などに取り組みます。										
64	職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働く環境の整備と意識改革に取り組みます。	長時間勤務の是正 業務改革 人材育成・意識改革 ICTの活用 ワークスタイル 変革など	定時退庁の推進、午後8時以降の時間外勤務の原則禁止、業務が増大している部署への応援の実施、全庁に共通する事務の効率化、総務事務センターによる定型的・反復的事務の集約化、管理職のマネジメント力の強化、オンライン会議の推進、ペーパーレス化の推進などの取組を行った。	H30(2018)	B	計画していた取組を実施した。	1	新型コロナウイルス対応業務等により、長時間勤務職員数が増加傾向にあることから、引き続き取組を推進していく。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
65	多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、多様な働き方を推進します。	女性活躍推進・次世代育成支援	テレワークの本格実施、ワーク・ライフ・バランスデーの実施、イクボスの実践に向けた取組、障害者雇用拡大の取組などを行った。	H30(2018)	B	計画していた取組を実施した。	1	新型コロナウイルスの影響による新しい日常に対応するため、業務継続性の向上や、多様な働き方の実現に向けて、テレワークの一層の推進などの取組を推進していく。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
66	育児休業を取得しやすい環境づくりに努め、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が、令和3(2021)年度までに10%となるようめざします。	数値目標	男性育児取得者割合 令和3年度：25.8%	H30(2018)	B	男性職員の育児休業取得率は令和元年度に10.3%となり、目標を達成し、令和2年度には17.8%、令和3年度には25.8%と更に上昇した。	1	令和4年度からは新たに男性職員の育児休業取得率30%以上の目標を掲げ、更なる向上を目指し、取組を充実させていく。	総務企画局	人事課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	A					
67	介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。	介護支援制度に関する情報提供	職員向けアンケート調査を実施し、現状把握を行ったほか、「職員子育て応援ガイドブック」に介護に係る休暇制度を掲載し、イントラネットに掲載するなど周知に努めた。また、業務管理者向けにイクボス研修、課長補佐・係長級を対象にブレイクボス研修を実施し、休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりに向け、意識啓発を行った。	H30(2018)	B	親族の介護を必要とする職員など、時間に制約のある職員も活躍できる職場環境づくりに向け、取組を実施した。	1	引き続き、研修等を実施するなど意識啓発に取り組んでいくほか、アンケート調査の結果、介護にかかる休暇制度を知らないという職員も一定数いたことから、周知コンテンツ等を検討する。	総務企画局	人事課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を局内掲示板等にて周知する等、取得予定の職員はもとよりその他職員への意識啓発に取り組んだ。	H30(2018)	B	当初の予定どおりの事項を実施することができた。	2	次年度も引き続き介護休暇等の取りやすい職場を目指し、局内への情報提供に努める。	上下水道局	庶務課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知する等意識啓発を行った。	H30(2018)	B	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知する等意識啓発を行った。	2	介護支援制度の周知を図り、介護休暇を取りやすい職場環境づくりに努める。	交通局	庶務課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
介護支援制度に関する情報提供	機会をとらえ、ガイドブックを配布・回覧するなど、制度の周知を図った。	H30(2018)	B	職員の理解が深まるようガイドブックの配布・回覧による周知を行い、休暇取得に向けた意識改善を図った。	2	引き続き、制度の周知を図り、職員の意識改善及び休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。	病院局	総務部庶務課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

67	介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。	介護支援制度に関する情報提供の実施	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知するとともに、ぐるかわライブラリーに、「職員子育て応援ガイドブック」及び育児介護支援制度について掲載し、周知した。	H30(2018)	B	職員の理解が深まるよう「職員子育て応援ガイドブック」及び育児介護支援制度について周知し、職員の意識啓発を図った。	2	引き続き制度の周知を図り、介護休業を取得しやすい環境づくりに努める。	消防局	人事課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
		介護支援制度に関する情報提供	各種相談内容に応じ、介護休業等の介護支援制度を案内している。	H30(2018)	C	通常業務の一環として各種相談対応を行っている。	2	引き続き、介護支援制度に関する情報提供を推進する。	教育委員会事務局	庶務課
				R1(2019)	C					
			R2(2020)	C						
			R3(2021)	C						
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を随時閲覧できるように掲示するとともに、局内閲覧を行い制度の周知を図った。	H30(2018)	B	ガイドブックを閲覧するとともに、イントラネットでの閲覧も可能なことを周知し、職員の理解がさらに深まるよう努めた。	2	引き続き介護支援制度の周知を図り、介護休業が取得しやすい職場環境の醸成に努める。	選挙管理委員会事務局	選挙課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を閲覧し、閲覧後は職員が閲覧しやすい場所に保管するなど、局内への周知を図った。	H30(2018)	B	ガイドブックの閲覧により、職員の理解が深まるよう周知を図った。	2	引き続き、介護支援制度の周知を図り、介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努める。	監査事務局	行政監査課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	介護支援制度に関する情報提供	「職員子育て応援ガイドブック」を配布し、周知した。	H30(2018)	B	ガイドブックを配布し、職員の理解が深まるよう周知を図った。	2	引き続き、介護支援制度の周知を図り、介護休業が取得しやすい職場環境への改善に努める。	人事委員会事務局	調査課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	介護支援制度に関する情報提供	各種休暇制度に関する情報共有を図ったほか、面談等の機会に職員の状況を把握し、職員が働きやすい環境となるよう努めた。	H30(2018)	B	各種休暇制度の周知を通じて、多様な働き方に関する職員の理解促進に取り組んだ。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

6 働く女性・働きたい女性への就業等支援

(24)働く女性の就業継続とキャリアアップ支援

女性の人材育成に向け、働きたい女性が、結婚、出産等のライフイベントを経てもキャリアを形成しながら働き続けることができるよう支援します。

68	働く女性が抱える悩みや問題について、労働相談の実施などにより、解決に向けて支援します。	男女共同参画センター再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談	女性を対象とした個別キャリア相談を平日以外にも土曜日も含めて実施し、合計71件の相談があった。	H30(2018)	B	個別で事前予約制なので、電話か面接かも選べるため、日程が合わせやすいと利用者からも好評を博した。	2	引き続き、相談者のニーズに合わせた支援を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

68	働く女性が抱える悩みや問題について、労働相談の実施などにより、解決に向けて支援します。	労働相談	市内2か所で実施している常設の労働相談のほかに神奈川県と共催で月1回の弁護士相談・夜間労働相談・年6回の街頭労働相談を開催し、職場で起きたセクハラの問題についても相談を受けた。	H30(2018)	B	街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立な立場から相談を受けることに配慮した。	2	引き続き労働相談業務を継続する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
69	就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	男女共同参画センター講座 ワンランクアップ、女性リーダー養成	非正規シングル女性のためのキャリア講座2回実施し延べ10名の参加があった。女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、延べ31名の参加があった。	H30(2018)	B	講座を通じて、スキルアップ等を希望する女性を対象に、必須スキルの情報提供やネットワーク構築の機会を提供した。	2	引き続き女性リーダー養成のための事業を実施する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
69	職場定着のためのフォローセミナーや人材育成セミナー等の開催	・キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナーを実施した。 ・キャリアサポートかわさきにおいて、就業後の職場定着に向け、新しい職場で長く働き続けるためのコミュニケーション術等を学ぶ定着支援セミナーを実施した。	H30(2018)	B	働きたい女性の就業に向けた支援、就職後の職場定着に向けた支援を実施した。	2	・引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナーを実施する。 ・引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、定着支援セミナーを実施する。	経済労働局	労働雇用部	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

(25)女性の参画分野の拡大支援

男女の参画に偏りがある分野において、男女双方の参画が進むよう支援します。

70	女性技術者の技術力向上及び担い手育成に向けて、女性技術者を表彰します。	若手技術者・女性技術者表彰	若手技術者・女性技術者表彰を実施。 令和3年度：4名	H30(2018)	B	表彰開始5年目であったが、審査委員会による審査により、4名の技術者を表彰した。	2	性的マイノリティの技術者に対する対応方針が明確でなく、今後の検討が必要である。	財政局	検査課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
71	農業の担い手育成に向けて、女性農業者団体の活動・ネットワークづくりを支援します。	川崎市女性農業担い手の会「あかね会」の活動支援	農業者同士の情報共有や農業関連技術の向上となる講習会を開催した。また、例年開催していた料理教室を動画配信するなど幅広い分野に係る活動を支援した。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症に対応した事業内容を検討し、川崎市の農業就業者の約4割を占める女性農業者の、農業経営や地域社会への主体的な参画に寄与した。	2	次年度も引き続き、女性農業者団体の支援を通して、農業の担い手育成や農業者間のネットワークづくりを推進する。	経済労働局	農業振興課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(26)多様な就業ニーズに対応した就業支援

女性の力を最大限に生かすため、求職者の特性に合った就業マッチングや就業機会の提供など多様な就業支援に取り組みます。

72	働きたい女性のニーズに応じた就業マッチングや就業機会の提供など多様な就業支援に取り組み、就業支援事業における女性年間就職決定者数が、令和3(2021)年度までに275人以上になるようめざします。	就業支援事業(数値目標)	キャリアサポートかわさきにおける女性年間就職決定者数 令和3年度：200人	H30(2018)	A	新たに女性求職者を対象とした就業マッチング会への相談ブース出展等の取組を実施した一方、コロナ流行期における女性求職者の相談利用控えの傾向、HWを通じた広報機会の減少等により、女性の新規登録者が減少(コロナ前R元年比約36.8%減(同比男性4.7%増))したため、目標未達となった。	1	求職者の希望や適性を踏まえた求人開拓のための体制強化等を継続して実施するとともに、新たに女性求職者を対象としたワークショップと企業交流会をセットにした支援プログラムを実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	A					
				R2(2020)	D					
				R3(2021)	D					

73	女性の就業及び再就職に向けて支援講座等を実施します。	男女共同参画センター再就職支援パソコン講座、再就職セミナー個別キャリア相談	・育児休業からの復帰女性キャリア講座（1回）：育児後に職場復帰を目指す方を対象に開催し、9名の参加があった。	H30 (2018)	B	育休復帰や、再就職の必要な知識・技術を習得できる講座を実施した。また個別キャリア相談によりきめ細かな就業支援を行った。	2	引き続き、再就職、就労継続、職場復帰をめざす女性を対象とした講座等を開催し、就労支援を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			・再就職したい女性を応援！パソコン講座（計55回）：エクセル、ワード、パワーポイントを各回のテーマとして開催し、338名の参加があった。	R1 (2019)	B					
			・働きはじめる働き続ける女性のためのカフェ（計2回）を開催し18名の参加があった。	R2 (2020)	B					
			女性を対象とした個別キャリア相談を平日以外にも土曜日も含めて実施し、合計71件の相談があった。	R3 (2021)	B					
	「キャリアサポートかわさき」における女性向けセミナー開催	キャリアサポートかわさきにおいて、女性を取り巻く労働環境等のテーマにより、対象者を女性に限定した就職準備セミナーを実施した。	H30 (2018)	B	働きたい女性への就業に向けた取組を実施した。	2	引き続き、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、女性向け就職準備セミナーを実施する。	経済労働局	労働雇用部	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
(27)経営の主体となる女性の育成・支援										
起業を希望する女性への支援を行います。										
74	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	男女共同参画センター女性起業セミナー、相談会、サロン開催、見本市開催など	女性起業家プラン作成講座&サロンを5回実施し、延べ59名が参加した。また、女性起業家プランフォローアップ個別相談会を実施し、5名が参加した。	H30 (2018)	B	起業相談については、4月から相談希望者が多く、産業振興財団の協力を得て税理士相談枠を拡充し、他にも川崎信用保証協会、日本政策金融公庫川崎支店の協力を得て計画以上の実施し、要望に応えることができた。	2	引き続き、起業を目指す女性、起業して間もない女性を支援するための講座等を開催する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			・起業家無料相談会：全9回開催し、延べ63名の参加があった。	R1 (2019)	B					
			・創業・融資 無料相談会（日本政策金融公庫）：全5回開催し、延べ11名の参加があった。	R2 (2020)	B					
			・起業家無料相談会（川崎市信用保証協会）：計16回開催し、延べ16名の参加があった。	R3 (2021)	B					
	商人デビュー塾	全10回開催（内オンライン9回、先輩起業者との座談会1回）・16名参加（男性7名、女性9名）	H30 (2018)	C	男女どちらも参加しやすい環境だった。	4	商人デビュー塾については今年度で事業終了	経済労働局	商業振興課（R4より観光・地域活力推進部）	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
75	創業予定または創業まもない女性起業家を対象に創業融資を実施します。	女性・若者・シニア起業家支援融資資金による支援	当該融資制度の周知を図り、利用促進に努めた。	H30 (2018)	B	起業家セミナーや創業者向け説明会にチラシなどを配布し、創業を検討している方へ当該融資制度の周知を図った。	2	引き続き、セミナー等に当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。	経済労働局	金融課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					

(28)職場における男女共同参画に関する理解の促進											
多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその能力を十分に発揮することができる職場環境づくりを促進します。											
76	多様な働き方に関する情報提供や講座を行います。	市HPや男女共同参画センターの情報提供事業	・女性活躍や多様な働き方の推進に取り組む企業の取組をまとめた「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成し、市HPで掲載した。 ・「かわさき労働情報」に「かわさき☆えるぼし」認証制度募集について掲載し、広く周知した。	H30(2018)	B	「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成することで、市内企業や関係団体、教育関係機関等さまざまな対象に情報提供を行うことができた。	2	引き続き、市HPや「かわさき労働情報」など様々な広報機会をとらえ、積極的な情報提供を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
	「かわさき労働情報」等による情報提供	「かわさき労働情報」において、生産性向上・働き方改革推進のための本市施策、セミナー等開催情報、有識者記事及び関連法に関する情報等を掲載した。	H30(2018)	B	多様な働き方を実現するため、啓発活動、情報提供を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」において、生産性向上や働き方改革に関する記事を掲載し、多様な働き方の周知を図る。	経済労働局	労働雇用部		
		R1(2019)	A								
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
77	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	男女共同参画センターのセクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ防止に向けた情報提供	再掲目標 I 事業番号27					市民文化局	人権・男女共同参画室		
		「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」による防止に向けた広報	再掲目標 I 事業番号27							経済労働局	労働雇用部
		労働相談	再掲目標 I 事業番号27								
78	働く場における男女共同参画の推進に向けた講座開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	男女共同参画センター出前講座や講師紹介	事業所への出前講座や、公共施設、各種団体等に講師派遣を行った。	H30(2018)	B	市内事業所への研修会への講師派遣、団体、機関等に講師派遣を行い、男女平等につき理解を深める取り組みを実施した。	2	引き続き、依頼に基づいて、出前講座や講師派遣の機会の充実を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
		R2(2020)	B								
		R3(2021)	B								
		川崎労働学校	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げた。(川崎労働学校受講者数：23名)	H30(2018)	B	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとした講義を行うことで、同法の趣旨や意義について参加者の理解を深めることができたため。	2	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。	経済労働局	労働雇用部	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
(29)多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供											
子どもたちに対して、多様なキャリア形成を可能にするための学習機会を提供します。											
79	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進等も含めたキャリア教育の体系的・効果的な推進を図ります。	子どもたちが社会で自立して行くための基礎を学ぶ「キャリア在り方生き方教育」の推進	再掲目標 I 事業番号10					教育委員会事務局	教育改革推進担当		
80	男女共同参画の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	男女共同参画センターにおけるインターンシップ実施、及び職場体験の受け入れ	再掲目標 I 事業番号11							市民文化局	人権・男女共同参画室

81	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を推進します。	川崎臨海部に立地する企業、研究機関等が有する高度な人材、技術、施設を活かした、子どもたちの科学技術への興味・関心を高める科学教育・キャリア教育に資する取組の実施	・教育機関への学習機会の創出に向けた臨海部企業等の見学会を9件実施した。 ・キングスカイフロントの取組を紹介するためのパンフレットの更新を行った。 ・「キングスカイフロント夏の科学イベント」に替わり、キングスカイフロントやサイエンスへの興味喚起、立地企業の紹介を目的としたWeb版キングスカイフロントクイズを実施した。 ・高校生が科学への興味関心を高めるとともに、将来の自分の働く姿がイメージできるような、臨海部立地企業の活動を体験する取組を実施した。	H30 (2018)	B	・新型コロナウイルス感染症対策を工夫しながら、オンライン等を活用した見学会を実施した。 ・パンフレットの作成により、最新のキングスカイフロントの情報を記載した。 ・オンラインによる「キングスカイフロントクイズ」により、小学生が科学に触れる機会を創出した。 ・学校と企業の連携により、高校生が企業活動を体験した学びを発表し、他の生徒に情報共有を行うことで、自分の働く姿がイメージできるプログラムを実施した。	2	次年度も引き続き子どもたちの科学技術への興味・関心を高める科学教育・キャリア教育に資する取組を推進する。	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						
	川崎サイエンスワールドの発行・配布 小・中学生を対象とした市内企業による講座の開催	川崎市先端科学副読本「川崎サイエンスワールド」の授業での更なる活用を促し、副読本のデジタル化を行うとともに、デザイン等を一押し、川崎の魅力ある企業の紹介コンテンツを作成した。また、市内企業と連携し特別講座を実施した。	男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った。	H30 (2018)	B	中学生向けの川崎市先端科学副読本「川崎サイエンスワールド」の授業での更なる活用を促し、魅力ある理科教育に向けて支援する目的から、GIGAスクール構想を活用した教育コンテンツの提供を行う。合わせて、男女平等推進行動計画の趣旨に沿って、男女問わず理工系への興味を喚起するための講座を開催する。	2	経済労働局	イノベーション推進室(R4よりイノベーション推進部)	
					R1 (2019)					B
					R2 (2020)					B
					R3 (2021)					B
	理科教育推進事業	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)と連携して、科学者や技術者の派遣授業を、小・中合わせて20回実施し、児童生徒に科学技術分野への関心を高めた。	理科を担当する教員に向けて、企業等による科学者や技術者の派遣授業等の情報の発信に努めた。 【男女平等に配慮した点】 魅力ある理科教育を推進することで、男女を問わず科学技術等への理解を深めることにつなげた。	H30 (2018)	B	教育委員会事務局いたしましては、男女共同参画につきましては、キャリア教育の中で推進する。	5	教育委員会事務局	カリキュラムセンター	
					R1 (2019)					B
					R2 (2020)					B
					R3 (2021)					B

7 企業における女性活躍に向けた取組の促進

(30)女性の活躍推進に向けた企業への啓発

82	多様な働き方や管理職に占める女性割合の向上に関する取組を促進するために、情報提供や啓発を行います。	男女共同参画センター「交流・ネットワーク事業」における市内工業団体女性活躍推進事務局長会議	再掲目標Ⅱ 事業番号47	市民文化局	人権・男女共同参画室
		在宅ワークなど多様な働き方を紹介するセミナー(在宅ワーカースeminarなど各種啓発セミナー)の開催や「かわさき労働情報」等による情報提供	再掲目標Ⅱ 事業番号47		

(31)企業の女性の活躍推進に関する取組支援

女性活躍に関する取組を促進するために、企業へのインセンティブ付与等の支援を実施します。

83	女性の活躍に関する状況の把握や課題分析など、事業主行動計画策定や取組推進に向けたノウハウ支援を実施します。	ノウハウ支援	・「かわさき労働情報」で「女性活躍推進法の改正」に係る記事を掲載し、一般事業主行動計画策定や取組推進に向けたノウハウ支援を実施した。	H30 (2018)	B	女性活躍の推進に係る周知を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」において女性活躍の推進に係る広報等を推進する。	経済労働局	労働雇用部
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					

84	女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業等を対象とした認証制度を実施します。	女性活躍推進企業認証制度	・市内中小企業を対象に「かわさき☆えるぼし」認証制度を創設後4年目の募集を行い、新規企業からの申請と令和元年度認証された企業の更新申請により、44社を認証した。 ・認証された企業の取組をまとめた事例集を作成し、市内関係団体等に配布した。	H30(2018)	A	・令和2年度に認証した企業とあわせて令和3年3月現在83社が認証企業となり、市内中小企業における女性活躍推進の取組が広がっている。	1	令和4年度も引き続き認証企業の募集を行うとともに、認証された企業の取組を広く周知していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	A					
				R2(2020)	A					
				R3(2021)	A					
85	女性活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達において評価し、受注機会の増大を図ります。	公共調達における評価	・次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づく行動計画の策定を、主観評価項目にした。 ・国による認定(くるみん・えるぼし)または川崎市における認証(かわさき☆えるぼし)取得を、主観評価項目にした。	H30(2018)	B	女性活躍推進に取り組む企業に対して、受注機会の増大を図る取組ができている。	2	引き続き、女性活躍推進に取り組む企業に対する支援の取組を実施していく。	財政局	契約課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(32)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大

男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、企業等への働きかけとともに、地域経済団体との連携を強化します。

86	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	「かわさき労働情報」の「働くためのガイドブック」等による情報提供	・「かわさき労働情報」において、性別を理由とする差別等について相談できる窓口の案内記事を掲載した。 ・「働くためのガイドブック」において、男女雇用機会均等法やセクハラ・パワハラの記事を掲載した。	H30(2018)	B	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保のため、「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」を通して、周知・啓発活動を実施した。	2	・引き続き、「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等法や性別を理由とする差別等について相談できる窓口の案内記事等を掲載する。 ・引き続き、「働くためのガイドブック」において、男女の雇用機会均等法等の記事を掲載する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
87	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況や育児・介護休業取得に関する課題やニーズを把握します。	「労働状況実態調査」の実施と結果を踏まえた取組の推進	再掲目標Ⅱ 事業番号46・56							
88	女性活躍の推進にかかる課題の共有化やニーズ把握に向け、地域経済団体などの多様な主体との連携体制を強化します。	関係団体との連携体制の強化	「かわさき労働情報」において、「女性活躍推進法の改正」に係る記事を掲載し、一般事業主行動計画策定や取組推進に向けた取組推進に向けたノウハウ支援を実施した。	H30(2018)	B	女性活躍の推進に係る周知を行った。	2	引き続き、女性活躍の推進に係る広報等を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
89	一人ひとりが希望に応じた多様な働き方ができるよう、企業における多様な雇用の受け皿拡大に向けた取組を行います。	「かわさき労働情報」等での情報提供 中小企業における「働き方改革」取組促進のための啓発活動(成功事例集や啓発パンフレットの発行等)	・「かわさき労働情報」において、生産性向上・働き方改革推進のための本市施策、セミナー等開催情報及び関連法に関する情報等を掲載した。 ・市内中小企業の「生産性向上・働き方改革取組事例集」を発行した。	H30(2018)	B	多様な働き方を実現するため、「かわさき労働情報」や中小企業における「働き方改革取組事例集」を発行し、情報提供を行うとともに、セミナー等の開催による普及啓発も実施した。	2	引き続き、「かわさき労働情報」による情報提供や、事例の紹介により、取組の普及啓発を図る。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

事業番号	事業	事業概要	令和3(2021)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署	
				年度	達成度	達成度を選択した理由					
Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進											
8 地域における男女共同参画の推進											
(33)地域活動における男女共同参画の促進											
地域における特定の活動において、性別や年齢等による参加の偏りが生じることがなく、また、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう各団体へ働きかけます。											
90	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」講座の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	「男女平等推進学習」講座の実施、及び情報提供の実施(学習環境整備事業)	再計目標Ⅰ 事業番号5						教育委員会事務局	生涯学習推進課	
91	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	すくらむネット21における女性活躍に向けた情報提供・意見交換、フォーラムの実施など	再掲目標Ⅱ 事業番号45						市民文化局	人権・男女共同参画室	
92	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	男女共同参画センター協働事業等	◎R3年度協働事業 ・ダブルケアかわさき：3回、延べ10名参加 ・NPO法人グローイン・グランマ「小さなおはなし会」：14回、計延べ161名参加 ・パソコンサポートまうすなび 再就職したい女性を応援PC講座 55回開催、延べ338人参加	H30(2018)	B	市民グループ・団体からの提案に基づき、協働で講座等を行うことで、団体の活動支援及び地域に根差した男女共同参画の推進に繋がった。	2	引き続き、男女共同参画センターにおいて、地域課題の解決のため、公募により実施団体を募り、選考するとともに、企画・運営に関して団体と協働して取り組んでいく。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
	地域女性連絡協議会への活動支援		川崎市地域女性連絡協議会の活動支援を行った。	H30(2018)	B	地域活動における男女共同参画を促進した。	2	次年度も引き続き、地域女性連絡協議会の活動支援を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
93	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画についての理解の促進に努めます。	男女共同参画センター運営委員会等を通じた情報提供すくらむネット21運営会議等を通じた全町連への情報提供	(市民活動推進課)かわさき男女共同参画ネットワーク会議に全町連として参画した。	H30(2018)	B	情報提供を通じ、町内会・自治会に向けて男女共同参画についての理解の促進を行った。	2	引き続き、会議等の機会での情報提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室 市民活動推進課	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	川崎区町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知に取り組んだ。			H30(2018)	B	町内会連合会の会合において周知を図った。	2	引き続き、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図る。	川崎区役所	地域振興課
					R1(2019)	B					
					R2(2020)	B					
					R3(2021)	B					
町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会の会合において広く周知を図った。			H30(2018)	B	町内会連合会の会合において周知を図った。	2	引き続き、町内会連合会の会合において周知を図る。	幸区役所	地域振興課	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						

93	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	町内会連絡協議会への委員推薦依頼があった際に、女性参画に係る啓発を行った	H30(2018)	B	町内会連絡協議会への各種委員等の推薦依頼への対応については、女性比率の向上に配慮しながら選出するよう努めた	2	引き続き、女性参加に係る啓発を行い、また、町内会連絡協議会へ依頼する各種委員等の推薦について女性比率の向上に配慮するよう努める。	中原区役所	地域振興課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、引き続き実態把握と啓発に努めた。	H30(2018)	B	町会連合会の会議で広報・啓発を行ったため。	2	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、引き続き実態把握と啓発に努める。	高津区役所	地域振興課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	宮前区の町内会・自治会連合会からの会議等委員の推薦の際は、男女共同参画の観点から踏まえた委員選出を働きかけた。	H30(2018)	C	会議等委員の推薦依頼があった際に、女性委員が推薦されることとなった。	2	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていく機会が増えるよう、働きかけや情報提供を継続して行うが、委員推薦については少ない女性会長に負担が偏ることのないように留意が必要である。	宮前区役所	地域振興課	
			R1(2019)	C						
			R2(2020)	C						
			R3(2021)	C						
	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	男女共同参画についての啓発等に努めた。	H30(2018)	E	町内会・自治会の会議において啓発等を行った。	2	引き続き、女性参加に係る啓発に努める。	多摩区役所	地域振興課	
			R1(2019)	E						
			R2(2020)	E						
			R3(2021)	B						
町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議において広く周知を図った。	H30(2018)	B	区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で啓発等を行った。	2	引き続き区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で広く周知を図る。区町会連合会への委員推薦依頼があった場合には、委員の女性の比率向上の観点からも検討を行う。	麻生区役所	地域振興課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
PTA活動研修における男性の参加促進など	市民館等における「PTA活動研修」において男性の参加を意識した運営を行った。	H30(2018)	B	地域活動における男女共同参画の促進につながる研修を行った。	2	次年度もPTA活動研修において男性の参加促進を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

(34)男女共同参画センターの取組の推進

94	地域における男女共同参画の拠点として、市民や事業者と協働し、男女平等施策を推進します。	男女共同参画センター事業(すくらむ21まつりなど)	・男女平等推進週間と併せて第17回すくらむ21まつりを開催し、746人の参加があった。 ・公募により選ばれた3団体と男女共同参画協働事業を推進した。 ・女性及び男性総合相談を実施した。 ・HP、SNS、紙媒体による積極的な情報発信を行った。 ・情報誌「すくらむ」の発行などを通じ、男女共同参画に関する情報提供を行った。	H30(2018)	B	相談事業、協働事業等を通じ、地域に根差した男女平等施策を推進した。	2	引き続き、男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画に関する情報の発信、市民や事業所と協働した事業の推進、男女の人権尊重に向けた相談事業の推進を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(35)地域活動における方針決定過程への女性の参画促進										
方針決定過程への女性の参画拡大に向けた理解促進や学習機会の提供に努めます。										
95	地域の会議等における方針決定過程への女性の参画拡大について理解を促進します。	男女共同参画センターの地域団体への出前講座	女性活躍、ハラスメントなどをテーマに、12件の出前講座や講師派遣を行った。	H30 (2018)	B	出前講座や講師派遣を通じて、防災や男女平等の啓発などの効果があった。	2	引き続き、依頼に基づき、出前講座や講師派遣を実施していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
		町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	再掲目標Ⅲ 事業番号93						各区役所	地域振興課
96	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	男女共同参画に関する「シネマ&トーク」の開催	・男女共同参画に関する映画鑑賞及び映画の関係者とのスペシャルトークを1回実施し、33名の参加があった。	H30 (2018)	B	映画関係者と参加者同士が交流する場を提供し、参加者が男女共同参画について学習できるように実施した。また、当日は関連図書も展示し貸し出しを行い学習の機会を提供した。	2	引き続き、男女平等推進に関する学習の機会を提供していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
		市民館等における「平和人権・男女平等推進学習」開催に当たり、学習の企画運営への市民参画促進	市民館等における「平和人権・男女平等推進学習」において市民と共に企画運営を行った。	H30 (2018)	B	地域活動における方針決定過程への女性の参画を行った。	2	次年度も引き続き、市民館等における「平和人権・男女平等推進学習」の企画運営への市民参画を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
(36)男性が地域活動に参画できる環境づくり										
男性の地域活動への参画促進に向けて、講座等を開催します。										
97	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	シニア世代を対象とした地域デビュー講座	教育文化会館・市民館でシニア世代を対象とした講座を実施した。	H30 (2018)	B	男性が地域活動に参画できるような環境づくりを行った。	2	次年度も引き続き、男性の地域活動への参画につながる講座を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
98	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	男女共同参画センターのイクメン研究所事業	再掲目標Ⅰ 事業番号34						市民文化局	人権・男女共同参画室
(37)地域における子どもの自己形成や社会参画の促進										
99	地域の幅広い世代の市民が主体となって、子どもたちの学習や体験活動を支援します。	地域の寺子屋事業	市内76か所で寺子屋を開講し、地域の主体的な取組により、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を実施し、世代間交流を推進した。	H30 (2018)	B	寺子屋では、性別や年齢に関わらず、幅広い層の子どもと大人が参加し、交流する場となっている。	1	全小中学校への寺子屋の拡充に向けて、引き続き事業を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					

(38)防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大										
多様な視点を反映し地域防災力を向上させるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に取り組みます。										
100	市民と連携した情報発信や出前講座の実施を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解を促進します。	男女共同参画センター「女性の視点で考えるかわさき防災プロジェクト(JKB)」の活動	・市民グループ「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」と男女共同参画センターが協働し、出前形式で防災訓練等において啓発活動を行った。	H30(2018)	B	防災訓練等において広く男女共同参画の視点を取り入れた防災について啓発を行うとともに、知ることから始める防災講座としてケアラーにとつての災害時の困難を知るための講座を市民向けに開催し、啓発を実施した。	2	引き続き、市民グループと連携した啓発活動を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			・女性の視点から考えるライフスタイルにあった身近な防災・減災講座は「ケアラーにとっての災害時の困難を知る」をテーマに1回実施し、12名の参加があった。	R1(2019)	A					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
101	避難所運営等において男女双方の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を推進します。	防災会議など	防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、各種会議の委員の推薦にあたっては、女性の推薦を配慮していただくよう依頼し、女性参加を積極的に呼びかけるなど、引き続き男女共同参画の視点到に配慮した取組を推進した。	H30(2018)	C	防災会議委員については、委員65名中女性4名、国民保護協議会については委員53名中5名との構成となっているため、引き続き女性比率の向上に努める。	1	引き続き、各種防災計画やマニュアルの修正に際し、男女共同参画の視点を反映できるよう取り組んでいく。また、各種会議の委員についても女性参加を積極的に呼びかけていく。	危機管理本部	危機管理部
				R1(2019)	C					
				R2(2020)	C					
				R3(2021)	C					
	地域防災活動における女性参画促進の取組	川崎区総合防災訓練の実施にあたり、男女ともに参加しやすい日時の設定や親子で参加できる訓練メニューを充実させたことで女性と子どもの参加を促し、防災に対する意識や地域防災活動参画に向けた意識の醸成を行った。	H30(2018)	B	川崎区総合防災訓練を2回実施し、女性や子どもの参加を実現できた。	2	地域防災活動における女性参画促進は重要な課題であり、引き続き女性参画の促進に向け、取組を推進する必要がある。	川崎区役所	危機管理担当	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	地域防災活動における女性参画促進の取組	<地域防災活動における女性参画促進の取組>会議等を通じ、避難所開設訓練等の実施に当たっては、多くの女性に参加してもらうよう、自主防災組織である町内会・自治会等に働きかけた。	H30(2018)	B	会議等を通じ、避難所開設訓練等の実施に当たっては、多くの女性に参加してもらうよう、自主防災組織である町内会・自治会等に働きかけた。	2	避難所開設訓練等に、より多くの女性に参加してもらえるよう、より効果的な呼びかけ方法等を検討する必要がある。	幸区役所	危機管理担当	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	地域防災活動における女性参画促進の取組	避難所運営会議において、要配慮者や性別等に配慮した避難所運営を目指すよう取り組んだ。	H30(2018)	B	避難所運営会議において、要配慮者や性別等に配慮した避難所運営を目指すよう取り組んだ。	2	避難所運営会議等において、より女性が参画しやすい開催日時や環境を考慮した運営を行う。	中原区役所	危機管理担当	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
地域防災活動における女性参画促進の取組	・避難所運営会議において、避難所運営における性別への配慮や、参加者の男女の偏りが出ないように働きかけた。	H30(2018)	C	避難所運営会議等において、少人数開催が多く、それに伴い女性の参加自体も少なくはあったが、構成員としては一定数の女性がいる。一方で、避難所ルールの詳細や避難所運営体制には男女共同参画の視点をさらに取り入れる余地がある。	2	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に向け、引き続き取り組む。	高津区役所	危機管理担当		
		R1(2019)	C							
		R2(2020)	C							
		R3(2021)	C							

101	避難所運営等において男女双方の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識にとられない地域防災活動を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を推進します。	地域防災活動における女性参画促進の取組	合同避難所運営会議に自主防災組織・学校関係者・区職員等広く参加を呼びかけ、参加者が避難所内のトイレ設置場所を検討し、避難所における感染症対策を学習する機会を提供した。	H30(2018)	B	コロナ禍で会場収容人数を抑えた中で開催だったが、合同避難所運営会議への女性の参加率は2割を超えており、避難所運営への積極的な参画が継続されている。	2	引き続き女性の参画を促すとともに、男女共同参画の意識を高めていく。	宮前区役所	危機管理担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	地域防災活動における女性参画促進の取組	コロナ禍のため、総合防災訓練は会場を区役所とし、自主防災組織の女性や一般の家族連れの参加があり、また、防災キャンプはオンライン開催し、小学生とその保護者(主に母親)が参加し、防災に対する意識や地域防災活動参画に向けた意識の醸成を図った。	H30(2018)	C	自主防災組織本部長や避難所運営委員の多くは男性なのが現状であり、地域の女性がより多く気軽に携われるよう、きっかけづくりとして、例えば子どもと一緒に参加できるように事業を実施した。	2	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に向け、引き続き取組の推進に努める。	多摩区役所	危機管理担当	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	地域防災活動における女性参画促進の取組	・防災出前講座において、避難所で起こる様々な出来事を模擬体験する「避難所運営ゲーム(HUG)」を実施し、男女それぞれの視点を取り入れた要配慮者対応等についての学習機会を設けた。 ・防災啓発動画を作成し、子育て世代等へ性別役割分担意識にとられない災害対策の啓発を図った。	H30(2018)	B	男女どちらかの意見に偏らないよう配慮することや、男女どちらも利用、参加しやすいよう配慮することなど男女共同参画の理解の促進に向け取組を実施した。	2	引き続き、防災出前講座や防災啓発動画の広報活動等を通じて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実を推進していく。	麻生区役所	危機管理担当	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

9 ささまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

(39)高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

就業時などの男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて高齢期に現れることに留意し、高齢者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

102	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	地域包括ケアシステム推進事業	「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、「意識づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の取組を進めた。	H30(2018)	B	高齢者を含めた、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して取組を実施できた。	2	今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する。	健康福祉局	地域包括ケア推進室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	かわさきいきいき長寿プランに基づくサービスの提供	介護事業者等がサービスの質を向上できるよう、集団指導講習会を開催するとともに適宜、指導等を行った。また、地域で暮らす市民一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指して、介護サービスの充実を図った。	H30(2018)	B	介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えられるため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	2	引き続き、男女平等推進に配慮して施策を推進する。	健康福祉局	高齢者事業推進課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	高齢者虐待防止の取組	第8期かわさきいきいき長寿プランに基づき、適切に執行するとともに、虐待防止に向けた関係職員研修、事例検討会等施策を推進した。	H30(2018)	B	高齢者が安心して暮らすための取組を計画的に実施できた。	2	今後も、かわさきいきいき長寿プランに基づき施策を推進する。	健康福祉局	地域包括ケア推進室	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

102	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	居住支援	「川崎市居住支援協議会」にて、入居者向けに作成した「サポートブック」の周知啓発や、家主・不動産事業者向けに作成した「ガイドブック」の改定を行うとともに、「すまいの相談窓口」において、適切に福祉関連窓口に相談者をつなぐための体制について協議会内で検討を行い、入居支援体制の更なる充実を図った。	H30(2018)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進も含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	引き続き、関係部署、関係機関との連携を強化していく必要がある。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
103	希望する高齢者の就業の機会を確保するとともに、各種講座等の開催や外出の支援等に取り組むことにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	高齢者就労支援事業	シルバー人材センターに対し支援を行い、健康で働く意欲を持つ高齢者に会員登録していただき、臨時的・短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保を図った。	H30(2018)	B	女性向けの仕事の受注拡大のため、女性会員に適した就業機会の確保及び拡充を図った。	2	引き続き、会員の増強と就業機会の拡大を両輪とした取組を推進する必要がある。	健康福祉局	高齢者在宅サービス課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	生涯現役対策事業	高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加の促進につながる「傾聴講座」、「パソコン・スマホ講座」、「シニアライフ講演会」を企画・開催した。	H30(2018)	B	講演会は「人生100年、そこに峠がある」と題し、男女ともに多くの方が来場した。	2	交通の便が良く、Wi-Fi環境の整った会場の確保が必要。	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

(40)障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援

障害があることに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意し、障害者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

104	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	地域包括ケアシステム推進事業 再掲目標Ⅲ 事業番号102							健康福祉局	地域包括ケア推進室
		障害者日常生活支援事業	地域における生活の場や日中活動の場の運営支援等により障害者支援事業を推進した。	H30(2018)	B	障害者が地域において安心して生活できるよう、生活の場や日中活動の場の運営支援の取組を実施した。	2	次年度も引き続き、障害者の地域生活に関する取組を推進する。	健康福祉局	障害福祉課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
		障害者虐待防止の取組	・24時間365日対応の川崎市障害者虐待通報ダイヤルを運用し、受付・相談窓口の体制強化を行った。 ・市職員及び事業者向けの研修を実施し、職員等の知識の向上、普及・啓発を行った。	H30(2018)	B	障害者が地域で安心して暮らせる環境整備に向け、計画していた取組を実施した。	2	次年度も引き続き、受付・相談窓口の体制を維持し、市職員及び事業者に対する啓発等に関する取組を推進する。	健康福祉局	障害計画課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
		障害者差別解消の取組	・市民向けのパンフレットの作成・配布や、市ホームページへの掲載を行い、周知啓発に取り組んだ。 ・市民文化局パラムーブメント推進担当と連携し、新規採用職員、新任係長、新任課長の各階層別研修や全庁職員向けeラーニング研修を実施し、職員の理解を深める取組を行った。	H30(2018)	B	障害者が地域で安心して暮らせるように、差別解消に向けた各種取組を計画どおり実施した。	2	次年度も引き続き、市民及び市職員に対する啓発等に関する取組を推進する。	健康福祉局	障害計画課
				R1(2019)	B					
R2(2020)	B									
居住支援	再掲目標Ⅲ 事業番号102								まちづくり局	住宅整備推進課
		障害者就労支援事業	市内3か所の地域就労援助センターを中心とした障害者の就労支援を行うとともに、企業応援センターかわさきにおいて、企業向けの障害者雇用促進ネットワーク会議を開催し、障害者雇用に係る理解の促進を図った。	H30(2018)	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障害のある方の就労の促進に向けて計画していた取組が一部実施できなかった。	2	引き続き、個々の障害特性に応じた就労支援を実施するとともに、企業に対する雇用支援を実施する。	健康福祉局	障害者社会参加・就労推進課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
R3(2021)	B									

106	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	子育て世代の外国人市民への情報提供の実施	・区役所内に多言語での情報コーナーを継続して設置した。 ・多言語翻訳資料を活用し、相談支援を実施した。	H30(2018)	B	子育て世代の外国人市民が安心して暮らすことができるような取組を実施した。	2	次年度も引き続き、子育て世代の外国人市民への情報提供を推進する。	川崎区役所	地域支援課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	外国人市民母子健康の充実	・母子健康手帳交付時や転入手続き時等に多言語での母子健康手帳・子育てチャート・外国人窓口相談のリーフレットを活用して、情報提供を行った。また必要に応じて、ポケットトークやタブレット端末を用いたテレビ電話通訳を活用した。	H30(2018)	B	多言語で情報提供できる資料を整理し、来所時には丁寧に対応した。	2	引き続き実施する。	幸区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	外国人市民が母子保健サービスを受けやすくするために、必要に応じて外国語版の資料配布や通訳等派遣	母子健康手帳交付時に、外国語版母子健康手帳の交付や外国人市民のための育児グループ、他機関が実施する教室等の情報、また、状況に応じた母子保健の情報やサービス等について、母子及びパートナーへ通訳アプリやオンライン通訳等を活用し提供した	H30(2018)	B	外国人市民が必要とする行政サービスや情報を外国語版資料等を用いて提供し支援した	2	引き続き、外国市民への情報提供を充実させること、また、乳幼児健診や訪問等の事業で、各種の通訳ツールを活用し、支援を必要とする外国人母子へ保健情報や育児情報を提供する。	中原区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	母子健康手帳交付や転入手続き時等の外国人母子への支援の充実	高津区子育て情報ガイド等で情報提供を行った。必要時通訳同伴の家庭訪問やアプリの通訳アプリを利用しての情報提供や指導を行った。	H30(2018)	B	外国語版妊娠届出書や外国版健診問診票を使用。情報提供、指導時に通訳アプリを利用し齟齬がないよう努めた。また、外国語版母子手帳の交付を行い、夫と情報を共有できるようにした。	2	母国語での情報が得られる相談機関等の情報提供を行う。父母や父母の友人等からの相談には丁寧な対応を行い、安心して育児ができるよう支援をしていく。	高津区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	外国人市民母子健康の充実	妊娠中で外国語を母国語とする方へ、副読本として外国語版母子健康手帳を交付した。支援が必要な方へは個別に対応した。	H30(2018)	B	外国語での説明が必要な方には、iPadの翻訳機能を活用したり、外国語が話せる職員が対応した。	2	引き続き外国語を母国語とする母子等が安心して子育てできるよう、丁寧な対応・適切な情報提供を行い、支援の必要な親子には個別に対応していく。	宮前区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2022)	B						
	外国人市民母子健康の充実	母子手帳交付時、多言語の母子手帳を交付できる旨を説明し、希望する言語で交付している。また、窓口では通訳アプリを利用し、言語によるハンディがないよう配慮している。	H30(2018)	B	言葉や文化の違い・背景に留意した支援を行えるよう計画していた取り組みを実施した。	2	次年度も引き続き同様の体制を整え、外国人市民の暮らしやすさに配慮した窓口業務を行う。	多摩区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
外国人市民母子健康の充実	外国人市民が健康で安心して生活できるようにするために、外国人市民に対応した用紙、手帳を活用する等の環境整備を行った。面談の際には、タブレットによる通訳を活用した。必要に応じて、子育て中の親子同士で交流できるよう個別支援を行なった。	H30(2018)	B	外国人の市民が健康で安心して生活できるよう、外国語のリーフレットを活用し丁寧な対応に心がけた。言語が通じにくいケースには通訳を適時活用した。	2	外国籍の方が安心して生活できるよう窓口等で適切な情報提供を行う。	麻生区役所	地域支援課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

107	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	国際交流協会、民間交流団体等による共催事業	毎年、市民と外国人とのふれあいを深める相互理解と友好親善を促進するため、川崎市内の民間交流団体をはじめ、地域団体等と連携しながら、インターナショナルフェスティバルを開催していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベントが中止となった。他国の情勢や文化への理解を深めることを目的とした、地球市民講座については、感染症拡大防止対策を講じ、開催した。	R2 (2019)	B	一部事業は中止したものの、各事業において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じたうえで、男女共同参画の視点に配慮しながら実施した。	2	川崎市内の民間交流団体をはじめ、地域内の学校、商店街、町内会との連携を深めながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じたうえで、各種のイベントや活動発表などを通じて、市民と外国人とのふれあいを深め相互理解と友好親善を促進していく。	市民文化局	多文化共生推進課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	C					
				R3 (2021)	C					
	市民まつり等への参加を通じた外国人市民と日本人市民の交流	例年、外国人市民代表者会議として、かわさき市民祭りやインターナショナル・フェスティバル in カワサキ、多文化フェスタさいわいのイベントに参加することで、外国人市民が来場者との交流や相互理解を深めるとともに、代表者会議の広報を行っていたが、昨年度に続き、今年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベントが中止となり、参加ができなかった。	H30 (2018)	B	昨年度に続き、今年度についてもイベントに参加できなかったため、事業を推進できなかった。	2	各種イベントが開催され次第、外国人市民代表者会議として参加し、市内には多様な外国人市民が生活・活動していることや、各国の文化を紹介すること等を通じて、互いの理解と交流を深める。	市民文化局	多文化共生推進課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)	C						
(42)ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進										
題やニーズが男女で異なる場合があることに留意し支援を実施します。										
108	ひとり親家庭に対して、就業支援、自立支援を実施します。	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業等の実施	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた取組として、男女分け隔てなく、平等に情報発信に努めるとともに、各事業を適切に実施した。なお、当該事業においては新型コロナウイルスを起因とした、支援手法の変化や利用者数の増減等の影響はない。	H30 (2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍が継続するなか、安定した就労に向けた相談が増加傾向にあり、当該制度を活用できる家庭も増える可能性があるため、引き続き積極的な周知と事業の適切な実施に取り組む。	こども未来局	こども家庭課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
109	ひとり親家庭に対して、生活支援や経済的な支援、入居支援を実施します。	児童扶養手当、医療費助成事業、日常生活支援事業、等の実施	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた取組として、男女分け隔てなく、平等に情報発信に努めるとともに、手当の支給等の経済的支援をはじめとした各事業を適切に実施した。併せて、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、国一律の臨時給付金等を支給するなどの対応も行った。	H30 (2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	コロナ禍において、ひとり親家庭が特に厳しい状況に置かれていることをしっかりと意識しながら適切に取組を進めていく。	こども未来局	こども家庭課
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	居住支援	再掲目標Ⅲ 事業番号102						まちづくり局	住宅整備推進課	
110	ひとり親家庭を対象としたさまざまな支援情報等を提供するとともに、利用しやすい相談を実施します。	男女共同参画センターひとり親家庭への情報提供事業	・男女共同参画センターにおいて、ひとり親家族等を対象としたグループ相談会、シングルマザーのほっとサロンを計2回開催し、計延べ20名の参加があった。 ・ひとり親男性やその家族への情報提供を目的とした「みんなどうしている？」を、引き続き、男女共同参画センターホームページに掲載し、情報提供を行った。	H30 (2018)	B	ひとり親やひとり親になる可能性がある人に対し、不安解消や問題解決のための講座を行った。	2	引き続き、講座の実施や啓発冊子の公開を通じた情報提供事業を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					

110	ひとり親家庭を対象としたさまざまな支援情報等を提供するとともに、利用しやすい相談を実施します。	リーフレット等作成・配布、メルマガ配信等による制度周知	ひとり親家庭が活用可能な制度や、物資配布等の有効な情報を随時発信した。また、支援施策を一冊にまとめたサポートガイドブックを児童扶養手当受給世帯に直接配布したほか、臨時給付金の対象となることで新たに把握した遺族年金等の受給世帯等についても、郵便物によるメルマガジンの登録勧奨や、各種支援制度の案内を実施した。	H30 (2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	ひとり親家庭応援メルマガは、情報を迅速に届けることのできる有効な手段であるため、登録者数の増加に向け機会を捉えて周知に引き続き取り組む。また、サポートガイドブックを庁内外の様々な支援機関に周知し、活用してもらうことで、より効果的な情報提供を行う。	こども未来局	こども家庭課	
		川崎市母子・父子福祉センターにおける相談事業の実施	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた取組として、男女分け隔てなく、生活・就労等に関わる相談を受け、生活支援員の派遣や資格取得に関わる講座の案内を行ったほか、その方の状況に応じた就労等支援機関（キャリアサポート川崎やだいたいJOBセンター等）を案内した。特にコロナ禍が継続するなか、安定した就労や在宅ワークが可能な職への転職に向けた相談や、日常生活支援事業の相談は増加しており、相談者に寄り添った丁寧な対応を実施した。	H30 (2018)	B						掲げた取組については適切に実施している。
(43)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援											
女性は育児や介護等のため、就業継続が難しくなったり非正規雇用に就いたりするなど生活上の困難に陥りやすいことなどを踏まえ、経済的に困難な状況にある人への支援を実施します。また、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないよう子どもへの支援を行います。											
111	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	ホームレスの方への支援として、自立支援センター事業、アフターケア事業、巡回相談事業など	・巡回相談事業では、市内に起居するホームレス等の日常生活や健康に関する相談を受け、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）の入所や医療機関への受診につなげた。 ・自立支援センター事業では、新たに1施設開設し、市内4か所の施設において、宿所及び食事の提供のほか、就労支援、生活支援等を行い、入所者の自立に向けた支援を行った。 ・災害等により緊急的に避難を必要とするホームレスに対し、緊急一時保護を行った。 ・自立支援センター南幸町において、要介護状態にあるホームレス等の受入を行った。 ・自立支援センターを退所した方が再び野宿に帰ることのないようアフターケア事業を実施した。	H30 (2018)	B	左記実績のとおり、巡回相談事業、自立支援センター事業、アフターケア事業を行い、ホームレスの自立を促進した。 【男女平等に配慮した点】 自立支援センター南幸町等において、女性ホームレスの受入れを行い、個々の自立阻害要因に対応した支援を行った。	2	・第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画等に基づき、引き続きホームレスの自立支援に向けた取組を推進する。 ・また、自立支援センター南幸町等において女性ホームレスの支援を継続する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室	
		市営住宅優遇制度	年4回の定期募集において、ひとり親家庭を対象に、抽選の当選確率を高める優遇制度を継続して実施した。	H30 (2018)	B						ひとり親家庭が市営住宅へ優先的に入居出来るよう配慮した。
			R1 (2019)	B							
			R2 (2020)	B							
			R3 (2021)	B							
			R1 (2019)	B							
			R2 (2020)	B							
			R3 (2021)	B							

111	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	就業支援ポータルサイトによる情報提供、「キャリアサポートかわさき」や「若者サポートステーション」の事業案内	・就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」において、求人情報や就業支援機関、就業関係イベント情報などを掲載した。 ・「市政だより」や情報誌「かわさき労働情報」において、「キャリアサポートかわさき」や「コネクションズかわさき（若者サポートステーション）」の事業案内記事を掲載した。	H30(2018)	B	性別に関わらず、生活基盤の確保や自立に向けた就業機会を得られるよう、求人情報や就業支援に係る取組を広報する取組を実施した。	2	・引き続き、就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」において、求人情報や就業支援機関、就業関係イベント情報などを掲載する。 ・引き続き、「市政だより」や情報誌「かわさき労働情報」において、「キャリアサポートかわさき」や「コネクションズかわさき（若者サポートステーション）」の事業案内記事を掲載する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)	現に経済的に困窮している市民に対して、就労支援を中心に、精神保健支援、居住支援、家計改善支援、法律相談等の専門支援を、相談者の状態に応じて、寄り添い型で実施した。	現に経済的に困窮している市民に対して、就労支援を中心に、精神保健支援、居住支援、家計改善支援、法律相談等の専門支援を、相談者の状態に応じて、寄り添い型で実施した。	H30(2018)	B	性別を含む相談者の属性や状態に応じた、求人開拓やマッチング等の就労支援や精神保健支援、居住支援、家計改善支援等を行い、男女どちらに対しても、日常的・社会的・経済的に自立できるよう支援した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
112	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	生活保護受給世帯の中学生への学習支援・居場所づくり事業	生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校等への進学に向けて、市内15か所で事業を実施した。	H30(2018)	B	男女どちらも利用・参加しやすいように配慮した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業及び学習支援・居場所づくり事業の実施	子どもに対する学習等支援について市内17か所において、ひとり親家庭の子どもにも居場所を提供し、生活習慣習得や学習に関する支援を実施した。 子どもの安心できる居場所の提供という事業の目的を踏まえ、感染症対策の徹底を続けることでコロナ禍においても事業を継続すると、欠席が続く子どもの保護者に対し電話による状況確認を行い、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐ等、子どもだけでなく家庭への支援にも努めた。	子どもに対する学習等支援について市内17か所において、ひとり親家庭の子どもにも居場所を提供し、生活習慣習得や学習に関する支援を実施した。 子どもの安心できる居場所の提供という事業の目的を踏まえ、感染症対策の徹底を続けることでコロナ禍においても事業を継続すると、欠席が続く子どもの保護者に対し電話による状況確認を行い、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐ等、子どもだけでなく家庭への支援にも努めた。	H30(2018)	B	掲げた取組については適切に実施している。	2	家庭への広報だけでなく関係機関への事業周知と協力依頼にも取り組むことで、必要な家庭を制度につなげるための取り組みを進める。	こども未来局	こども家庭課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	学校へのスクールカウンセラーの配置及び派遣・スクールソーシャルワーカーの派遣	・市立中学校と高等学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校への学校巡回カウンセラーの派遣、各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの配置を行い、子どもが置かれている様々な状況に応じた支援を行った。	・市立中学校と高等学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校への学校巡回カウンセラーの派遣、各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの配置を行い、子どもが置かれている様々な状況に応じた支援を行った。	H30(2018)	B	男女問わず、児童生徒、保護者等に、専門性を生かした相談活動を行い、必要に応じて関係部署等と連携しながら支援を行った。	2	引き続き、関係機関との連携を充実していけるよう、取組を推進していく。	教育委員会事務局	(SC)総合教育センター(SSW)教育改革推進担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
就学援助	経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助費を支給することにより、ひとしく教育を受ける機会を確保した。	経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助費を支給することにより、ひとしく教育を受ける機会を確保した。	H30(2018)	B	男女問わず、経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助を行った。	2	次年度も引き続き、経済的に困難な状況にある人への援助を行う。	教育委員会事務局	学事課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
奨学金	能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付した。	能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付した。	H30(2018)	B	男女問わず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して必要な支援を行った。	2	次年度も引き続き、経済的に困難な状況にある人への支援を行う。	教育委員会事務局	学事課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

(44)ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進										
113	ニートなどの状態にある若者に対して、就労に関する講演会やセミナー、相談事業などを実施し、自立に向けた支援を行います。	地域若者サポートステーション事業と連携した若年者への職業的自立支援	・厚生労働省の委託事業である「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える若年無業者等を対象に、相談や職業意識啓発の事業を実施することにより職業的自立を支援した。	H30(2018)	B	若者に対する就労・自立の促進に向けた取組を実施した。	2	引き続き、「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える若年無業者等を対象に、相談や職業意識啓発の事業を実施することにより職業的自立を支援する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
		キャリアサポートかわさきの若年者向けの「就職準備セミナー」	・キャリアサポートかわさきにおいて、若者をはじめ多様な求職者に対して効果的なテーマ設定(就職活動の基礎、ビジネスコミュニケーション等)を行い、「就職準備セミナー」を実施した。	H30(2018)	B	若者をはじめとした多様な求職者に対する就職に向けた取組を実施した。	2	引き続き、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職活動に必要な知識・スキルを身に付けるための「就職準備セミナー」を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
(45)性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進										
人権尊重の観点から、性的マイノリティについての理解を促進するとともに、性同一性障害に関する相談支援を行います。										
114	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から啓発活動等を実施します。	市民、事業者、団体等に対する性的マイノリティについての普及活動の推進	・オンライン映画上映やオンライン「トークショー」等のイベントである「川崎市人権啓発オンライン上映&トークショー「ピープルデザインシネマ2022」を開催し(R4.3.19)、市民への意識普及を図ったほか、当事者・家族・支援者による、オンライン「情報共有ルーム」を開催した。 ・かわさき人権フェア(R3.11.23)において、関連するNPO等のリーフレットを配架し、相談窓口等の周知を図った。 *事業者向けの取組は項目28にて記載	H30(2018)	B	・男女平等はもとより、多様な性のあり方についての考え方を広く市民に周知することができた。	1	・性的マイノリティ当事者の社会生活上の障壁を取り除くための取組を引き続き実施していく必要がある。 ・令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」において、性的指向や性自認も含めたあらゆる事由による不当な差別的取扱いを禁止しており、その考え方を周知するため、引き続き、啓発活動を進めていく必要がある。	市民文化局	人権・男女共同参画室(人権班)
				R1(2019)	B					
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
		人権・男女共同参画推進連絡会議的マイノリティ専門部会の開催	・研修との合同開催により、専門部会を1回開催した。	H30(2018)	B	研修との合同開催により、男女平等はもとより、多様な性のあり方について、関係職員の理解を深めることができた。	2	引き続き研修会を通して啓発していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室(人権班)
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	C					
				R3(2021)	C					
115	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	性同一性障害に関する相談支援	再掲目標I 事業番号22					こども未来局	児童相談所	
		性同一性障害に関する相談支援	再掲目標I 事業番号22					健康福祉局	精神保健福祉センター	
		性同一性障害に関する相談支援	再掲目標I 事業番号22					教育委員会事務局	教育相談センター	
10 生涯を通じた健康支援										
(46)生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進										
生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、人生のステージにあった健康づくりを支援します。										
116	男女の性差に応じた、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	健康増進計画に基づく普及啓発(年代、性差に応じた運動習慣の啓発、働きかけの推進等を含む)	事業やイベントを通して啓発を行った。 3月の女性の健康週間に、広報を行った。	H30(2018)	B	男女の性差に応じた健康に関する啓発を行った。	2	引き続き事業を実施し、啓発を進める。	健康福祉局	保健医療政策部健康増進担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

116	男女の性差に応じた、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	健康教育推進事業	健康教育に関する講演会等を行う。	H30(2018)	B	心の健康に関する講演会等を行い、健康教育の一層の充実を図った。	2	次年度も継続して、健康に関する講演会等を行い、健康教育を推進する。	教育委員会事務局	健康教育課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	C					
				R3(2021)	B					
117	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	介護予防事業、介護予防活動	事業やイベントを通して啓発を行った。	H30(2018)	B	地域での活動は女性の参加が多いため、積極的に男性の参加を呼びかけた。	2	引き続き事業を実施し、市民が主体的に取り組む支援を行う。	健康福祉局	保健医療政策部健康増進担当
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					
	区における取組	<ul style="list-style-type: none"> 区オリジナル体操「ほほえみ元気体操（足腰らくらく編）」の映像を新たに制作し、お披露目体験会、講演会を開催した。映像は、公式YouTubeへの掲載やDVDにして活動団体に配布した。 普及啓発活動として、健康づくりや介護予防の出前講座を計53回実施した。 ウォーキングガイドブック、シニアお出かけ情報誌等の配布や自主活動団体の活動支援を実施した。 	H30(2018)	B	コロナの影響で中断中だった自主活動の活動再開支援を各地域で実施した。	2	コロナの影響で、安定活動が困難な状況が続いているが、活動が衰退しないよう支援を継続していく。	川崎区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	区における取組	新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、健康づくりや介護予防を目的とした区内56の自主グループの活動支援を実施した。	H30(2018)	B	自主グループの状況に合わせて、主体的かつ継続的な活動に繋がるよう支援できた。	2	引き続き主体的な健康づくりや介護予防活動ができるよう支援する。	幸区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	各自主グループの活動支援を行うとともに、活動の担い手の発掘や養成の実施	健康づくり・介護予防活動に関する講演会は新型コロナウイルス感染症の安全対策として受講者数を制限して開催し、参加者数82人のうち6人の男性が参加、また、オンラインによる講演会を実施し、自主的な活動に向けた支援を行った。	H30(2018)	B	自主的に地域活動に携わる活動支援及び区民の養成を目的として、男女ともに参加できる内容であり、更に自主的な活動を目指す内容となるよう工夫して講演会を実施した。	2	引き続き、多くの区民に向けて健康づくりや介護の予防・普及・啓発を行うとともに、既存の活動支援や新たな通い場づくりを支援する。	中原区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
健康づくり・介護予防事業の実施と、自主グループの活動支援の実施	介護予防講演会、グループ支援、出前講座、区民が出席する会議等において広く介護予防・健康づくりの普及啓発を行った。一般介護予防事業として実施している「いこい元気広場」の広報をし参加を促した。高津公園体操の継続支援、立ち上げ支援をした。	H30(2018)	B	男女共に参加しやすいように土曜日の開催を行った。オンラインの開催を行った。男女ともにバランスよく参加されていた。	2	引き続き、男女共に参加しやすいような講座の企画、広報を行っていく。	高津区役所	地域支援課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							
区における取組	保健師等の専門職が地域へ出向き、健康づくりや介護予防等の住民主体の活動の場で健康講話や介護予防に関する普及啓発を行った。	H30(2018)	B	自主的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援した。また、子育て中の親が若い頃から健康づくりに取り組めるよう働きかけた。	2	引き続き、地域へ出向いて健康づくり・介護予防に関する普及啓発を実施する。	宮前区役所	地域支援課		
		R1(2019)	B							
		R2(2020)	B							
		R3(2021)	B							

117	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	区における取組	コロナ禍で活動を休止している所もあったが、感染防止対策を踏まえて実施している所や休止している所でも今後の方向性等の確認をしながら継続支援を行った。健康づくりボランティア・食生活改善推進員養成教室はコロナ禍で中止、ボランティア学習会は感染防止対策を踏まえて12月に開催した。	H30(2018)	B	どの講座においても男女共に参加があり、アンケートでも概ね好評であった。 【男女平等に配慮した点】 男女共に参加しやすいように各種講座やグループ活動の企画・広報・支援をした。	2	次年度も男女共に参加できるように関係機関と連携をとりながら開催し、普及啓発や広報、運営支援をしていく。	多摩区役所	地域支援課
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
	区における取組	いこいの家等で健康体操や食生活の改善等についての健康講話を行った。また「活動で実践できるかんたん脳トレ」をテーマとした講演会を開催し、健康づくり・介護予防グループが自主的な活動を継続できるよう支援した。地域の健康づくり活動の担い手として、食生活改善推進員養成教室を実施し、活動支援を行った。健康づくり、介護予防を目的とした麻生区独自の体操のDVDを希望したグループへ配布した。	H30(2018)	B	健康づくりは男性・女性共通で取り組める内容のため、目標を達成できた。また健康づくり・介護予防グループが自主的な活動を継続できるよう支援した。	2	健康体操や口腔ケア、食生活の改善等健康づくり、介護予防に関する普及啓発を実施する。	麻生区役所	地域支援課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

(47)妊娠・出産などに関する健康支援

女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化を踏まえ、妊娠・出産等についての希望を実現できるよう医療体制の確保や相談支援を行います。

118	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	総合(地域)周産期母子医療センターを運営する医療機関を支援	総合(地域)周産期母子医療センターの運営に対する補助を行った。	H30(2018)	B	総合(地域)周産期母子医療センターを運営する医療機関に対し、運営費の補助を適切に行った。	2	引き続き、総合(地域)周産期母子医療センターの運営を支援し、妊産婦が安心して出産ができる医療体制の確保を図る。	健康福祉局	保健医療政策室
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
118	新生児集中治療管理室(NICU)の安定的稼働	NICU(新生児特定集中治療室)を安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に医療を提供した。	H30(2018)	B	NICUの安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に医療を提供し、相談支援を行った。	2	今後も引き続き、NICUを安定的に稼働させる必要な新生児に医療を提供し相談支援を行っていく。	病院局	川崎病院事務局庶務課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
119	妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査費用の助成 妊娠・出産包括支援事業 両親学級の実施	妊産婦等の健康保持に向けて、以下について実施した。 ・母子健康手帳の交付及び看護職による個別相談支援 ・妊婦健康診査費用の助成 ・両親学級の実施 ・妊娠期や出産後の家庭訪問による相談支援の実施 ・妊娠中から産後の電話相談を受け、支援が必要な方へ産後ケアを実施した。	H30(2018)	B	妊産婦等への心身の健康保持に向けた各種取組を実施した。	2	今後も引き続き妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を継続していく。	こども未来局	こども保健福祉課
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
119	助産外来の運営	市立川崎病院で助産外来を運営していく中で、助産外来における助産師の実践能力の評価を実施し、業務に反映した。	H30(2018)	B	助産師実践能力の評価結果から助産外来の質向上のための教育システムを整備した。	2	妊産婦の様々なニーズに対応できるよう、アンケート等を行い、業務に反映していく。	病院局	川崎病院事務局庶務課	
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						
120	不妊に悩む男女への支援を実施します。	特定不妊治療費用一部助成 不妊・不育専門相談センター専門相談	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)による不妊治療の費用及び男性不妊治療の費用の補助を実施した。 ・不妊・不育専門相談センターにおいて不妊・不育の専門相談を実施。	H30(2018)	B	不妊に悩む夫婦に対して、不妊治療の費用を助成した。 ・不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊・不育に悩む男女に対して専門相談を実施した。	2	令和4年度以降は特定不妊治療は保険診療の対象となる。制度移行期間の対象者への補助を継続する。 不妊・不育専門相談センター及び助成制度の周知を継続して実施していく。	こども未来局	こども保健福祉課
			R1(2019)	B						
			R2(2020)	B						
			R3(2021)	B						

120	不妊に悩む男女への支援を実施します。	不妊外来の運営	当院には不妊治療専門のスタッフが不在なため、専門クリニック等を紹介している。	H30(2018)	B	スタッフ不在のため、不妊外来の再開は困難である。	2	引き続き患者のニーズに応じていく。	病院局	川崎病院事務局庶務課
				R1(2019)	B					
				R2(2020)	B					
				R3(2021)	B					

(48)性差医療の推進

男女で、かかりやすい病気や病態が異なることを考慮し、的確な医療を推進します。

121	女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」により、女性医師に診てもらえる医療機関の情報提供	医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」により、女性医師に診てもらえる医療機関の情報提供を行った。	H30(2018)	B	「かわさきのお医者さん」を円滑に運営することにより、女性医師に診てもらえる医療機関等の情報提供を適切に行った。	2	引き続き、「かわさきのお医者さん」による医療機関情報の提供を行う。	健康福祉局	保健医療政策室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
122	性差に応じた的確な医療や健康診断の機会を充実します。	子宮がん、乳がん及び骨粗しょう症の検診事業実施、子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を対象の女性市民(約3万4千人)へ送付した。 ・子宮頸がん検診の無料クーポン券を送付しなかった一定の対象者(約8万8千人)に対して、受診勧奨ハガキを送付した。 ・無料クーポン券の対象でない一定の年齢の男女(約57万人)にがん検診案内の封書を送付した。 	H30(2018)	B	性差に応じた子宮がん、乳がん及び骨粗しょう症の検診以外の検診については、男女同様の対象として、事業を実施した。また、封書については特定の年齢層の男女両方に送付した。	2	引き続き、無料クーポン券やハガキによる子宮がん及び乳がん検診の受診勧奨及び、無料クーポン券の対象でない一定の年齢の男女に対しては、がん検診案内封書を送付する。	健康福祉局	保健医療政策部健康増進担当	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
		女性専用外来の設置と運営	女性専用外来を担う専門的な知識・技術を有する女性を医師の確保に努めたが、当該医師の不足等の理由により休止している。		H30(2018)	D	女性専用外来を担う女性医師の確保ができないことから、休止中の外来を再開できない。	1	引き続き、必要な女性医師の確保に努めていく。	病院局	井田病院事務局庶務課
					R1(2019)	D					
					R2(2020)	D					
					R3(2021)	D					

(49)性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進

123	ライフステージ別に性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について周知啓発を行います。	男女共同参画センター情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターの相談事業の一環でセンター及び関係機関において生理用品の配布を行い、女性の心や身体も含めた女性のための相談窓口などを周知した。 	H30(2018)	B	生理用品の配布周知を通じて女性の健康問題について男女ともに関心を持つよう働きかけができた。	2	引き続き、同等の講座等の推進を通じ女性の生涯にわたる健康づくりを推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)	B						
				R2(2020)	B						
				R3(2021)	B						
		母子保健指導・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の女性健康支援センターで女性のライフサイクルに沿った、心や身体の健康に関する相談(妊娠中や出産、思春期、更年期、不妊、不育など)を実施。 ・思いがけない妊娠や出産への不安で誰にも相談できず悩んでいる方への妊娠・出産SOS相談を実施。電話とメールにて相談対応を行った(対象人数・男女比未定)。 		H30(2018)	B	相談窓口の周知に努めるとともに、女性のライフサイクルに沿った悩みや、妊娠・出産に関する不安を抱える方に、相談支援を実施した。	2	次年度も引続き予期しない妊娠に関する電話及びメール相談を実施する。専用の電話回線を開設するため、相談窓口の周知にも取り組む。	こども未来局	こども保健福祉課
					R1(2019)	B					
					R2(2020)	B					
					R3(2021)	B					

(50)健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進										
124	心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	薬物乱用防止に関するイベント、防止教室等の実施	薬物乱用防止教室等を実施することにより、若年層を主な対象として啓発を継続実施した。	H30 (2018)	B	川崎市薬剤師会や川崎フロンターレ等と協働し、市民に様々な啓発活動を行い、薬物乱用防止教室では若年層へ薬の正しい使い方を伝えた。 【男女平等に配慮した点】 若年層を対象とした薬物乱用防止教室では、自分を大切に思うこと、他人を傷つけないよう呼びかけた。	2	新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、今後も神奈川県や近隣都市等と連携を図りながら継続的に薬物乱用防止啓発活動を実施する。	健康福祉局	保健医療政策部医事・薬事担当
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	青少年を対象としたエイズを含む性感染症についての正しい知識の普及啓発の講演会の開催	各保健所支所において地域の中学・高等学校の実情に応じたエイズ・性感染症の予防講演会を実施した。 (受講人数：5,269人)	H30 (2018)	B	エイズ・性感染症を予防するための正しい知識を得る必要があることから、青少年エイズ・性感染症予防講演会を実施した。	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催方法や実施回数等に変化があり、例年より実績の減少が見込まれるが、青少年に対する性感染症予防の普及啓発は重要な課題であることから、次年度も引き続き、青少年エイズ・性感染症予防講演会の実施を推進する。	健康福祉局	保健医療政策部感染症対策担当	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)	C						
	中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施	各学校で1回以上薬物乱用防止教室を実施	H30 (2018)	B	各学校で1回以上の実施をした。	2	次年度も引き続き各学校で1回以上教室を実施する予定	教育委員会事務局	健康教育課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	C						
			R3 (2021)	B						
(51)こころと体の健康に関する相談事業の推進										
125	こころと体の健康に関する相談事業を推進します。	男女共同参画センターの女性のためのこころと体の健康事業	・女性のためのこころと体の健康のためアサーティブトレーニング講座を2回実施、23人が参加した。	H30 (2018)	B	講座の募集チラシに合わせて男女共同参画センターの相談事業「女性のための総合相談」・「男性のための電話相談」の周知も併せて行った。	2	引き続き、こころと体の健康のため講座や相談事業を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R1 (2019)	B					
				R2 (2020)	B					
				R3 (2021)	B					
	地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉に関する各種相談事業の実施	区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図った。	H30 (2018)	B	幅広く市民に対し、区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談を受けました。	2	引き続き、区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図る。	健康福祉局	精神保健課	
			R1 (2019)	B						
			R2 (2020)	B						
			R3 (2021)	B						

Ⅱ 第10期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

ヒアリング結果報告書

1 趣旨

「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、更なる効果的な推進を図っていく。

2 令和4（2022）年度のテーマ

- (1) 生活困窮者等に対する自立支援について
- (2) 区役所における若年女性への支援について

～テーマに関する計画の施策事業～

目標Ⅲ「地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進」

基本施策9「さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備」

施策43「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」

3 実施概要

- (1) 実施主体 第10期川崎市男女平等推進審議会
- (2) 実施日及び内容

令和4（2022）年4月25日（月）

- ・テーマとヒアリング対象事業等の選定

令和4（2022）年5月30日（月）

- ・ヒアリング質問項目の検討

令和4（2022）年7月25日（月）

- ・ヒアリング調査の実施
- ・ヒアリングを踏まえた意見交換、評価の検討

令和4（2022）年9月26日（月）

- ・ヒアリング結果の取りまとめ

4 結果の取扱い

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。

5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果を基に、審議会で意見交換を行い、テーマに係る①評価と提言及び②ヒアリング対象事業・部署別評価を次のとおり、まとめた。

(1) テーマ「生活困窮者等に対する自立支援について」

①評価と提言

近年、全国的な政策課題として、若年女性が抱える困難への対応が指摘されている。具体的には、家庭の貧困や家族やパートナーからの虐待・暴力により居場所を失い、性暴力被害にさらされやすい状況、「家事手伝い」とみなされ不安定就労が不可視化される状況など、社会とのつながりが薄い中で、若年女性が特有の困難を抱えていると言われている。一方で、こうした困難に対応する制度は少なく、若年層全般にとって行政の相談窓口は必ずしも身近ではない。さらに、成人年齢の引き下げにより制度の適用外に置かれるなど「制度の狭間」に置かれ、困難がより一層不可視化・周辺化されることが懸念される。こうした問題意識から男女平等推進審議会では、事業の中で若年女性に関わる部署を対象にヒアリングを行った。

健康福祉局生活保護・自立支援室は、生活困窮者等に対する自立支援として、川崎市生活自立・仕事相談センター（通称「だいJOBセンター」）及びホームレス自立支援施策を展開している。だいJOBセンターとは、生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関で、就労、生活費、住まい、家族関係など多岐にわたる相談を広く受け止め課題を整理し、適切な支援や関係機関に繋いでいく役割を持つ。20代、30代女性からの相談が全体の相談件数に占める割合は、13%程度となっている（令和3年度）。ホームレス自立支援施策とは、ホームレスに至った個々の事情や状況に配慮しながら支援することを目的に、巡回相談事業、生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業、アフターケア事業、越年対策事業等で構成される。全国的に、野宿生活を送る女性ホームレスの数は希少となっているが、自立支援センターではネットカフェ等で生活している不安定居住者も対象としており、その中に若年女性も含まれる。

上記の2つの施策に関して、ヒアリングでは主に次のような実態を把握した。まず、だいJOBセンターにおいて、若年層からの対面相談では就労を希望する相談が大半を占めるが、センターではそうした相談者の意向を踏まえながら、相談者が気づいていない就労の手前にある課題を一つ一つ整理して支援を行っている。また高校の教員経由でセンターに繋がる10代もおり、複雑な家庭事情の中、方向性が見えないという相談もある。さらに、新型コロナウイルスの影響により、若年層からの住居確保給付金の申請に関する相談が増加しているが、保証人・緊急連絡先の不在や経済的不安定さから住宅確保支援は難しい実情がある。事業推進における課題としては、若年層は電話・対面での相談をためらう傾向があること、また非正規・不安定雇用形態の拡大により安定的な就労・生活の構築が難しいこと、精神疾患を抱える相談者が増加しており、特性をつかみながら方向性を見極め支援していく難しさがあることが述べられた。次に、ホームレス自立支援施策においては、具体的な支援事例から、若年女性が新型コロナウイルスの影響による収入減や、セン

ター退出後も不安定な就労状況や家族からの援助が乏しい中で、居住確保が難しい実態があることを把握した。

こうした状況への政策的な対応に関して、審議会は2つの施策事業に共通して、支援者が相談者との立場や認識の違いを自覚しながら、信頼関係の構築に努めている点を評価する。特に、相談者の抱える問題が複雑化し解決策を見つける難しさがある中で、支援に関わる実務者が相談者の方向性を見出すために真摯に対応していることが把握された。また、ジェンダー課題に対する認識もあり、ヤングケアラーに対応したケースでは、若年女性が家庭のケアを担うことは当然ではなく、相談の中で「自分のことも考えてよい」という気づきをもたらしていた取組はぜひ継続していただきたい。一方で、相談や個別支援に関わる他部署の業務について必ずしも熟知しているわけではなく、部署間の連携や情報共有については改善の余地があると見受けられた。若年女性を含めた若年層の問題が、現状では明確に成文化され共有されているとは言い難い中で、支援現場で得られた知見やノウハウを蓄積・共有し、よりよい支援の在り方を検討してほしい。また、連携及び情報共有と併せて、困窮している若年層の背後にある問題課題にアプローチしていくことも重要である。ヒアリングの中で、だいJOBセンターにおいては、離婚を希望する女性のケースでは、相談者の希望とDV被害者を対象とするシェルターや公的施設の入居条件が折り合わず、経済的自立の目途も立ちづらい場合、転居が困難となる実態が述べられていた。ホームレス自立支援においても、アルバイト就労に従事する若年女性の場合、外出制限を伴う公的シェルター等への入居が難しい実態が指摘されていた。また、若年女性を取り巻く課題として、非正規雇用による不安定収入、生活困窮に陥らない生活力を身に着ける学習機会の不足といった社会構造の問題があり、こうした問題から生まれた困難に対応する制度や社会資源も限られることが把握された。制度や社会構造に起因する問題は、一部署として、また一朝一夕に解決することは難しいが、多様な部署や民間を含めた関係機関の連携による社会資源の把握・掘り起こしや、SNSの使用など若年層が支援に繋がりやすい相談形態の検討を通じて、相談者が抱える問題解決に向けた支援に取り組んでいただきたい。

生活困窮及び居住の喪失は、健康的で安定的な生活を送る上で、解決すべき喫緊の課題である。審議会は今後も担当部署が現在の相談者に寄り添った丁寧な取組を継続しながら、より多くの若年女性と支援で繋がっていくことを期待する。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

健康福祉局生活保護・自立支援室

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・だいJOBセンターとは、生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関であり、就労、生活費、住まい、家族関係など多岐にわたる相談を広く受け止め課題を整理し、適切な支援や関係機関に繋いでいく役割を持っている。 ・ホームレス自立支援施策とは、ホームレスに至った個々の事情や状況に配慮しながら支援することを目的に、巡回相談事業、生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業、アフターケア事業、越年対策事業等を推進している。
<p>事業への評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者が相談者との立場や認識の違いを自覚しながら、相談者が抱える複雑な問題の解決に向け、信頼関係の構築に努めている。 ・ジェンダー課題に対する認識もあり、ヤングケアラーに対応したケースでは、相談者である若年女性の気づきを促している。
<p>課題及び提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や個別支援に関わる他部署の業務について、必ずしも熟知しているわけではなく、部署間の連携や情報共有については改善の余地がある。支援現場で得られた知見やノウハウを蓄積・共有し、よりよい支援の在り方を検討してほしい。 ・支援の背景に、若年女性を取り巻く社会構造の問題があり、対応できる制度や社会資源も限られている。困窮している若年層の背後にある問題課題へのアプローチに向けて、多様な部署や民間を含めた関係機関の連携による社会資源の把握・掘り起こしや、SNSの使用など若年層が繋がりやすい相談形態の検討を通じて、相談者が抱える問題解決に向けた支援に取り組んでいただきたい。
<p>各委員からの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーの視点からのアウトリーチについては、今後強化できる面もあるのではないかと。特に、支援現場で蓄積された知見を共有できる場があれば、女性支援という側面でも、よりよい支援のノウハウを共有できるのではないかと。 ・ホームレスの自立支援に関して、若年女性だけではなく性的マイノリティなど、現状ではデータを把握できていない人々の把握も今後検討していく必要がある。 ・若年層への住宅や医療の提供に関して、一つの部署や自治体内に留まらない構造的な問題があることが把握された。 ・支援の現場では、個人が抱える問題をどのように解決するかという視点で対応されるが、不景気、非正規雇用、不安定収入、家族や家庭の在り方など、社会の在り方を長期的に考えていかなければ、解決は難しいと感じる。

(2) テーマ「区役所における若年女性への支援について」

①評価と提言

近年、全国的な政策課題として、若年女性が抱える困難への対応が指摘されている。具体的には、家庭の貧困や家族やパートナーからの虐待・暴力により居場所を失い、性暴力被害にさらされやすい状況、「家事手伝い」とみなされ不安定就労が不可視化される状況など、社会とのつながりが薄い中で、若年女性が特有の困難を抱えると言われている。一方で、こうした困難に対応する制度は少なく、若年層全般にとって行政の相談窓口は必ずしも身近ではない。さらに、成人年齢の引き下げにより制度の適用外に置かれるなど「制度の狭間」に置かれ、困難がより一層不可視化・周辺化されることが懸念される。こうした問題意識から男女平等推進審議会では、事業の中で若年女性に関わる部署を対象にヒアリングを行った。

川崎区役所大師地区は、川崎市の象徴の一つである川崎大師平間寺の門前町として栄えた地域である。近年はショッピングモールや多摩川スカイブリッジの建設により住宅地・商業地としても栄えているが、他区と比べ生活困窮世帯や生活保護世帯、児童虐待件数が多いといった川崎区に顕著な特徴もある。大師地区にある健康福祉ステーションの地区支援担当部署では、主に個別支援・個別支援に繋がる地域づくりを担当し、地域に住む子どもから高齢者の全年齢層を対象に、乳幼児の家庭訪問、虐待予防等に向けた育児相談、子育てサロンの支援、多世代交流を行っている。そうした個別支援の中で若年女性とは、健康管理支援や生活支援、性教育、虐待予防などを主軸に関わっている。

ヒアリングでは具体的な支援事例が紹介され、次のような状況下に一部の若年女性が置かれていることを審議会は把握した。まず、親の離婚や再婚、親からの育児放棄や暴言・暴力、若年者自身の非行歴など、成育歴における複雑な家庭環境である。こうした環境の中で若年妊娠が生じる際に、同様に複雑な家庭で育ったパートナーからの暴力がある場合や、身近な家族・親族からも援助を得られないことができない場合、若年女性は家族トラブル等を契機に住む場所を喪失してしまう。そうした際は、母子生活支援施設や女性保護施設に入所し、生活再建を目指すことになるが、従前から抱える家族問題や不安定就労などが影響し、選択肢は限られることも多く、生活安定に向けた方向性は見出しづらい状況にある。

こうした状況に置かれた若年女性に対して、大師地区健康福祉ステーションでは、相談者の状況を丁寧に把握し、信頼関係を築きながら、細く長く繋がっていく支援を模索している点を審議会は評価する。その人らしく生活できることを支援のゴールに、見守りが必要なケースについては、関係機関と情報共有しながら、タイムリーに関われるよう、対象者と長期的・継続的に関わっていく支援の在り方は、時に業務量の多さによる疲弊も懸念されるが、持続可能な体制を確保しながらぜひ継続していただきたい。一方で、地域や部署を横断した包括的な支援に向けた情報共有や連携の在り方については、改善の余地があることがうかがえた。現在も、他区役所職員との会議等の場で課題共有や相談事例の共有などを行っているということだったが、若年女性を含めた若年層の問題が複雑化する中で、支援現場で得られた知見やノウハウを積極的に共有し、アウトリーチも含めたよりよい支援の在り方を検討してほしい。また、若年女性が信頼して他者と繋がることができる場としての相談機能の構築も必要である。ヒアリングでは、居場所のない若年層や制度の狭間

にいる若年層は公的機関に繋がりにくい傾向にあり、学校の教員や地域の支援機関の職員など、信頼できる大人に出会えた時に、支援に繋がる可能性が高いことが述べられた。こうした信頼できる場や大人を通じた支援ネットワークの構築は一つの部署単独でできることではなく、市役所内の部署間及び民間も含めた地域の関係機関とも連携していくことが不可欠となる。情報共有や連携を通じて、公的な相談窓口が若年女性の目線に立ち、彼女たちが抱える多様な困難を受け止める場としてより機能するよう、検討してほしい。

区役所は地域住民にとって身近な公的機関であり、また地域の中で支援が必要な市民にアプローチすることができる機関でもある。審議会は、こうした重要な役割を担う区役所が今後とも若年女性の困難課題を把握し、その解決に向けて継続的に寄り添っていくことを期待する。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

川崎区役所大師支所健康福祉ステーション

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大師地区健康福祉ステーションの地区支援担当部署では、主に個別支援・個別支援に繋がる地域づくりを担当し、地域に住む子どもから高齢者の全年齢層を対象に、乳幼児の家庭訪問、虐待予防等に向けた育児相談、子育てサロンの支援、多世代交流を推進している。
<p>事業への評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の状況を丁寧に把握し、信頼関係を築きながら、細く長く繋がっていく支援を模索している。 ・その人らしく生活できることを支援のゴールに、対象者と長期的・継続的に関わっていく支援の在り方を構築している。
<p>課題及び提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や部署を横断した包括的な支援に向けた情報共有や連携の在り方については、改善の余地があることがうかがえた。支援現場で得られた知見やノウハウを積極的に共有し、アウトリーチも含めたよりよい支援の在り方を検討してほしい。 ・情報共有や連携と併せて、若年女性が信頼して他者と繋がることができる場としての相談機能の構築も必要である。信頼できる場や大人を通じた支援ネットワークの構築に向けて、市役所内の部署間及び民間も含めた地域の関係機関とも連携しながら、公的な相談窓口が若年女性の目線に立ち、彼女たちが抱える多様な困難を受け止める場としてより機能するよう、検討してほしい。
<p>各委員からの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部署間あるいは地域間で横ぐしを通しての連携、課題の蓄積に取り組んでほしい。若年層の課題は複雑化しており、性的マイノリティ、外国籍、若年男性の問題も顕在化する中、多様な課題を蓄積するシステムの構築が必要ではないか。 ・部署間の連携や情報共有に関して、複数の部署に分かれて対応することを前提にするのではなく、例えばワンストップ化など、相談の機能の在り方の検討も必要ではないか。 ・若年女性が抱える困難に家庭環境も深くかかわっており、次世代に負のループが続かないよう、現在虐待を受けている・困窮している若年層に向けて、紙媒体に限定されない多様な媒体による情報提供などアクションを検討していく必要がある。 ・若年層が信頼できる場、受け入れられる場が社会に少ないことも問題としてある。公的部門全体で検討していく必要があるのではないか。

6 ヒアリング結果概要

(1) テーマ1 「生活困窮者等に対する自立支援について」

○事前質問

1. 生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における相談件数

①過去3年間の来所状況について

	合計	内訳	
		新規	継続
平成31年度	5,875	1,419	4,456
令和2年度	5,530	1,819	3,711
令和3年度	5,551	1,416	4,135

②令和3年度新規相談申込の概要（年齢・男女別）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	計
男性	2	75	105	161	203	139	106	14	805
女性	7	67	103	111	143	85	81	13	610
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	10	142	208	272	346	224	187	27	1,416

③令和3年度相談内容について

・相談件数、うち女性のみ・若年女性のための相談内容件数

	就職	収入・生活費	家賃・ローン	健康・障害	住まい	税金等の支払い	債務	家族との関係	仕事上の不安	介護	子育て	食べるものがない	引きこもり	DV・虐待	地域との関係	その他	計
計	692	969	648	462	475	389	235	172	161	65	43	54	51	38	21	43	4,518
うち女性	269	420	261	224	217	156	89	121	77	32	32	20	29	34	16	23	2,020
うち20・30代女性	62	130	86	67	55	51	30	34	35	3	13	4	4	9	6	6	595

・10代女性からの主な相談内容

成育歴が関係する心の不安定（精神保健）。社会とのかかわり（就労・居場所相談）。

④令和3年度新規相談申込者の来所経路

・内訳

	市・区役所	関係機関	ホームページ	インターネット	掲示板	市・区広報	知人紹介	新聞・テレビ・ラジオ	ミニコミ誌	再相談	不明	その他	計
R3	275	331	61	91	1	88	110	1	0	280	133	45	1,416

・女性／若年女性の主な来所経路（区・市役所及び関係機関（NPOも含む）の場合、具体的な部署や機関名も）

※10代、20代のR2年度から現在の状況

●HP含むインターネット関係 48件、相談 8件、区役所（課不明）6件、高校の先生 4件、家族・知人 4件、地域相談支援センター3件

●2件⇒保護課、地域支援課、高齢障害課、地域みまもり支援センター、川崎市若者就労・生活自立支援事業、川崎市社会福祉協議会、病院

●1件⇒地域振興課、養護施設

⑤令和3年度来所者に対する支援の実施状況

支援類型	昨年度から継続	新規	支援終了者
寄り添い型支援	83	199	-

就労支援優先	221	0	208

就労支援以外優先	39	7	85
他機関との連携・引継ぎ	3	13	39
情報提供のみ	-	232	408
福祉事務所へ引継ぎ	4	63	60
見守り	7	68	112
継続アセスメント	231	796	-
計	588	1,378※	912

※新規相談申込件数 1,416 件との差 38 件について

「住居確保給付金郵送申請者」から、新規の来所相談につなげた件数が 38 件。令和 2 年度から、住居確保給付金の郵送申請を開始したのに伴い、上記の支援類型とは別に「住居確保給付金郵政申請者」の類型を設けています。

⑥だいJOBセンターの概要について

・相談員の数・必要となる資格

合計 32 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）

センター長1、副センター長1、主任相談員4、相談支援員18（初回面談、就労、精神、家計等）、事務員8

相談支援員のうち、主に精神保健支援を行うものは精神保健福祉士、家計改善支援を行うものは、社会福祉士・ファイナンシャルプランナー等の資格を有することとしています。

また、月に3回、弁護士、税理士による相談を行っています。

・委託業者の変更の有無（同じ業者が継続的に委託を受けているのか、変更があった場合はどのような引き継ぎを行ったのか）

委託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行っていますが、平成25年度の開設以来、事業者の変更はありません。

⑦事業の広報について

・広報媒体や広報先

●リーフレット、チラシの配布

各区役所の福祉・保険年金・税等の窓口、就労支援機関、市住宅供給公社、市国際交流センター、市消費者行政センター、市男女共同参画センター、市・区社会福祉協議会、ハローワーク、年金事務所等

●団体の連絡会等での周知

地域包括支援センター、障害者相談支援センター、民生委員等の定期連絡会等でだいJOBセンターについて説明

●ツイッター（令和3年度～）

だいJOBセンターにおける支援、生活困窮者に関わる制度等について情報発信

2. 市内のホームレスに対する支援の状況

①ホームレス数について

・令和4年1月市内のホームレス数（総数・うち女性/30歳未満女性）

	合計	内訳		
		男性	女性	女性30歳未満
ホームレス数	161	155	6	0（※）

※概数調査時に年齢の確認を行っていませんが、確認した地点にいる女性ホームレスについて巡回相談で把握している年齢を基に判断いたしました。

②巡回相談員について

・令和3年度巡回相談員による相談件数（総数・うち女性/30歳未満女性）

	合計	内訳		
		男性	女性	女性 30 歳未満
相談件数	3, 257	1, 855	92	1

※すべての相談において、性別を確認し記録しているわけではありません。「内訳」には、記録に残っているもののみ計上しています。

・巡回相談員が対象とするホームレスの範囲（事実上終夜営業店舗等で寝泊まりしている不安定居住者は含まれるか）

巡回相談事業の要綱および仕様書で、巡回相談の対象者をホームレス又はホームレスとなるおそれのある者と定めています。ホームレスとなるおそれのある者とは事実上終夜営業店舗等で寝泊まりしている不安定居住者になります。

③自立支援センターについて

・令和3年度自立支援センターにおける入所者数（総数・うち女性／30歳未満女性）

	合計	内訳		
		男性	女性	女性 30 歳未満
入所者数	573	516	57	3

・入所可能な期間及び平均の入所期間

基本3か月で延長もあり 平均入所期間81日

・運営方法（委託形式か）

委託（プロポーザル方式および随意契約による委託）

④令和3年度自立支援センター入所直前の居所が野宿／野宿以外・うち女性／30歳未満女性

	野宿				野宿以外			
	合計	内訳			合計	内訳		
		男性	女性	女性 30 歳未満		男性	女性	女性 30 歳未満
入所前の居所	128	121	7	0	445	395	50	3

○当日質問

1. 生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における支援について

①事業及び個別支援プロセスの概要

・【支援の概要】相談から支援終了までのプロセスや主な支援内容・支援期間

だいJOBセンターは、生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関で、対象は川崎市内在住で失業等による生活にお困りの方となります（生活保護受給者は除く）。相談内容は、就労、生活費、家賃滞納、住まい、家族関係等、多岐にわたり、相談を広く受け止めて課題を整理し、適切な支援や機関に繋いでいくのがだいJOBセンターの基本的な役割となります。

相談の流れについて、まず予約をして来所いただき、面接担当の相談員がお話を伺います。相談内容や相談者の状況に応じて、だいJOBセンターで支援するか、生活保護などの別の制度や機関に繋ぐか判断します。だいJOBセンターで支援を行う場合は、面接担当から継続支援を行う相談員に引継ぎし、継続支援の相談員がご本人と一緒に支援プランを作成して、主任相談員や市職員等で構成される支援調整会議で内容や方向性を確認の上、プランを決定します。

支援終了の要件としては、例えば、就労を目指す方であれば、就労により生活の安定に至った場合や、本人からお気持ちの変化などで支援終了のご希望があった場合に、終了となります。終了する場合も再度支援調整会議に諮り決定します。また本人には、何度でも相談できることをお伝えします。1年以内に支援終了とならない場合についても、支援調整会議においてその要因を確認し、必要に応じて支援継続を行っています。

・【事業の概要】事業実施方法（センターの場所・委託など）

相談員について、開設当初は15名から20名弱でしたが、令和2年度に住居確保給付金の申請が新型コロナウイルス感染症による影響で申請数が急増し、現在は約30名程度に増員して運営しています。相談員の男女比はほぼ5対5で、相談者の希望に応じて対応する相談員の性別なども配慮しています。

②具体的な相談事例について（本人の状況や抱える困難、支援内容）

若年層からの相談の全体像をご説明すると、現在、10代、20代からの相談内容の半数近くが、住居確保給付金に関するものとなっています。残りの半数は、だいJOBセンターに来所し、給付金も含めて支援を希望される方からの相談となります。10代、20代の状況はケースによって異なるため、全体的な傾向などをお伝えすることは難しいですが、対面相談の半数近くで精神疾患や障害特性が見られ、就労を希望していても、特性上なかなか就労できない、就労経験がない、学生時代に就労支援で就労し退職後に

自力で就職活動する中で困難を抱えている方がいる方が多いです。特に10代はどのように生きていくか方向性がわからないという相談が多いです。高校の先生から紹介されたケースでは、高校卒業後も継続して相談できる窓口としてだいJOBセンターに繋がったこともあります。ヤングケアラーに該当する相談について、当事者はヤングケアラーという認識はなく、相談の中で、夜間学校に通いながら昼間は弟や妹の世話をしている状況を把握することがありますが、自分から支援してほしいという意思があるケースは少ないです。また、だいJOBセンターでの虐待や暴力被害の対応は難しく、本人が被害を訴えた際は、すぐに関係機関に繋がりますが、実際は本人が被害を認めるケースはかなり少ないです。相談の中で虐待の事実を慎重に聞き出しながら、市と連携して支援を行っています。

本人の問題意識と相談員の問題意識の違いについて、本人と相談員で問題意識が違うケースが全体の7、8割あるのではないかと思います。相談者の多くは就労希望がありますが、就労が難しい要因として障害特性や他の問題を抱えていたり、短期離職を繰り返している状況や、また転居したいという希望があってもお金がない状況など、いろいろな状態があります。そうした状態を一つ一つ課題整理して、どのように解決していくか、本人の問題意識と相談員の問題意識のすり合わせをしています。

支援における連携について、だいJOBセンターには適切な支援機関に繋げるということが役割の一つのため、本人の方向性や状況が明確であれば関係機関に繋ぐことができます。ただ、制度の狭間というか、本人がどのような方向性に進むか明確ではない場合、相談しながら連携先を考えながら相談を継続することになります。

・若年層の相談の5割が住居に関する相談だと伺ったが、住宅入居に当たって、経済面や保証面をどのように解決し、大家や不動産業者に理解を求めているのか。

住居確保は難しく、川崎市のすまいの相談窓口にご本人の状態をお伝えし、条件に合う物件があれば相談に行きますが、やはり保証人や緊急連絡先がないと、転居は厳しい状況があります。また、コロナ禍で離婚の相談が増えていて、女性の20代の方も含まれますが、経済的自立ができないため離婚も転居も難しい方がいます。そういう場合、家計支援を通じて目標設定などを行い長期的な計画を立てるといった支援を行っています。一方でただ離婚したいという希望では、ご自身の希望と公的シェルター等への入居要件が折り合わない実態もあり、そうした状況にも寄り添いながら支援を行っています。

・事前質問1-③で、女性の子育てに関する相談が32件あり、20、30代が13件を占めており、子育てに関する相談が多いのは何か理由があるのか。

大まかな傾向になりますが、医学が発達し障害特性への理解が広がる中で、発達障害の子どもを抱える20、30代の母親からの相談が多いように思います。また、相談の

中で家計のやりくりの難しさを把握し、家計相談に繋がることもあります。

③事業における課題や今後の方向性について（新型コロナウイルスの影響や法改正など）

若年層に関しては、コミュニケーションツールとしてSNSが主流になる中、電話や対面での相談を受けたがらない方が多くいます。このため、住居確保給付金で相談に至り、ほかの支援が必要な状況を把握しても、電話がなかなか繋がらず、メールで相談したいと言われることもあります。緊急性が高いケースはメール対応もしていますが、最終的には対面でなければ支援が難しく、対応が課題になっています。また、生活困窮者を対象とする窓口のため、社会情勢の変化が大きく影響しており、今回のコロナ禍で非正規就労の困難課題が支援においても顕在化している実感があります。簡単に辞めさせられる、辞めることができる環境下や、料理の配達業といった個人請負の形態で働く若年層が増加する中で、税金や社会保障の仕組みも知らず、必死に働いて体を壊したときに、何の支援・制度にも該当しなかったり、保険料を払っていない、保険証もない、税金の確定申告の経験もない、という方も多いです。正社員雇用が絶対によいということではありませが、非正規就労の経験のみで、派遣でも2、3か月で次がないといった不安定非正規雇用で働く方が多く、再度相談に来る方も多くなっています。また精神疾患を抱える方が増加しており、お金がなくて医療機関にかかれない方への対応や、そうしたご本人の特性をつかむ難しさなどもあります。

・成人年齢の引き下げによる影響（なにか制度上で変わったことはあるか）

家計支援では、40、50代からの家計管理や債務課題に関する相談が多いですが、10代でも親の同意なしでスマートフォンの購入やアパート契約、クレジットカードの申し込みができるようになったため、今後若年層の相談者が増えることが予測されます。

・SNSで相談を受ける側の課題として何かあるか。

文字にするという怖さがあります。だいJOBセンターは制度を周知し、制度に繋がっていく窓口ですが、SNSで各制度について事細かに文字で伝えることは難しさを伴います。文字でのやり取りはすれ違いが生まれやすく、SNSで制度の説明を行う際は困難が予想されます。

・事前質問1-⑤令和3年度来所者に対する支援の実施状況に関して、寄り添い型支援の就労支援優先の新規件数がゼロになって理由等は何か。

新規相談については、初回の相談時に担当した相談員が、寄り添い型支援か、他機関との連携・引継ぎかなど、支援類型を決めており、この表はその振り分け結果を示しています。就労支援優先の新規件数ゼロは、初回相談時にそのように判断できた事例がゼ

口だったという意味で、現状として一番多いのが継続アセスメントになっています。複合的な課題を抱えている方や精神疾患を抱えている方が多くなっており、1時間半程度の初回の相談で、ご本人の申告のみで就労支援優先を支援の方向性として見極めることが難しくなっています。継続アセスメントになった場合、数回の面談後、方向性を見極めていくことになります。

- ・精神疾患を抱える方からの相談も多い中で、本人だけ相談に来て話も通じなかったり、うまく支援にのれない場合、どのような工夫をされているか。また、どのようなルートから支援に繋がるのか。

10代に限ると、高校の先生からだけではなく親からの紹介もあり、その際は世帯支援となります。高校の先生からの紹介の場合は、親からの支援が得られない場合が多く、相談を通じて生育歴に色々な課題があったことを把握することがあります。工夫という意味ではご本人と人間関係を構築していくしかありませんが、小さいときに面前DVで精神的につらくなり不登校になったなどの事情を、数回の聞き取りで把握することは難しく、高校の先生もそこまでの事情は把握できていない中で、方向性がなぜ見えないのかわからないまま、だいJOBセンターに相談にくる場合もあります。また、高校で卒業する目途は立っているが、卒業する前にだいJOBセンターに繋いでいただくこともあります。工夫ということはとても難しく、人間関係の構築しか解決策はありませんが、それもまた難しい状況があります。

- ・精神的な要因や障害の要因で就労が困難なケースについて、そうした特性を就労先に伝え就労環境への工夫をお願いするなど、踏み込んだ支援も行っているのか。

障害特性が把握できる場合は、家族からの理解も得て障害者手帳を取得し、ご自身が特性を受容しながら仕事にどのように生かしていけるか、就労移行事業所などに繋いでいきます。手帳の取得が難しい、経済的な事情で医療機関にも受診できない場合は、極少数ですが企業にアプローチすることもあります。協力的な企業に依頼できる場合は、様々な対応をしています。

2. ホームレス自立支援について

①女性ホームレス（ホームレス及び事実上終夜営業店舗等で寝泊まりしている不安定居住者）の傾向と支援事例（自立支援センター入居に至る経緯・入居中の支援など）

- ・入所後の退所先
- ・ホームレス自立支援センターに再度入所する場合の状況や理由

川崎市では、ホームレスが野宿生活を脱して地域で安定した生活を営めるようになることを目指し、ホームレスとなるに至った個々の事情や状況に配慮した自立支援施策を

推進しています。主に4つの事業があり、まず、巡回相談事業では3名以上の巡回相談員が市内のホームレスを定期的に訪問し、生活状況や健康状態を把握して、状況に応じた支援を行っています。次に、自立支援センター事業では、自立の意思がありながらホームレス等になることを余儀なくされている方を対象に、一定期間寝る場所と食事の提供をして、一人一人に応じた支援の中で安定した地域生活に繋げるための支援を行っています。現在市内に自立支援センターは4施設あり、定員153人となっています。3つ目のアフターケア事業は、自立支援センターを退所した方を対象にした事業で、自立支援センター退所後、民間アパート等に居住設定した人に対する定期的訪問による支援と、市営住宅の空き住居などを活用して生活訓練を行うファーストハウス事業があります。4つ目の越年対策事業では、年末年始に緊急援護事業としてホームレスの方に対して、寝食の提供を行っています。

続いて女性ホームレスの傾向について、ホームレスの人数を把握する調査は毎年1回、生活実態についてのアンケート調査は5年に1回実施しており、令和4年1月現在、市内に6人の女性ホームレスを確認しています。この6人のうち5人については、令和3年11月に実施したアンケート調査にご回答いただいております、その結果から見えてきた傾向としては、おおむね60歳以上、ホームレス歴が5年以上、無収入で就労の予定もない方が多くなっています。巡回相談員が定期的に訪問して自立支援センターへの入所を勧めるとともに、生活状況の把握を行っていますが、ホームレス生活が長い方が多くなっており、信頼関係の構築に重点を置いて訪問を実施しています。

次に、ネットカフェ等で生活している不安定居住者について、国においても定義はなく、人数把握も難しい実態があります。ただ、自立支援センターに入所された方のうち、男女・年齢問わず、約7割が野宿以外、例えばネットカフェ等の終夜営業店舗で生活していた方、会社の寮を出された方、知人宅を転々していた方など、不安定な居住環境にある方となります。不安定居住者への支援としては、ネットカフェに係る協会の協力を得て、協会加盟の10店舗にだいJOBセンターのチラシを配架するとともに、市内のカプセルホテルやビジネスホテルにもチラシを配架し、支援に繋がるようにしています。また、国では「すまこま。」という不安定居住者のための支援情報サイトを立ち上げており、だいJOBセンターも相談窓口の一つとして掲載されています。

【上記と併せて、自立支援センターで若年女性の支援を行った事例の説明がありました。個人情報保護のため、具体的な内容は非公開とします。】

②ホームレス自立支援において、若年女性が希少な背景について

若年女性が希少な背景として、野宿をするホームレス自体少なくなっており、川崎市

には現在161人のホームレスがおりますが、そのうち女性は6人となっています。ホームレス生活者の中で女性が少ない理由について、国から分析結果などが示されたことはなく、市として把握しておりません。なお、居所を失った女性や生活に困った女性は、男性と異なり区役所の女性相談の窓口につながるケースもあり、そうした別の支援ルートがあることが、ホームレスの自立支援施策にたどりつく女性が男性に比べ少ない背景としてあると思われます。

- ・先ほど事例で紹介された女性が区役所の女性相談に行った場合、シェルターなど女性施設に入ることができるのか。

一般的に女性保護施設やシェルターは主にDV被害者を守ることが目的となっており、就労で定期的に外出が必要な人は対象にならない、またはご本人が入所を希望されないケースも多いのではないかと思います。

- ・行政に対する不信感などから相談に繋がりにくい場合もあると聞かれますが、そうした傾向はホームレス支援にも見られるか。また、センター退所後の具体的な連携先としてどのような機関があるか。

行政に対する不信感というよりは、自立支援センターの入所で集団生活となることへの抵抗感がある人が多いように認識しています。その対策として、巡回相談では上から目線で支援するような対応をするのではなく、支援者は味方で、路上生活を否定するのではなく何か困っていたら力になる、といった寄り添いの対応を常に意識して接しています。

自立支援センター退所後の連携先としては、介護や障害サービスを提供する事業所や区役所の担当部署等、課題に応じて多様な機関と連携しています。精神的な課題を抱えている方については、区役所の精神保健担当や健康福祉局の担当部署とも連携しています。

3. 「制度の狭間」にある若年女性に対する支援について

- ①制度上の課題や有効な支援方法について（他支援機関との連携体制の構築、相談のしやすさの工夫など）

だいJOBセンターにおいて「制度の狭間」というと、どの制度にも当てはまる要因がない場合が該当します。その場合、関係機関との支援連携も困難なため、制度が使用できる状態になる支援や、社会資源を見つけるための支援を行っていますが、そうした社会資源や、人を育てることに寛容な企業を見つけることも困難で、なかなか居場所になる社会資源の発掘が難しい点が課題だと感じています。

若年層に関して言えば、義務教育を含む学生生活において生活力を身に着ける場が日本社会に乏しく、例えば労働基準法や税金・社会保障の仕組みを知らないなど、最低限の知識がないことも生活困窮に陥る状況に関連しています。そうした生活力を身に着ける機会を社会全体で提供していかないと、困窮の相談は減らないと実感しています。

ホームレス自立支援については、一般的に男性より女性のほうが外で生活する困難さがある中で、市としては自立支援センターを活用してほしいという思いがありますが、その思いがなかなか伝わらないことがあります。その背景に精神疾患や障害などがあり、本人の意向を踏まえた支援となるので、支援に繋がりにくいことがあります。市としては丁寧な訪問巡回を継続し、対象者に信頼してもらえるよう努めています。

- ・ホームレス自立支援に関してご紹介いただいた女性の事例は、「制度の狭間」に該当すると言えるか。両親からの虐待も疑われたが未成年ではないため、具体的に担当する部署は明確にはない状況だと言えるか。

ホームレス自立支援策は居場所がない方が対象になるので、事例で紹介した方なども支援対象となります。ただ支援の性質上、あくまで押し付けるものではなく本人の意向をくんで支援していくため、その点でうまく支援に繋がらないことはあると感じます。

(2) テーマ2 「区役所における若年女性への支援について」

○事前質問

1. 大師地区支援担当の体制（担当業務・配置されている専門職など職員体制）

専門職：保健師 8名（課長1名含む） 社会福祉士 3名 母子保健コーディネーター 1名
こども教育相談員 1名

*心理職、栄養士、助産師、歯科衛生士等ほかの専門職は区役所に配置されており、事業や相談時は連携を取り支援にあたっている。

業務内容：主なもの※職員情報シートの業務内容を参考

地域包括ケアシステムの構築

母子保健業務、子ども・子育て支援業務(母子健康手帳の交付、乳幼児健診、育児相談、家庭訪問、子育て支援、学齢期の相談等)

虐待予防業務（個別相談・保護者支援、支援機関との支援体制の構築等）

健康づくり・介護予防（健康づくり・介護予防の自助・互助への支援等）

認知症対策（認知症サポーターの養成等認知症を支える環境づくり、認知症予防等）

2. 令和3年度の川崎市全体及び川崎区の児童虐待相談・件数／生活保護件数

	川崎市全体	川崎区（構成比）
児童虐待相談・通告件数	5,832 件	1,243 件(21.3%)
生活保護世帯数	23,502 世帯	8,027 世帯（34.2%）

※生活保護世帯数は令和4(2022)年3月の速報値

○当日質問

1. 大師地区健康福祉ステーションにおける地区支援について

①大師支所の地理的特徴、主な支援内容と相談体制

大師地区は、川崎区の象徴になっている川崎大師平間寺の門前町として栄えた地域です。川崎区の人口は約23万人ですが、大師地区は三管区の中で2番目に多い7万人になっています。大師地区は4地区に分かれており、まず大師第1地区は、町名でいうと伊勢町、川中島、大師駅前、藤崎があり、京急の大師線の川崎大師駅、鈴木町などに位置します。川中島や藤崎や伊勢町は昔ながらの住宅が多いですが、大師駅前は新築マンションもあり町会が二つに分かれています。商店街があるため、ややにぎやかになっています。続いて、大師第2地区は、四谷上町、四谷下町、観音、池上新町、台町の5つの町で構成されており、国道の132号沿いで川崎までのアクセスはよく、マンションや戸建て、小さなアパートも多いです。第2地区はほかの都市から児童を連れての転入ケースも多いため、密な支援を必要とするケースもしばしばあります。第2地区では、池上新町で川崎市学習支援居場所づくり事業というのが行われており、学習支援だけではなく、不登校の児童が社会との接点を持つ場にもなっています。次に、大師第3地区は、殿町、出来野、大師河原、江川、田町、塩浜、日ノ出、夜光で構成される。出来野は商店街があり、殿町、江川、田町、日ノ出、塩浜は産業道路を境に東に位置しており、大師橋から塩浜橋周辺の横長の地域となります。小島新田周辺は昔ながらの町並みで、殿町にはキングスカイフロントという研究施設があります。さらに、川崎市と東京が共同で開発した殿町と羽田空港を繋ぐ多摩川スカイブリッジが3月12日に開通しています。第3地区では、昨年災害時の対応について考えるワークショップを行いました。最後に、大師第4地区は、大師本町、大師町、東門前、昭和、中瀬で構成され、国道409号線と多摩川にはさまれており、交通量が多くなっています。平間寺周辺には大師町、大師本町、東門前があり、古くからの門前町になっていますが、大型ショッピングモールや大規模マンションも建設されています。

職員体制について、大師地区地区支援では、保健師が8名（課長1名含む）、社会福祉

職が3名、母子保健コーディネーターが1名、こども教育相談員1名がおり、これらの職員で様々な相談を受けています。川崎区役所には心理職や栄養士、助産師、歯科衛生士などほかの専門職もおり、それらの専門職とも連携を図りながら業務に当たっています。

・川崎区役所と大師支所・田島支所の地区分担・保健師の役割

大きな事業については職員が兼務になっており、母子保健や健康づくり、介護保険事業、虐待対策などは担当職員が協力して事業を実施しています。また地区それぞれに担当の保健師、社会福祉職がおり、それぞれが乳幼児から高齢者までを担当していますが、高齢者や障害者など専門支援の部署があるものについては、一旦相談を受けて専門機関に繋ぐこともしています。さらに田島地区の市民が大師支所に相談した場合や、大師地区の市民が川崎区役所に相談をした場合、一旦お話を受けて、後ほど地域の担当に繋いでいます。

保健師の役割について、まず母子保健事業というものがあり、具体的には、母子健康手帳の交付や、育児相談、子育て支援、両親学級、経済的に厳しい世帯への母子栄養食品の配布、「性」や「生」の教育などを行っています。次に、妊婦・乳幼児の健康診査事業では、1歳6か月児健診や3歳6か月児を対象とする3歳児健診のような集団健診の実施、医療機関に委託して行う乳児検診の実施、健診の未実施者への対応などを行っています。地域での子育て支援事業では、子育てサロンなどの運営支援や、子育てボランティアの育成、乳幼児虐待予防事業を行っています。母子訪問指導事業とは、新生児や、妊産婦の訪問を行うものであり、そのほかにこんにちは赤ちゃん訪問という、専門職ではないが地域で研修を受けた身近な方が、地域での知り合いづくりのために訪問する事業などもあります。さらに、健康づくり事業として、介護予防、40歳以降の特定健診、がん検診の普及啓発、健康づくり推進会議の開催を行っています。これ以外にも、生活習慣病予防の学習、生活保護受給者の健康管理支援、公害健康被害認定者の支援、地域包括ケアシステムの推進などもあります。なお、健診や母子健康手帳のような事業は、全員で担当していますが、継続的な支援が必要となる保健福祉や、乳幼児の家庭訪問、虐待予防等に向けた育児相談や家庭訪問、子育てサロンの支援、多世代交流については、地区担当が中心になっています。

今回のテーマである若年女性に関して、健康管理支援や生活支援、性教育、児童虐待予防などを主軸に関わっていますが、ご本人からの相談や、他の相談を受けた家族からの相談で関わることもあり、きっかけは多様となっています。

・大師地区が持つ特徴や課題

他区と比較すると川崎区は生活困窮世帯、生活保護世帯、外国人市民が多くなってい

ます。市内の3割の外国人市民が川崎区に在住しています。また、川崎区の児童虐待件数は市内7区中最多になっており、若年や未婚での出産、多子世帯も多い特徴があります。ただ、あくまで傾向として多いということであり、市内全域に同様の問題を抱えた方がいます。

・ **新型コロナウイルスの影響**

新型コロナウイルスの影響について、失業による経済困窮の相談が増えているような実感があります。また、若年層・大師地区に限ったことではないが、コロナによる在宅時間の増加により、DVの問題のある家庭だと被害の危険性が高まったり、今までは問題がなかった家庭でも、長時間一緒にいることで家庭内でのストレスが高まり、女性や子どもなど家の中の弱い者が不満のはけ口になることが見受けられました。さらに在宅勤務の拡大により、父親が仕事の時間に家に子どもがいると会議ができないということで、母子が外で居場所を見つける必要性に迫られた事例も把握しています。

・ **若年女性のニーズが地理的に集中している地区はあるか。**

特定の地区に集中するといった偏りはないように感じます。

・ **大規模マンションなど若い世帯が集住する地域で、ニーズが集中することはないか。**

新しいマンションが建つと子どもや若い世代が増えることはありますが、長年川崎に居住する親の呼びかけで転入し、支援を受けたいと相談に来る若年の方もいます。

・ **きめ細かい支援をされていると感じたが、人員そのものは足りているのか。それとも、不足しているのか。**

個別支援は手をかけようとするればいくらでもやる事があります。また、何か生じた際の対応だけでなく、未然防止や健康的な生活維持のためには様々な業務があり、ご質問に一概に答えることは難しいですが、現在の人員配置でできることに取り組んでいます。

・ **大師地区以外の住民が大師支所に相談に来た場合、一旦受けて地区の担当者に繋ぐという話があったが、その場合どのような対応をしているのか。**

相談内容や職員体制でケース・バイ・ケースとなりますが、一旦最初のご相談を受け止めた後で、その後の繋ぎを職員間で検討します。実態としては、大師住民や田島住民が川崎区役所に行って、区役所から支所に繋いでもらうケースが多くなっています。

・ **障害や精神的な相談については、大師地区ではなく地域包括ケアシステムで対応するといった役割分担があるのか。**

障害に関する相談が、地域支援にあった場合一旦はお受けし、支所にある高齢・障害の専門部署に繋いでいきます。次の面会への同席や、事情を知っているケースに同席するなど、丁寧に引継ぎを行います。

- ・若年層から、介護や親の高齢障害に関する相談が増えている印象があるが、どのように対応しているのか。

介護の相談については、相談者が介護保険の制度自体を知らない事例も多く、制度の説明を行う中で具体的な方策を検討していきます。若年女性に関しては、介護の相談よりも潜在化しているヤングケアラーの問題を重く受けとめています。家庭内で大人がすべきケアを子どもが担う生活状況について、何かの拍子にその情報が担当部署に入り深刻度の大きさを把握する、といった実態があります。

- ・地区や区によって地域課題に共通点や異なる点があると思うが、そうした課題や現状を、横断的に共有する場や枠組みはあるのか。

管理職会議や係長会議、担当者会議などの場で情報共有を行っています。また、自分の部署で扱ったことが少ない事例に関しては、各会議に限らず横の繋がりでも相談しあうこともあります。

- ・川崎の北部と南部では、課題に違いはあるか。

あくまで大まかな印象としての回答となりますが、川崎区のある南部は食事や生活に困っているといった、切迫感のあるご相談が多いです。一方で北部は、都心からの転入が多くベットタウンになっていることもあり、困難が見られる場合でも切迫感が当事者に低く支援に入りにくい事例や、オートロック式のタワーマンションで生活状況が外からわからず、支援において苦慮しているという事例を聞いています。

②具体的な若年女性からの相談事例について（本人の状況や抱える困難、支援内容など）

【大師支所で実際に若年女性に支援を行った2つのケースについて、説明がありました。個人情報保護のため、具体的な内容は非公開とします。】

- ・個別ケースの支援ゴール（支援終了のゴールを「どこ／どのような状況」に設定しているか、その際の考え方は、終了した場合も引き続き見守りが必要なケースはどのように対応しているのか）

個別ケースの支援ゴールについて、病気の有無に関わらず、心身の状態が安定して、その人らしく生活できること、ご本人が自ら相談ができるようになること、こうした状態を支援終了のゴールとしています。ただ、終了後も、引き続き見守りが必要なケースについては、関係機関と情報共有しながら、ご本人の状態に何か変化があった際などタイムリーに支援に関われるように努めています。

- ・支援における連携（どのような関係機関や民間団体と連携しているか、だいJOBセンターに繋ぐことはあるか）

支援における連携については、その方ごとに必要な支援は異なるため、学校、医療機

関、警察、だいJOBセンター、こども文化センターなど、お子さん、親御さん、若年女性、それぞれの方に必要な関わりがあるところ、もしくは関わりをもってもらいたいところなど、あらゆるところが連携先になります。

③「つながりサポート品」(生理用品)の配布を通じた若年女性との関わりについて

・保健師が配布した際は、どのような世帯や若年女性に配布したのか

つながりサポート品の配布に関して、大師地区管内の小学校やこども文化センターなどで事業説明を行い、必要な方を紹介してほしいという依頼を行いました。また、大師支所近くのこども食堂にも持参し、必要な方への配布を依頼しました。保健師からは、10代の若年の母親や生活困窮の家庭に配布しています。

2. 「制度の狭間」にある若年女性に対する支援について

①制度上の課題や有効な支援方法について(他支援機関との連携体制の構築、相談のしやすさの工夫など)

「狭間」という言葉に様々な意味が含まれており、若年女性に限りませんが、親の知的問題や、精神面の問題、育児に関する知識不足、望まない妊娠・出産、家族間の不和・暴力などの問題で、家に居場所がない若年層がおり、深夜まで公園で過ごしたり、友達の家を泊まり歩くといった生活を余儀なくされている方もいます。そういう方や、狭間にいる方は、あまり公的な機関とは繋がりを求めない傾向もあり、支援にむすびつきにくい状況があります。そうした際に支援に繋がるきっかけになるのは、信頼できる大人と出会った時で、例えば、熱心な学校の先生や、よく行くこども文化センターとか、そうした場所にいる大人に心を開いたときに支援に繋がります。子どもや若年層、若年女性も、その方が心を開けるような大人が見つかった時に、その方や関係機関などが公的な相談先や市役所に仲介いただくことが、現時点では支援に繋がる可能性が高いと感じています。

・個別ケースの支援ゴールについて、再度相談に来庁するケースも多いと思うが、医療機関のカルテのように、相談者のデータを記録しておくシステムなどはあるのか。

母子に関する相談、保健師が関わった相談、児童虐待などの様々な相談ごとに記録をとっています。

・組織図を見ると多様なセクションがあることがわかるが、一人の専門職が幾つもの制度に関わっているのか、それとも他の部署の職員なども関わっているのか。

組織図は大師地区健康福祉ステーション全体の図となっており、私どもが所属する地

域支援・児童家庭は主に母子保健や、個別支援、個別支援に繋がる地域づくりなどを担当しています。

- ・相談者が自ら支援を求められるようになるというゴールは素晴らしいが、相談者が他の関係機関も含めて、支援に繋がるようになるためにどのような工夫をしているか。

支援に繋がれるようになる工夫というのは、とても難しいテーマであり、相談者の個別性もありますが、行政や人に相談できない人も多く、細く長くご本人が望む、望んでくれるまで繋がり続けることが重要だと考えています。

- ・先ほど紹介された若年女性に支援を行ったケースについて、チームのような形で対応するのか。また1人の職員が何人、何件ほど担当するのか。

2名体制で対応するのが基本的な在り方で、状況によっては、他の相談などで関わった職員も連携します。担当するケースの数について、相談者の困りごとを把握した時点で支援開始となるので、同時多発的に対応することもあります。

(3) ヒアリングに対する委員意見

【評価に関わる意見】

- ・ヒアリングを行った両部署に共通して、信頼関係の構築を意識しながら、どのような支援がよいのか、相談者との人間関係の中で検討されていると感じた。
- ・支援現場にいる職員がとても真摯に対応されており、相談員の疲弊などにも気をつけながら、取組を続けていただきたい。
- ・担当部署がジェンダーの視点について自覚的に取り組んでいることが印象的だった。
- ・高校の教員が支援に繋げることもある事例が印象的だった。教育機関が相談窓口に繋げる機会は貴重だと感じる。

【課題に関する意見】

①情報共有・連携

- ・自分の部署以外との連携や情報共有が弱い印象を受けた。
- ・部署間あるいは地域間で横ぐしを通しての連携、課題の蓄積に取り組んでほしい。若年層の課題は複雑化しており、性的マイノリティ、外国籍、若年男性の問題も顕在化中、多様な課題を蓄積するシステムの構築が必要ではないか。
- ・部署間の連携や情報共有に関して、複数の部署に分かれて対応することを前提にするのではなく、例えばワンストップ化を相談支援にも取り入れるなど、相談の機能のあり方を変えていく検討も必要ではないか。
- ・ジェンダーの視点からのアウトリーチについては、今後強化できる面もあるのではな

いか。特に、支援現場で蓄積された知見を共有できる場があれば、女性支援という側面でも、よりよい支援のノウハウを共有できるのではないかと。

- ・ホームレスの自立支援に関して、若年女性だけではなく性的マイノリティなど、現状ではデータを把握できていない人々の把握も今後検討していく必要がある。

②制度や社会構造上の問題

- ・本人の選択肢が限られる、また選択肢として何があるのか情報が欠ける場合、支援者が本人の自己決定を認めることが、本当に自己決定の尊重となっているのか、点検が必要ではないか。
- ・DVを受けているケースでは女性専用施設に繋げる支援ルートがあるが、親とのトラブル等では、施設に繋がれない状態にある人もいることが印象的だった。
- ・若年女性が抱える困難に家庭環境も深くかかわっており、次世代に負のループが続かないよう、現在虐待を受けている、困窮している若年層に対して、紙に限定されない多様な媒体による情報提供など、アクションをとる必要があるのではないかと。
- ・若年層が信頼できる場、受け入れられる場が社会に少ないことも問題としてある。そうした場をどうやって構築していくか、市などの公的部門全体で検討していく必要があるのではないかと。
- ・若年層への住宅や医療の提供に関して、一つの部署や自治体内に留まらない、大きな構造的な問題があることがヒアリングを通じて把握された。
- ・支援の現場では、個人が抱える問題をどのように解決するかという視点で対応されるが、不景気、非正規雇用、不安定収入、家族や家庭の在り方など、社会の在り方を長期的に考えていかなければ、解決は難しいと感じる。
- ・非正規雇用者の課題として、税金や社会保障などを理解し、生活力を身に着ける教育がないことが指摘されており、義務教育の段階からの教育・啓発の推進に向けた検討が必要である。
- ・風俗店における寮なども困難を抱える若年女性の居場所の一つとなっている実態があるが、こうした場がセーフティネットとして機能している状況をいかに防止していくか、今後の課題となっている。

7 川崎市男女平等推進審議会について

(1) 掌 握 事 務

- ア 男女平等推進行動計画の策定・変更に際し、意見を述べる。(条例第8条)
- イ 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議(条例第17条)

(2) 組 織

第10期川崎市男女平等推進審議会

任 期：令和3(2021)年4月1日～令和5(2023)年3月31日

委員数：12人(女性7人、男性5人)

- ・男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。
- ・市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(3) これまで実施したヒアリング

実施日時	対象等
平成22(2010)年 7月1日(木)	第2期行動計画 柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実 【局・区の男女共同参画推進員】
平成23(2011)年 8月26日(金)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター、川崎区役所保健福祉サービス課】 ② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実 【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成24(2012)年 9月19日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅳ－基本施策12 政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課、課長職の女性職員】 ② ひとり親世帯への施策【市民・子ども局子ども本部子ども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室】
平成25(2013)年 10月2日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策2 DV被害者支援対策について【市民・子ども局子ども本部、区役所所管課】 ② 柱Ⅲ－基本施策8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会人権・共生教育担当、生涯学習推進課】
平成26(2014)年 8月22日(金) 9月24日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅱ－基本施策4 事業者による男女共同参画の取組と、男女共同参画の視点における市内企業・事業所の現状と課題及びそれらを踏まえた市の取組について【一般社団法人 中原工場協会、経済労働局労働雇用部】 ② 柱Ⅳ－基本施策11 かわさき男女共同参画ネットワークの検証と活用について【市民・子ども局人権・男女共同参画室】

<p>平成27(2015)年 9月2日(水)</p>	<p>第3期行動計画 (1)男性の子育て・地域活動への参加促進について ① 目標Ⅰ基本施策3 施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり 【教育委員会生涯学習推進課】 ② 目標Ⅲ基本施策1 施策1 地域活動における男女共同参画の促進 【高津区役所生涯学習支援課】 (2)男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について 目標Ⅲ基本施策1 施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【総務局危機管理室、中原区役所危機管理担当】</p>
<p>平成28(2016)年 9月1日(木)</p>	<p>第3期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策3 キャリア在り方生き方教育における男女共同参画の視点について 【教育委員会教育改革推進担当】 ② 目標Ⅱ基本施策2 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【経済労働局企画課、労働雇用部】 【教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター】</p>
<p>平成29(2017)年 7月31日(月)</p>	<p>第3期行動計画 特定事業主行動計画に基づく市内の女性活躍に向けた取組について 目標Ⅱ基本施策1 施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進 目標Ⅱ基本施策3 施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進 【総務企画局人事部人事課】</p>
<p>平成30(2018)年 9月14日(金)</p>	<p>第3期行動計画 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組について 目標Ⅰ基本施策2 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進 【市民文化局人権・男女共同参画室、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、区役所所管課】</p>
<p>令和元(2019)年 8月30日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策2 市職員に向けたハラスメントの防止及び被害者支援の取組について 【総務企画局人事部人事課】 ② 目標Ⅲ基本施策9 若年層を対象にした就労自立支援について 【経済労働局労働雇用部】</p>
<p>令和2(2020)年 7月17日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 困難な状況にある若年女性に向けた支援について 【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども支援部こども保健福祉課】 ② ひとり親家庭に向けた支援について 【こども未来局こども支援部こども家庭課】</p>

<p>令和3（2021）年 9月2日（木）</p>	<p>第4期行動計画 ①若年層を対象にした暴力防止の啓発について 【教育委員会事務局教育政策室】 ②男女共同参画センターにおける若年層への取組について 【川崎市男女共同参画センター】</p>
<p>令和4（2022）年 7月25日（月）</p>	<p>第4期行動計画 ①生活困窮者等に対する自立支援について 【健康福祉局生活保護・自立支援室】 ②区役所における若年女性への支援について 【川崎区役所大師支所健康福祉ステーション】</p>

第10期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

◎会長、○副会長

	氏 名	所属等
1	いたい ひろあき 板井 広明 ○	専修大学経済学部 准教授
2	うえむら かずひろ 上村 和弘	川崎市PTA連絡協議会 副会長
3	おかもと よしあき 岡本 佳哲	川崎地域連合 (三菱化工機労働組合 執行委員長)
4	かいのう たみえ 戒能 民江 ◎	お茶の水女子大学 名誉教授
5	こばやし すずむ 小林 進	市民公募
6	たきがみ ありさ 瀧上 亜里佐	川崎商工会議所
7	なかの けんと 中野 絢斗	市民公募
8	はしもと じゅんこ 橋本 純子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
9	ほんだ みか 本多 美花	川崎市ケーブルテレビ協議会 (イツツ・コミュニケーションズ株式会社 経営統括室・人事担当 部長)
10	みしく ゆりこ 御宿 百合子	川崎市医師会 理事
11	むらお ゆみこ 村尾 祐美子	東洋大学社会学部 准教授
12	ゆやま かおる 湯山 薫	神奈川県弁護士会

令和4年12月現在

【参考資料】

令和3(2021)年度進捗状況調査様式

- ・令和3(2021)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート [様式1]
- ・令和3(2021)年度男女共同参画推進員による評価シート [様式2]

男女平等かわさき条例

調査票

目標 I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

様式 1

令和3(2021)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

事業番号	事業	事業概要	令和2(2020)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の進捗度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署	
				年度	達成度	達成度を選択した理由					
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進											
1 男女共同参画の理解の促進											
(1)人権教育・啓発の推進											
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。											
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)							
				R2(2020)							
				R3(2021)							
2	男女平等についての理解を効果的に深めるために、さまざまな機会や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市内公共施設における広報や、市HPを活用した広報		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)							
				R2(2020)							
				R3(2021)							
3	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	男女共同参画センターによる研修・講座の実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)							
				R2(2020)							
				R3(2021)							
		男女平等かわさきフォーラムの開催			H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室
					R1(2019)						
					R2(2020)						
					R3(2021)						

令和3年度 男女共同参画推進員による評価シート

様式 2

	局本部(室)区	室・課	担当者	内線
担当				

目標 I	男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
基本施策	1 男女共同参画の理解の促進 2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援 3 家庭生活への男性の参画促進

例を参考に、該当する項目にチェックしてください。具体的な取組についても併せて記入してください。
 (※該当する所管事業がない場合は、回答の必要はありません。)

1 事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) ・審議会等に委員を選任する際、割合の少ない性別の委員の数が増えるような取組を行った。
 ・審議会等や会議では、男女双方が意思決定できる立場となるよう取組を行った。
 ・審議会等や会議で固定的な役割分担意識にとらわれない取組を行った。
 ・事業の企画・実施に当たり、男女共に参加する体制を整備した。
 ・広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。

具体例:

2 男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) ・事業の実施に当たり男女ともに参加しやすい曜日や時間帯を設定した。
 ・保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。
 ・参加者の募集に当たり男女の募集が偏らないよう工夫した。
 ・性別に関わらず、幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。
 ・バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。
 ・男女共に参加しやすい広報を心がけた。
 ・審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。
 ・セクハラなど性別に基づくハラスメント防止に向けた取組を行った。
 ・男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。

具体例:

3 性別により異なる課題やニーズがあることを把握した

把握した 把握しなかった

- 例) ・アンケートや調査で必要に応じて性別把握項目を設置し(※)、性別により異なる課題やニーズを把握した
 ・事業登録者や参加者など、事業対象者の統計を必要に応じ性別区分で把握した。
 ・事業推進の中で、性別により異なる課題やニーズがあることを把握した。

具体例:

4 その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果

取組を行った 取組を行っていない

具体例:

(※)人権・男女共同参画室では30川市人第272号(平成30年8月15日付)にて、申請書等における性別記載欄の見直しを依頼しております。
 アンケート調査等で性別記載欄を設定する際は、通知を参考に御検討いただけますようお願いいたします。

男女平等かわさき条例

平成13年6月29日
条例第14号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本施策等(第8条～第15条)

第3章 拠点施設(第16条)

第4章 男女平等推進審議会(第17条)

第5章 雑則(第18条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において女性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組む、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び

事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和3(2021)年度

第10期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

令和4(2022)年12月発行

川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

E-mail アドレス 25danjo@city.kawasaki.jp



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th